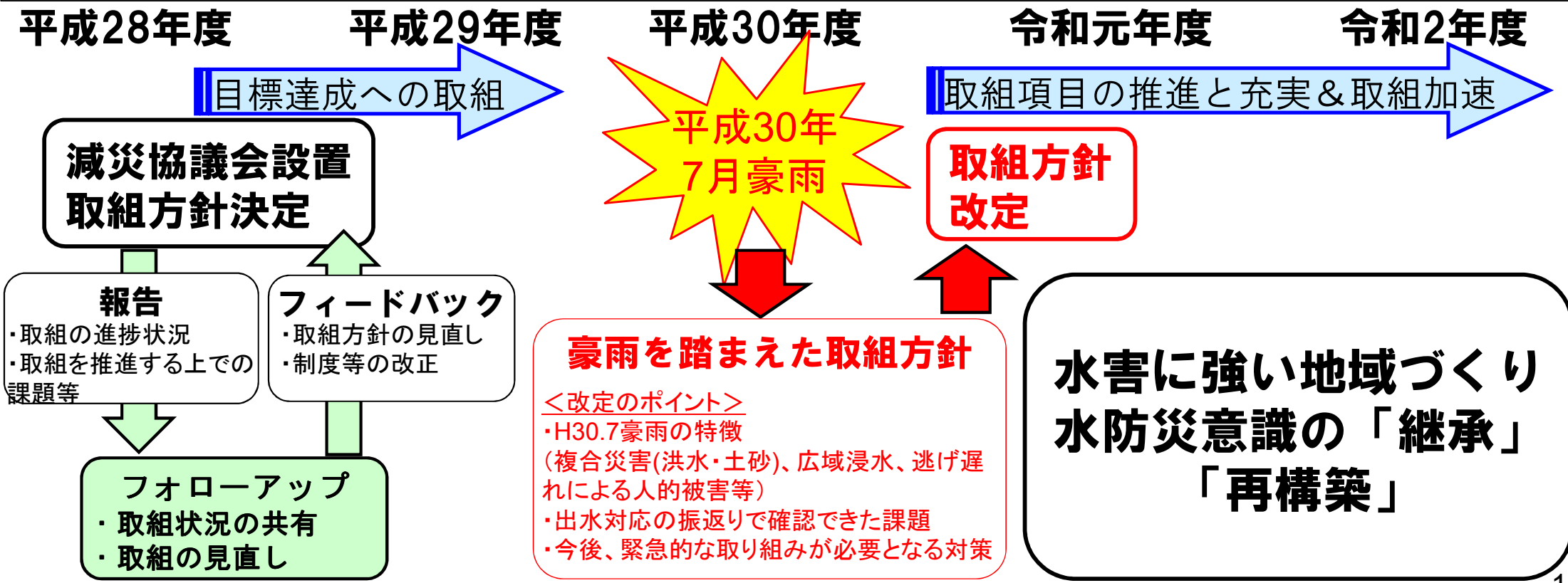


吉井川・旭川水系および高梁川水系では、平成28年度に大規模氾濫時の減災対策協議会を立ち上げ、「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえた取組を始めていたところであったが、平成30年7月豪雨では甚大な人的被害、社会経済被害が発生した。豪雨の特長を踏まえ、取組項目の推進と充実を図るために本協議会は以下の3つの目的がある。

- 平成30年度の減災対策の取組結果の報告・共有
- 国・県の減災対策協議会の統合
- 平成30年7月豪雨を踏まえ緊急的に取り組むべき施策等を追加した取組方針の見直し

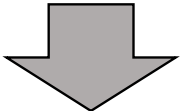


国・県の減災対策協議会の統合

これまで国・県それぞれで設置していた減災対策協議会について、令和元年5月29日付けで県減災協議会を廃止し、同日、国・県が事務局となる水系ごとの協議会に統合する。
吉井川・旭川・高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会について規約を改正する。

< H 3 0 . 1 2 . 2 6 まで >

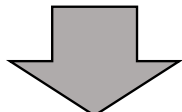
協議会名	岡山県減災協 (事務局：県)	高梁川水系減災協 (事務局：国)	吉井川・旭川水系減災協 (事務局：国)
構成市町村	全市町村、国道事務所、 気象台	倉敷市、総社市、浅口市、早島町、 国道事務所、気象台	岡山市、赤磐市、瀬戸内市、和気町、 備前市、国道事務所、気象台
対 象	県管理区間	国直轄区間	国直轄区間



・高梁川水系減災協を国と県で統合

< H 3 0 . 1 2 . 2 7 から現在 >

協議会名	県減災協 (事務局：県)	高梁川水系減災協 ^{統合} (事務局：国、県)	吉井川・旭川水系減災協 (事務局：国)
構成市町村	全市町村、国道事務所、 気象台	倉敷市、総社市、浅口市、早島町、井原 市、高梁市、新見市、矢掛町、中国電力、 中国四国農政局、国道事務所、気象台	岡山市、赤磐市、瀬戸内市、和気町、 備前市、国道事務所、気象台
対 象	県管理区間	国直轄区間・県管理区間	国直轄区間



・県減災協議会を解散

・吉井川・旭川水系減災協議会を水系ごとに分解、国と県で統合

< H 3 1 出水期までに（予定） >

協議会名	県減災協 (事務局：県)	高梁川水系減災協 ^{統合} (事務局：国、県)	旭川水系協議会 ^{統合} (事務局：国、県)	吉井川水系減災協 ^{統合} (事務局：国、県)
構成市町村	^{解散}	倉敷市、総社市、浅口市、早島町、井原市、 高梁市、新見市、矢掛町、笠岡市、里庄町、 中国電力、中国四国農政局、国道事務所、 気象台	岡山市、玉野市、赤磐市、真庭市、新 庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町、 〔鏡野町〕、国道事務所、気象台	岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、 美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈 義町、西粟倉村、〔赤磐市〕、〔美咲町〕、 国道事務所、気象台
対 象		国直轄区間・県管理区間	国直轄区間・県管理区間	国直轄区間・県管理区間

※〔 〕は、オブザーバーとして協議会に参加。
＜考え方＞面積や人口等の多い協議会に委員参加、もう一方にオブザーバー参加。

吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（改正案）

（名称）

第1条 本会は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9及び10に基づき組織することとし、「吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 吉井川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市町村や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 3 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所及び岡山県土木部河川課が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年8月4日から施行する。

改正 平成30年 2月 2日(第1条改正)

改正 平成30年 5月16日(第5条別表改正)

改正 令和元年 5月29日(国と県の協議会の統合)

吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会（案）

（委員）岡山市長

津山市長

備前市長

瀬戸内市長

美作市長

和気町長

鏡野町長

勝央町長

奈義町長

西粟倉村長

岡山県 危機管理監

岡山県 土木部長

気象庁 岡山地方気象台長

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

国土交通省 中国地方整備局 苫田ダム管理所長

（オブザーバー）赤磐市

美咲町

国土交通省 中国地方整備局 河川部

吉井川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会（案）

（構成員）岡山市 危機管理室長

岡山市 下水道河川局 下水道河川計画課 河川防災担当課長

津山市 総務部長

津山市 都市建設部長

備前市 市長公室長

備前市 建設部長

瀬戸内市 危機管理部長

瀬戸内市 産業建設部長

美作市 危機管理監

美作市 建設部長

和気町 総務部 総務課 危機管理室長

鏡野町 危機管理監

鏡野町 建設課長

勝央町 総務部参事

勝央町 産業建設部参事

奈義町 総務課長

奈義町 地域整備課長

西栗倉村 総務企画課長

西栗倉村 建設課長

岡山県 危機管理課長

岡山県 土木部 河川課長

岡山県 土木部 防災砂防課長

気象庁 岡山地方气象台 防災管理官

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 副所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 総括保全対策官

国土交通省 中国地方整備局 苫田ダム管理所 管理係長

（オブザーバー）赤磐市

美咲町

旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（改正案）

（名称）

第1条 本会は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9及び10に基づき組織することとし、「旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 旭川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市町村や県、国等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 3 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

- 2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所及び岡山県土木部河川課が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年8月4日から施行する。

改正 平成30年 2月 2日(第1条改正)

改正 平成30年 5月16日(第5条別表改正)

改正 令和元年 5月29日(国と県の協議会の統合)

旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会（案）

（委員）岡山市長

玉野市長

赤磐市長

真庭市長

新庄村長

久米南町長

美咲町長

吉備中央町長

岡山県 危機管理監

岡山県 土木部長

気象庁 岡山地方気象台長

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

（オブザーバー）鏡野町

国土交通省 中国地方整備局 河川部

旭川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会（案）

（構成員） 岡山市 危機管理室長

岡山市 下水道河川局 下水道河川計画課 河川防災担当課長

玉野市 総務部長

玉野市 建設部長

赤磐市 総務部長

赤磐市 建設事業部長

真庭市 危機管理監

真庭市 建設部長

新庄村 総務企画課長

新庄村 産業建設課長

久米南町 総務企画課長

久米南町 建設水道課長

美咲町 くらし安全課長

美咲町 建設課長

吉備中央町 総務課長

吉備中央町 建設課長

岡山県 危機管理課長

岡山県 土木部 河川課長

岡山県 土木部 防災砂防課長

気象庁 岡山地方気象台 防災管理官

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 副所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 総括保全対策官

（オブザーバー） 鏡野町

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約（改正案）

（名称）

第1条 本会は、水防法（昭和24年6月4日法律第193号）第15条の9及び10に基づき組織することとし、「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 高梁川水系における堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する市町や県、国及びダム管理者等が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進し、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

（協議会の実施事項）

第3条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 1 洪水の浸水想定等の水害リスク情報と、現状の減災に係る取組状況等の共有
- 2 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排除を実現するために各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」の作成・共有
- 3 「地域の取組方針」に基づく対策の実施状況のフォローアップ
- 4 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項

（協議会）

第4条 協議会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて委員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（幹事会）

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、協議会の下に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げる構成員をもって構成する。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて構成員以外の者の出席を要請し、意見を聴くことができる。

（真備部会）

第5条2 真備地区について緊急対策に係る取り組みの検討を行うため、真備部会を置く。

- 2 真備部会は、真備部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(防災行動計画検討部会)

第5条3 高梁川流域における大規模氾濫時の事前防災行動計画の検討を行うため、防災行動計画検討部会を置く。

2 防災行動計画検討部会は、部会設置要綱に基づき、会議運営を行うものとする。

(会議の公開)

第6条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより、公開と見なす。

3 各部会の会議及び会議資料の公開については、各部会の設置要綱に基づくものとする。

(協議会資料等の公表)

第7条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第8条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所及び岡山県土木部河川課が務める。

(雑則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附則) 本規約は、平成28年8月4日から施行する。

改正 平成29年 5月22日(第4条別表改正)

改正 平成30年 2月 2日(第1条改正)

改正 平成30年 5月16日(第5条別表改正)

改正 平成30年10月31日(真備部会の設置)

改正 平成30年12月27日(減災対策協議会の再編、防災行動計画検討部会の設置)

改正 令和元年 5月29日(構成市町の追加等)

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会（案）

（委員） 倉敷市長

笠岡市長

井原市長

総社市長

高梁市長

新見市長

浅口市長

早島町長

里庄町長

矢掛町長

岡山県 危機管理監

岡山県 土木部長

中国電力株式会社 電源事業本部部長（再生可能エネルギー）

気象庁 岡山地方気象台長

農林水産省 中国四国農政局 地方参事官（各省調整）

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所長

国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長

（オブザーバー）

広島県

国土交通省 中国地方整備局 河川部

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策幹事会（案）

（構成員） 倉敷市 総務局参与

倉敷市 土木部長

笠岡市 危機管理部長

笠岡市 建設部長

井原市 総務部長（兼）危機管理監

井原市 建設部長

総社市 危機管理室長

総社市 建設部長

高梁市 政策監

高梁市 経済産業部長

新見市 総務部長

新見市 建設部長

浅口市 企画財政部長

浅口市 産業建設部長

早島町 総務課長

早島町 建設農林課長

里庄町 総務課長

里庄町 農林建設課長

矢掛町 総務企画課長

矢掛町 建設課長

岡山県 危機管理課長

岡山県 土木部 河川課長

岡山県 土木部 防災砂防課長

中国電力株式会社 電源事業本部（水力土木運営）マネージャー

気象庁 岡山地方気象台 防災管理官

農林水産省 中国四国農政局 農村振興部 設計課 水利計画官

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所 副所長

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所 総括保全対策官

国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所副所長

（オブザーバー）

広島県

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

防災行動計画検討部会設置要綱（案）

（目的）

第1条 この要綱は、台風等による風水害に備えたタイムライン（防災行動計画）を検討することを目的として設置する「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 防災行動計画検討部会」（以下「防災行動計画検討部会」という。）に関する必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 防災行動計画検討部会は、次の事項について所掌する。

- 2 防災行動計画検討部会の参加機関を対象とした高梁川水系において台風及び内水等による風水害に備えたタイムラインの検討を行う。
- 3 防災行動計画検討部会で協議した結果については、協議会へ報告する。
- 4 その他必要な事項

（組織構成）

第3条 防災行動計画検討部会の組織構成は、以下のとおりとする。

- 2 防災行動計画検討部会は、別紙に掲げる構成機関をもって構成する。
- 3 防災行動計画検討部会は、第1項によるもののほか、必要に応じて構成機関以外のものの出席を要請し、意見を聞くことができる。
- 4 防災行動計画検討部会には座長を置くものとする。
- 5 座長は、会務を総括し、防災行動計画検討部会を代表する。

（会議の招集等）

第4条 防災行動計画検討部会は、座長の招集により会議を開催する。座長は、必要に応じて組織以外の機関等の出席を求め、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第5条 防災行動計画検討部会は、原則公開とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議における議事要旨は、会議後、事務局が作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省中国地方整備局岡山河川事務所ホームページにて公開するものとする。

（事務局）

第6条 防災行動計画検討部会の庶務を行うため、事務局を置く。

- 2 事務局は、中国地方整備局岡山河川事務所に置く。

(雑則)

第7条 この規約に定めるもののほか、防災行動計画検討部会の運営に関し必要な事項については、防災行動計画検討部会で定めるものとする。

(附則) 本要綱は、平成30年12月27日から施行する。

改正 令和元年 5月29日(第3条別紙改正)

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策防災行動計画検討部会

(構成機関) 倉敷市

笠岡市

井原市

総社市

高梁市

新見市

浅口市

早島町

矢掛町

(一社) 岡山県 LP ガス協会

西日本電信電話(株) 岡山支店

西日本旅客鉄道(株) 岡山支社

井原鉄道(株)

水島臨海鉄道 (株)

(公社) 岡山県バス協会

日本放送協会 岡山放送局

西日本放送(株)

(株)瀬戸内海放送

山陽放送(株)

テレビせとうち(株)

岡山放送(株)

井原放送(株)

(株)倉敷ケーブルテレビ

(株)吉備ケーブルテレビ

玉島テレビ放送(株)

岡山エフエム放送(株)

(株)エフエムくらしき

エフエムゆめウェーブ(株)

中国電力(株)

岡山県

岡山県警察

陸上自衛隊日本原駐屯地

NPO 法人まちづくり推進機構岡山

高梁川用水土地改良区

農林水産省 中国四国農政局

気象庁 岡山地方气象台

国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所

国土交通省 中国地方整備局 岡山河川事務所

国土交通省 中国地方整備局 高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所

(アドバイザー)

岡山大学大学院 西山哲 教授

岡山大学大学院 前野詩朗 教授

(オブザーバー) 里庄町

広島県

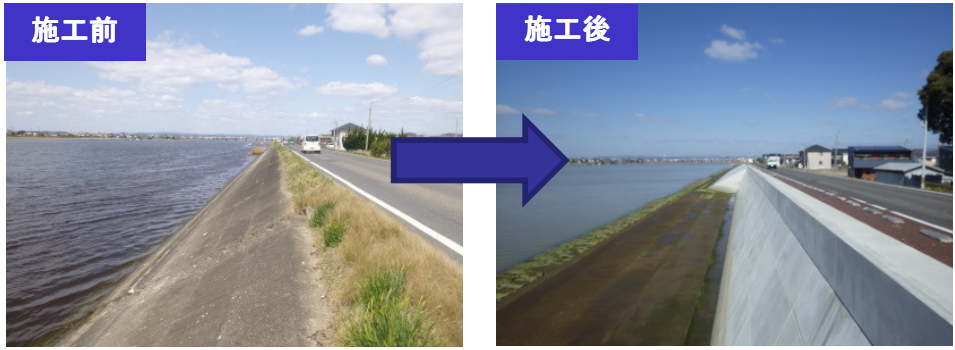
国土交通省関連の取組

■ 流下能力対策

対策箇所

- ・堤防高が低い等、当面の目標に対して流下能力が不足している箇所（上下流バランスを確保しながら実施）

計画：2.65km (H31.3.31現在)			計画：2.61km (H31.3.31現在)			計画：11.78km (H31.3.31現在)		
水系	年度	実施状況	水系	年度	実施状況	水系	年度	実施状況
吉井川水系	H29年度まで	0.50km（累計19%）	旭川水系	H29年度まで	0.40km（累計15%）	高梁川水系	H29年度まで	7.18km（累計61%）
	H30年度	0.65km（累計25%）		H30年度	0.50km（累計19%）		H30年度	—
見直しにより対策不要となった区間を含む			見直しにより対策不要となった区間を含む			見直しにより対策不要となった区間を含む		



旭川水系



高梁川水系

■パイピング対策

対策箇所

- ・過去の漏水実績箇所等、浸透により堤防が崩壊する恐れのある箇所
- ・旧河道跡等、パイピングにより堤防が崩壊する恐れのある箇所

計画：2.98km

(H31.3.31現在)

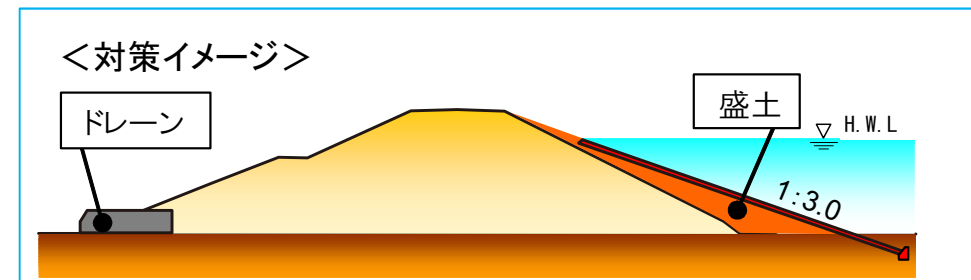
水系	年度	実施状況
旭川水系	H29年度まで	2.72km（累計91%）
	H30年度	2.82km（累計95%）

見直しにより対策不要となった区間を含む

■浸透対策

対策箇所

- ・過去の漏水実績箇所等、浸透により堤防が崩壊する恐れのある箇所



計画：2.63km

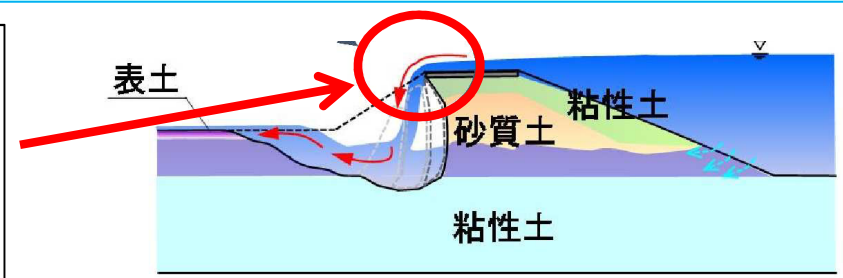
(H30.3.31現在)

水系	年度	実施状況
高梁川水系	H29年度まで	—
	H30年度	1.00km（累計38%）

見直しにより対策不要となった区間を含む

■天端の保護

堤防天端をアスファルト等で保護し、堤防への雨水の浸透を抑制するとともに、越水した場合には法肩部の崩壊の進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



計画:2.60km(完) (H31.3.31現在)		
水系	年度	実施状況
吉井川水系	H28年度まで	2.60km (累計100%)

見直しにより対策不要となった区間を含む

計画:1.23km(完) (H31.3.31現在)		
水系	年度	実施状況
旭川水系	H28年度まで	1.23km (累計100%)

見直しにより対策不要となった区間を含む

計画:0.69km(完) (H31.3.31現在)		
水系	年度	実施状況
高梁川水系	H28年度まで	0.69km (累計100%)

見直しにより対策不要となった区間を含む



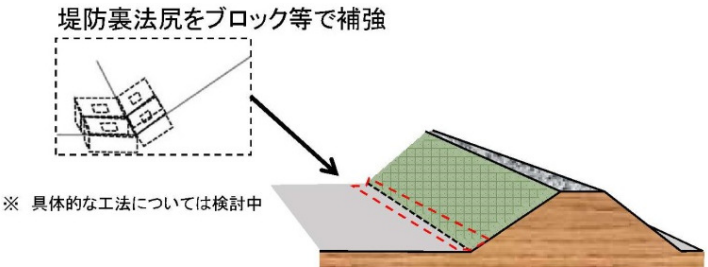
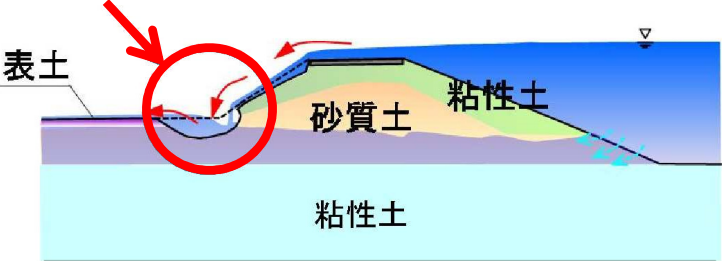
吉井川水系



高梁川水系

■裏法尻の補強

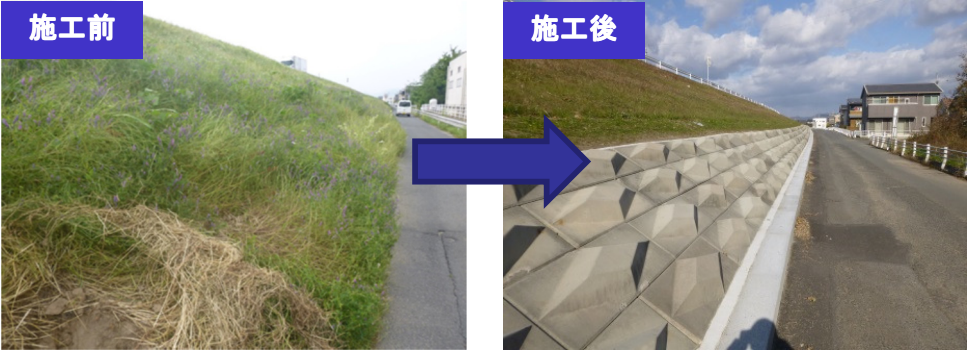
裏法尻をブロック等で補強し、越水した場合には深掘れの進行を遅らせることにより、決壊までの時間を少しでも延ばす



計画: 1.75km (H30.3.31現在)

水系	年度	実施状況
高梁川水系	H29年度まで	0.35km (累計20%)
	H30年度	—

見直しにより対策不要となった区間を含む



高梁川水系



堤防天端の保護は計画した取組内容を既に完了しており、その他の流下能力対策、パイピング対策、浸透対策および裏法尻の補強について順次実施中である。

	吉井川水系	旭川水系	高梁川水系
流下能力対策	0.65km／2.65km(25%)	0.50km／2.61km(19%)	7.18km／11.78km(61%)
パイピング対策	—	2.82km／2.98km(95%)	—
浸透対策	—	—	1.00km／2.63km(38%)
堤防天端の保護	2.60km／2.60km(100%)	1.23km／1.23km(100%)	0.69km／0.69km(100%)
裏法尻の補強	—	—	0.35km／1.75km(20%)

平成30年度末まで実績／全体計画(進捗率%)

■雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備

●ライブカメラを公開しています。(岡山河川事務所ホームページ)

岡山河川事務所では、豪雨時に住民の方が河川の状態を自ら確認し、より迅速な避難等の対応をできるよう、71箇所(高梁川水系23箇所・旭川水系21箇所・吉井川水系27箇所)の映像をホームページに公開しています。

URL: <http://www.cgr.mlit.go.jp/okakawa/cctvpub/index.html>

※回線等の都合により予告無しに映像が見れなくなる場合があります。

岡川整備区

下記のマップ上で河川名をクリックしてください。

見たい河川名をクリック

見たいカメラをクリック

ライブカメラ画像が表示

■円滑な避難行動や水防活動を支援するため、危機管理型水位計や量水標、CCTVカメラの設置

危機管理型水位計について

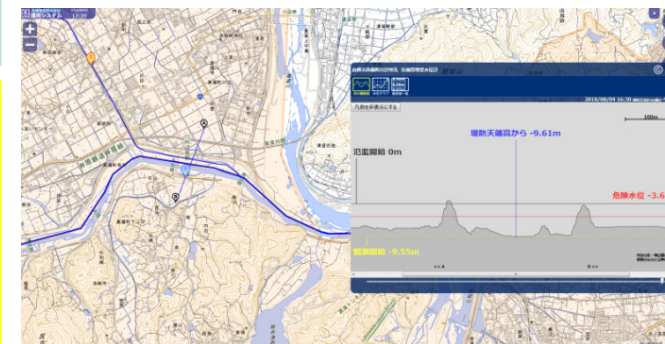
【目的】

洪水時のみの水位観測に特化した低コストな水位計を開発し、都道府県や市町村が管理する中小河川等への普及を促進し、水位観測網の充実を図る。

【特徴】

- 長期間メンテナンスフリー（無給電で5年以上稼働）
- 省スペース（小型化）（橋梁等へ容易に設置が可能）
- 初期コストの低減
（洪水時のみの水位観測により、機器の小型化や電池及び通信機器等の技術開発によるコスト低減）
（機器設置費用は、100万円／台以下）
- 維持コストの低減
（洪水時のみに特化した水位観測によりデータ量を低減し、IoT技術と併せ通信コストを縮減）

パソコン表示



URL: <https://k.river.go.jp/>

スマートフォン表示



QRコード



設置イメージ

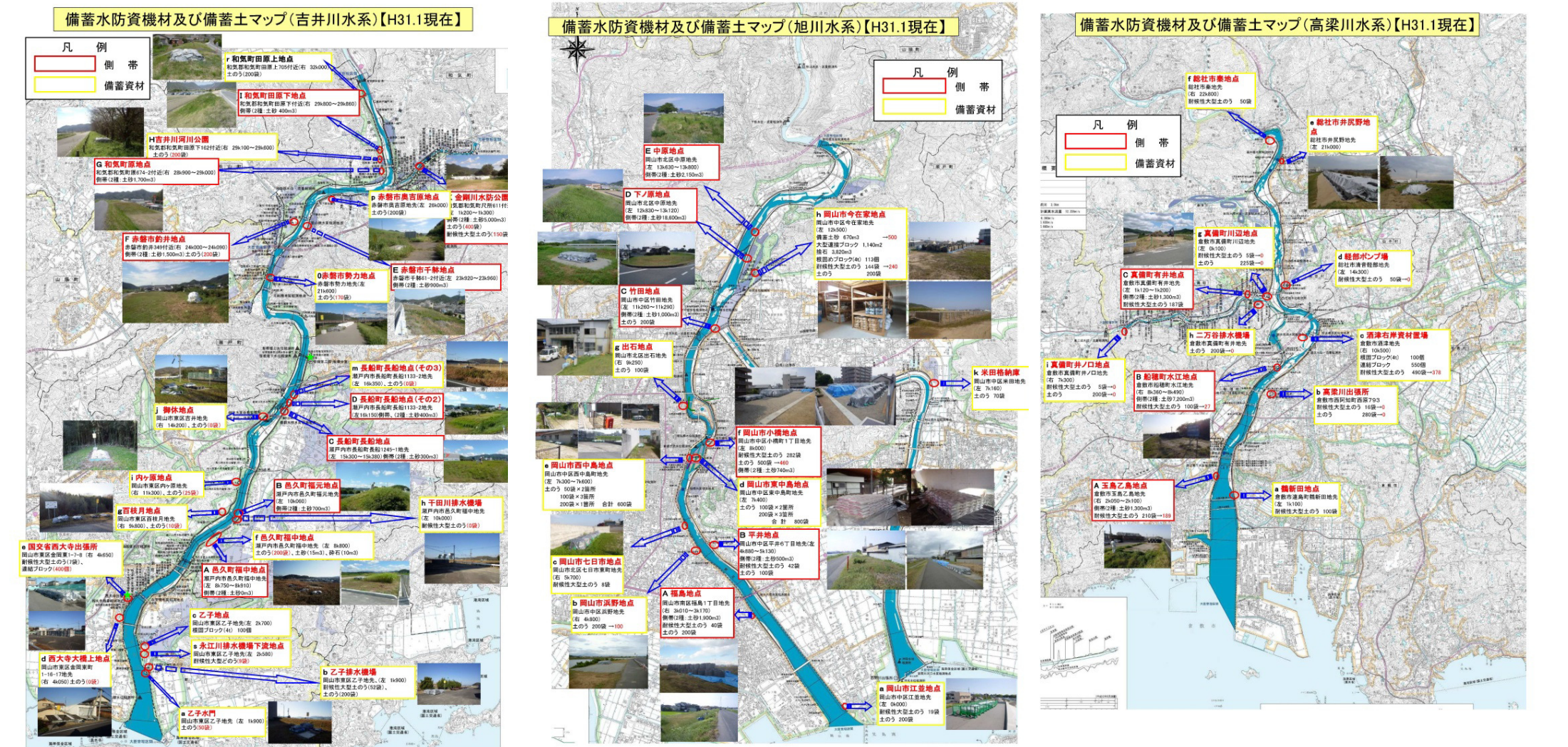


- ・吉井川: 11箇所
- ・旭川 : 7箇所
- ・高梁川: 14箇所(うち小田川6)

合計: 32箇所

■避難活動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備

保有する水防資機材の状況を平素より管理し、必要に応じて補充するなど、緊急時における速やかな対応を図る。



避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備

避難活動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備

保有する水防資機材の状況を平素より管理し、必要に応じて補充するなど、緊急時における速やかな対応を図る。

備蓄水防資機材及び備蓄土一覧表（H31.1現在）

備蓄水防資機材及び備蓄土一覧表(吉井川水系)

Table with 4 columns: 番号, 保管場所, 保管資材, 保管場所. It lists various types of water defense equipment and their storage locations.

備蓄水防資機材及び備蓄土一覧表(旭川水系)

Table with 4 columns: 番号, 保管場所, 保管資材, 保管場所. This table continues the list of equipment and storage locations for the Asahi River system.

備蓄水防資機材及び備蓄土一覧表(高梁川水系)

Table with 4 columns: 番号, 保管場所, 保管資材, 保管場所. This table continues the list of equipment and storage locations for the Takahashi River system.

■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上

◆ 検討会スケジュール

平成30年 12月27日	高梁川水系減災対策協議会 防災行動計画検討部会の設置
平成31年 1月30日	高梁川水害タイムライン勉強会 “高梁川の被害特性の把握、タイムラインの説明、今後の進め方” 連携するライフライン機関・交通機関・報道機関の抽出(各市町)
平成31年 3月11日	高梁川水害タイムライン検討会（発足式・第1回） “座長選任”、“グループワーキング”（各機関の重点行動項目の整理） ■事前準備（事務局） 「タイムライン（素案）」の作成
平成31年 5月10日	高梁川水害タイムライン検討会（第2回） “グループワーキング”（「タイムライン（素案）」を用いて、機関ごとに役割分担や調整事項を確認）、 “全体ワーキング”（全体で役割分担や調整事項を合意形成）
平成31年 6月頃	高梁川水害タイムライン検討会（第3回） 「高梁川水害タイムライン《初版》」のとりまとめ 「高梁川水害タイムライン《初版》」の運用
平成31年 11月頃	高梁川水害タイムライン検討会（第4回） “グループワーキング”（出水対応の振り返り、改善）
平成32年 2月頃	高梁川水害タイムライン検討会（第5回） “全体ワーキング”「高梁川水害タイムライン《（H31年度版）》完成 以降、振り返り、改善、運用をPDCAにより継続的に実施する。

◆ タイムライン（素案）の確認

第1回検討会の成果として“高梁川水害タイムライン（素案）”を作成し、第2回検討会の開催にあたり、参加機関へ素案を事前配布し、内容を確認していただきました。

【行動項目の整理】														
赤文字：第1回検討会後、各機関案反映（機関別行動項目チェックシート参照）														
青文字：第1回検討会後、事務局案反映（重点行動項目シート参照）														
【主体・支援の確認】														
◎：行動の主体、情報収集／伝達の主体機関														
○：行動の支援、情報収集／伝達の支援機関（情報の収集先／伝達先）														
【重点行動項目の整理】														
黄色ハッチ：情報伝達に係る重点行動項目														
ピンク色ハッチ：住民避難に係る重点行動項目														
青色ハッチ：浸水対策に係る重点行動項目														

一次第

1. 開会の挨拶 (西山座長)
2. 高梁川水害タイムライン検討会規約の改訂について (岡山河川事務所)
3. 第1回検討会振り返り (岡山河川事務所)
4. グループワーク (岡山河川事務所)
5. 質疑応答 (岡山河川事務所)
6. 講評 (榎谷所長、兼原センター長)

昨年の被災経験を活かしてこそ次のステップにいける。この経験をもう一度振り返り、我が国発の“逃げ遅れゼロ”をこの高梁川で実現するために協力して作っていただきたい。

座長 西山教授



情報の発信側と受け手側が同じレベルで理解することが大事である。タイムラインが機能しなければ、住民の避難にも繋がらない。住民の“逃げ遅れゼロ”に向けて取り組んでいきたい。

アドバイザー 前野教授



高梁川水害タイムライン検討会参加機関

倉敷市	矢掛町	警察
井原市	笠岡市	自衛隊
総社市	ライフライン（3機関）	住民
高梁市	鉄道（3機関）	高梁川用水土地改良区
新見市	バス	農林水産省
浅口市	報道（13機関）	気象庁
早島町	岡山県	国土交通省（3機関）

計39機関

重点行動項目から見る
高梁川水害タイムライン（素案）の特徴

- 情報収集・伝達に関する項目が多く選定されている
 - ⇒ 逃げ遅れゼロ、経済被害最小化に向けた対応を実施するため、**迅速な情報収集、確実な情報伝達が必要**とされている

各機関が必要とする情報の多様性

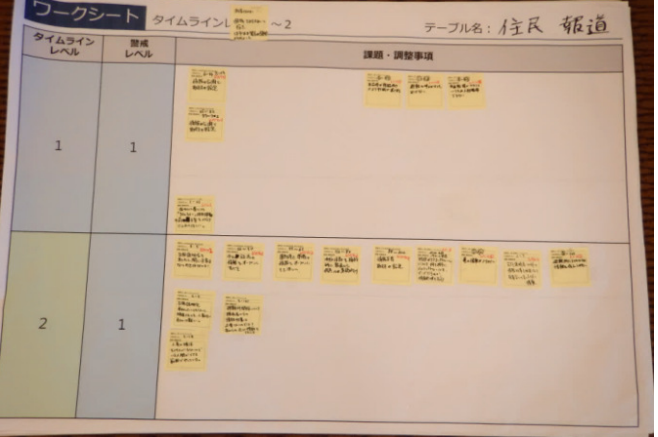
- ◆ 雨量、河川水位や、ダム放流通知などの気象・水象情報や、ライフライン停止に関する情報、交通機関の運行停止情報など様々な情報の収集、伝達が重要視されている

報道機関から住民への一元的な情報発信

- ◆ 報道機関では、災害発生前の啓発情報、地域情報の発信などの項目が追加されている。また、災害情報の一元化・単純化や、行政との連携の必要性が記載されている。

1 グループワーク

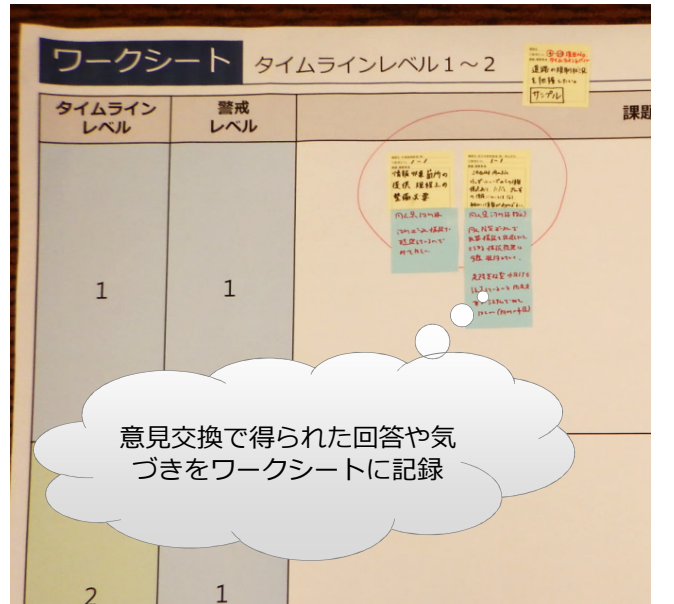
- ① 各機関・部署で選定した**重点行動項目**のうち、**情報発信・伝達に係る重点行動項目**を確認
- ② **重点行動項目**の課題・調整事項を抽出（役割分担の確認、懸念事項、多機関との調整の必要性を検証）し、グループで整理



↑レベルごとに情報発信・伝達に係る課題や調整事項を整理
←グループワークの様子

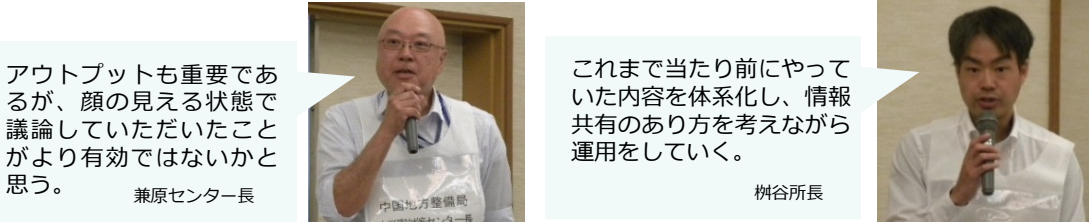
2 全体ワーク

- ① グループごとに課題解決シートの内容を発表
- ② 各グループが最も解決すべき重点課題・取組事項について、関係する他機関への投げかけや全体での意見交換により解決策を検討



◆ まとめ

- ・ 全機関で**情報発信・伝達**に関して特に重点とされる課題や調整事項について意見交換し、**合意形成**が図れた。
- ・ **情報を上手く共有し、活用することが重要であり、情報の一元化やプッシュ型の必要性**が問われた。



【次回】高梁川水害タイムライン検討会（第3回）

- 開催：6月11日（火）予定 「高梁川水害タイムライン《初版》」のとりまとめ

広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知



国土を整え、全力で備える
国土交通省
中国地方整備局
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Chugoku Regional Development Bureau

■ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用

災害時の避難や、事前の防災対策に役立つ情報を公開しています。

大雨が降ったとき

- ・どこが浸水するおそれがあるのか？
- ・どこで土砂災害の危険があるのか？
- ・どこの道路が通行止めになりやすいのか？



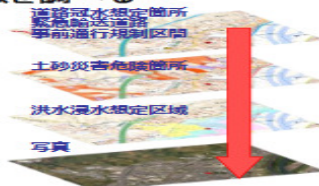
地震のとき

- ・どこが揺れやすいのか？
- ・活断層はどこにあるのか？
- ・大規模な盛土造成地はどこなのか？



阪神淡路大震災

重ねるハザードマップ ～自由にリスク情報を調べる～



アイコンボタンより知りたい情報をすぐに見られるようになりました。

わがまちハザードマップ ～地域のハザードマップを入手する～



トップページからまちを選択し、見たいハザードマップへ簡単にアクセスできるようになりました。

このような防災に関する様々な情報が分かるので、避難計画・防災対策に役立ちます。



避難ルートの検討



浸水対策の検討



耐震対策の検討



液状化対策の検討

国土交通省ハザードマップポータルサイト <http://disaportal.gsi.go.jp/>

ハザードマップ 検索

避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成

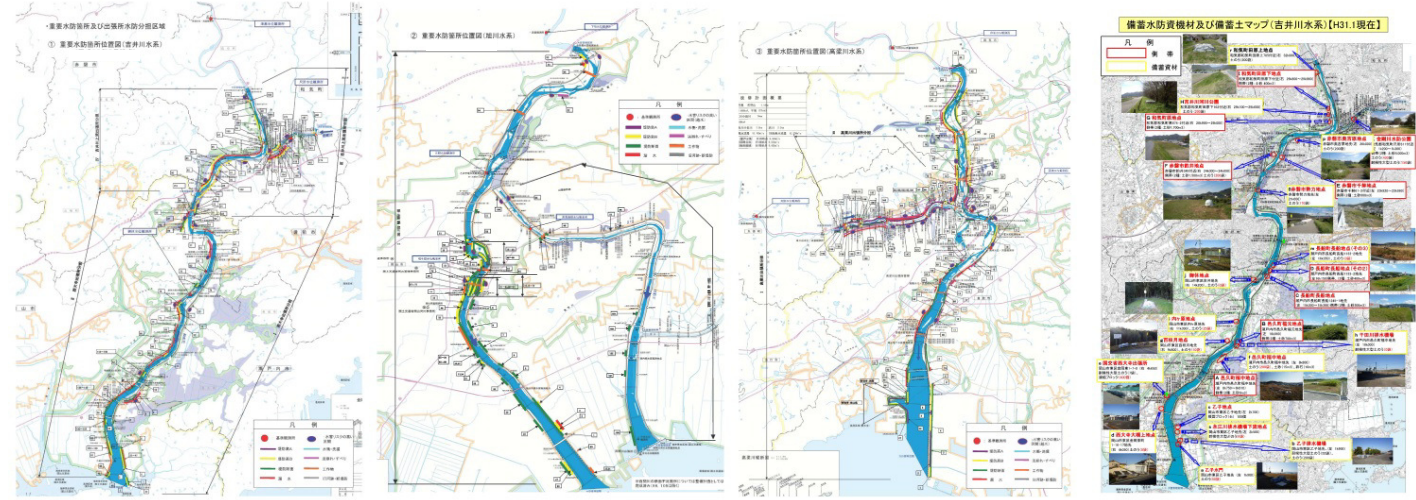
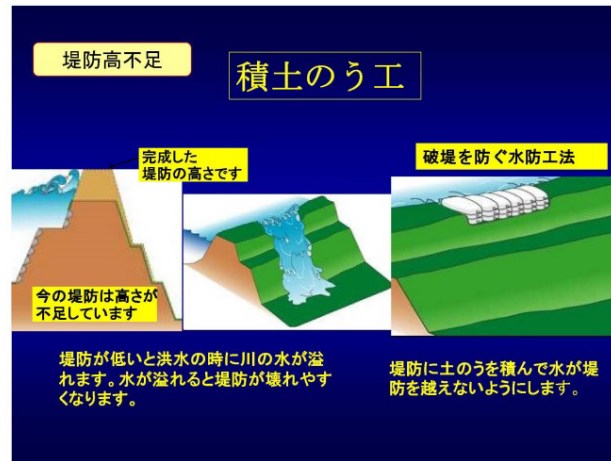
■タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練

自治体訓練への参加や支援【H30年度】

- ・平成30年11月25日(日)に赤磐市で実施された総合防災訓練に岡山河川事務所職員も参加

■水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催

- ・出水期前に水防活動・水防体制の強化を図る目的として、水防団等を対象に重要水防箇所の周知及び水防に必要な情報の提供を行い、協力強化に努めるよう依頼した。



説明会の様子



■スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の発信

平成30年5月より配信開始

緊急速報メールを活用した洪水情報のプッシュ型配信

～平成29年5月1日から、配信対象を国管理河川63水系にエリア拡大します～

国土交通省では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」のもと、洪水時に住民の主体的な避難を促進するため、平成28年9月から、国が管理する2河川（鬼怒川、荒川）の沿川市町村（茨城県常総市、愛媛県大洲市）において緊急速報メールを活用した洪水情報※1のプッシュ型配信※2に取り組んでいます。

平成29年5月1日から、国管理河川109水系のうち自治体や携帯電話事業者との調整等が整った63水系に配信対象をエリア拡大します。配信対象は、今後も順次拡大していきます。

- ※1 「洪水情報」とは、洪水予報指定河川の氾濫危険情報（レベル4）及び氾濫発生情報（レベル5）の発表を契機として、住民の主体的な避難を促進するために配信する情報です。
- ※2 「プッシュ型配信」とは、受信者側が要求しなくても発信者側から情報が配信される仕組みです。



洪水情報のプッシュ型配信イメージ

※今回のメール配信は、携帯電話事業者が提供する「緊急速報メール」のサービスを活用して洪水情報を携帯電話ユーザーへ周知するものであり、洪水時に住民の主体的な避難を促進する取組みとして国土交通省が実施するものです。

配信内容②

5 配信文案
洪水情報のプッシュ型配信では、以下文案例のように緊急速報メールが住民に配信されます。

○配信文案例

①河川氾濫のおそれ	②-i 河川氾濫発生 (河川の水が堤防を越えて流れ出ている時)	②-ii 河川氾濫発生 (堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出している時)
【見本】 (件名) 河川氾濫のおそれ (本文) 警戒レベル4相当 こちらは国土交通省中国地方整備局です 内容: 吉井川の吉井(岡山市東区)付近で水位が上昇し、避難勧告等の目安となる氾濫危険水位に到達しました 行動要請: 防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、各自安全確保を図るなど適切な防災行動をとってください 本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります	【見本】 (件名) 河川氾濫発生 (本文) 警戒レベル5相当 こちらは国土交通省中国地方整備局です 内容: 吉井川の岡山市東区瀬戸町大内地先(右岸、西側)付近で堤防が壊れ、河川の水が大量に溢れ出しています 行動要請: 防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、命を守るための適切な防災行動をとってください 本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります	【見本】 (件名) 河川氾濫発生 (本文) 警戒レベル5相当 こちらは国土交通省中国地方整備局です 内容: 吉井川の岡山市東区瀬戸町大内地先(右岸、西側)付近で河川の水が堤防を越えて流れ出しています 行動要請: 防災無線、テレビ等で自治体の情報を確認し、命を守るための適切な防災行動をとってください 本通知は、浸水のおそれのある市町村に配信しており、対象地域周辺でも受信する場合があります

【添付文書あり】

3

■効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成

国土交通省中国地方整備局

岡山河川事務所

Okayama River Management Office

本文へ サイトマップ 文字サイズ: 標準 大 特大

サイト内検索:

▶ホーム ▶事務所概要 ▶河川情報 ▶広報・お知らせ ▶入札・契約 ▶防災情報 ▶問い合わせ

1 新着情報

記者発表一覧 お知らせ一覧

平成30年2月26日 記者発表 みんなで考えるタイムライン防災～旭川水害タイムラインシンポジウム～を開催します。

河川画像 芦田ダムライブカメラ

注目情報

お役立ち情報

- 小田川合流点付替え事業～高梁川・小田川の沿川を洪水から守る～
- 旭川の水辺再生に向けて
- ミズベリング岡山旭川
- 旭川放水路（百間川）分流部の改築
- 熊本地震の被災状況調査(TEC-FORCE)
- 水防災意識社会再構築ビジョン**
- 旭川水害タイムライン検討会

- 岡山三川主要ダムの貯水状況 **NEW**
- 水辺で安全に遊ぶために
- おすすめ河川空間
- 防災マップをつくろう！！
- 坂根堰からのお知らせ
- 河川ゴミマップ

岡山地域の水位・雨量情報

工事進捗状況

伐採木・堆肥・刈草の配布

吉井川・旭川・高梁川 大規模氾濫時の減災対策協議会 - 岡山河川事務所 - Internet Explorer

http://www.tcr.mlit.go.jp/okakawa/kouhou/kyo/

吉井川・旭川・高梁川 大規模...

国土交通省中国地方整備局

岡山河川事務所

Okayama River Management Office

本文へ サイトマップ 文字サイズ: 標準 大 特大

サイト内検索:

▶ホーム ▶事務所概要 ▶河川情報 ▶広報・お知らせ ▶入札・契約 ▶防災情報 ▶問い合わせ

河川情報

ホーム 河川情報 各種委員会・検討会 吉井川・旭川・高梁川 大規模氾濫時の減災対策協議会

水防災意識社会再構築ビジョン

平成27年9月関東・東北豪雨では、記録的な大雨により鬼怒川の堤防が決壊しました。この災害を踏まえ、施設では守り切れない大洪水は必ず発生するとの考えに立ち社会全体で洪水に備えるため、国土交通省では「水防災意識社会再構築ビジョン」を作成しました。本ビジョンに沿って、全ての国管理河川とその沿川市町村において、平成32年度を目途に、ハード対策とソフト対策が一体となった水防災意識社会を再構築する取り組みを行います。

水防災意識社会再構築ビジョンホームページ
<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>

吉井川・旭川水系 大規模氾濫時の減災対策協議会
高梁川水系 大規模氾濫時の減災対策協議会

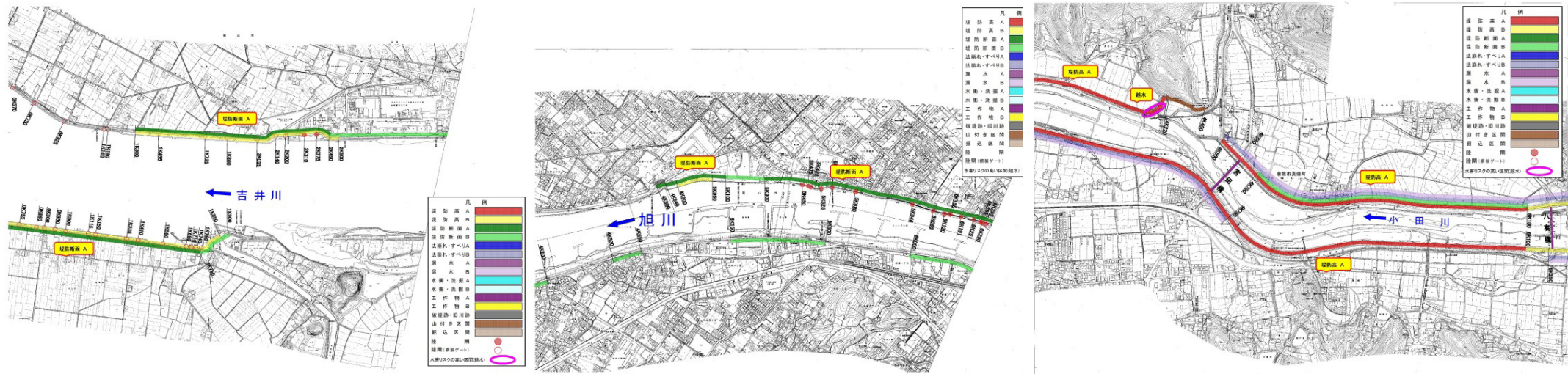
本協議会は堤防の決壊や越水等に伴う大規模な浸水被害に備え、隣接する自治体や県、国等が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体かつ計画的に推進するものです。

協議会規約ダウンロード

- 吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約 (PDF: 84KB)
- 高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会 規約 (PDF: 83KB)

■水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同巡視

- ・出水期前に現地において重要水防箇所の確認を行い、増水時の水防活動を目的として、水防団等を対象に合同で共同巡視を実施した。



共同巡視の様子



■水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進

岡山河川事務所ホームページで水防団員を募集している旨の記事を掲載中

岡山河川事務所 - Internet Explorer

http://www.cer.mlit.go.jp/okakawa/index.html

国土交通省中国地方整備局
岡山河川事務所
Okayama River Management Office

本文へ サイトマップ 文字サイズ: 標準 大 特大

サイト内検索: 検索

ホーム 事務所概要 河川情報 広報・お知らせ 入札・契約 **防災情報** 問い合わせ

水防団員募集中!

水害から地域を守る水防団員（消防団員）を岡山県下各市町村で募集しています。詳しく知りたい方は居住する**市町村等**にお問い合わせください。

新着情報

平成30年2月14日

平成30年2月2日

平成30年2月1日

平成30年2月1日

平成29年12月2日

平成29年12月2日

平成29年12月1日

注目情報

- 小田川合流の沿川を洪水
- 旭川の水辺

http://www.cer.mlit.go.jp/okakawa/bousai/suiboudan/suiboudaninbosyu.pdf

みんなの地域をみんなで守る！
水防団員募集中!

水害を未然に防止し、被害を最小限に食い止め、私たちの生命や財産を守るために、重要な役割を果すのが水防（消防）団員です。一人ひとりが力を合わせてこそ水防は成り立つのです。現在水防（消防）団員は、減少、高齢化が進んでおり、水防活動の充実を図るためにも是非とも是非ともあなたも水防団員になってください。水防（消防）団員は、非常時の公務員という身分を有しており、市町村等で手当等が支給されます。詳しく知りたい方は居住する市町村等にお問い合わせください。

水防（消防）団員の推移

H11～H28の15年間で水防（消防）団員の人数は約10万人減少しています。現在、全国で約37万人の団員が各地で水防活動に従事しています！

水防協力団体になりませんか？

水防（消防）団と連携し、水防活動や水防に関する調査等を行っていただける水防協力団体を募集しています。

●対象
民間法人、NPO、一般社団法人、一般財団法人、自治会、ボランティア団体等

●業務内容
水防（消防）団が行う水防活動への協力、水防に必要な資材の保管・提供、水防に関する情報収集・提供や調査研究、水防に関する知識の普及啓発等

お問い合わせ先は、公益財団法人全国防災協会までお願いします。

地域を守る「水防活動」

私たちの住んでいる日本は、雨量が多く、急勾配の河川が多い等の条件により、洪水が発生しやすい危険性をもっています。各地域では、昔から生命や財産を水害から守るため治水対策が行われていますが、多くの費用と長い期間が必要とされるので、まだまだ水害を根絶するには足りておりません。そこで、積極的な対応で水害を未然に防ぎ、また被害を少なくする「水防活動」が自分たちの地域を守るうえで重要な役割を担っているのです。

国土交通省水管理・国土保全局
河川環境課 水防企画室

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

消防団

消防団 HOME 01 消防団員の紹介 02 消防団の活動って？ 03 消防団に入るには 04 消防団Q&A 05 消防団 データ集 06 あなたの街の消防団

あなたの街の消防団

岡山県

市町村名	消防団名 (PDFが閲覧できます)	消防団 事務所
岡山市	岡山市消防団	岡山市消防団総務課
倉敷市	倉敷市消防団	倉敷市消防団総務課
津山市	津山市消防団	津山市総務部消防管理課
玉野市	玉野市消防団	玉野市消防本部総務課
笠岡市	笠岡市消防団	笠岡地区消防組合消防本部総務課
井原市	井原市消防団	井原市市民生活部消防課
総社市	総社市消防団	総社市消防本部総務課
高梁市	高梁市消防団	高梁市消防団総務課

防災

■地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築

平成30年度 災害応急対策活動等（測量・設計）
担当河川一覧表

平成30年6月15日 ～ 平成31年5月15日

会 社 名
(株) エイト日本技術開発
応用地質 (株)
中電技術コンサルタント (株)
復建調査設計 (株)
(株) ウエスコ
(株) 荒谷建設コンサルタント
日本インフラマネジメント (株)
西部技術コンサルタント (株)
(株) なんば技研
ダイホーコンサルタント (株)
(株) 山陽設計

平成30年度 災害応急対策活動等（写真撮影）
担当区域一覧表

平成30年6月15日 ～ 平成31年5月15日

会 社 名
(株) パスコ 岡山支店
国際航業 (株) 岡山営業所
(株) アスコ大東 岡山営業所
(株) ウエスコ
(株) エイテック 中国支店
西部技術コンサルタント (株)
ガイテック (株)
(株) なんば技研
(株) 秋山測量設計

平成30年度 河川等災害応急対策活動等基本協定
担当区域一覧表

平成30年6月15日 ～ 平成31年5月15日

会 社 名
(株) 吉田組
栄光テクノ (株)
(株) 元浜組
(株) 中山開発
大森建設工業 (株)
(株) 三幸工務店
蜂谷工業 (株)
(株) 荒木組
(株) 奥野組
(株) 竹内組
(株) 笹山工業
(有) 佐山建設
(株) ナイカイアーキット
(株) カザケン
(株) 藤原組
(株) 大森工務店
三宅建設 (株)
(株) 小田組
(株) ニシテクノ

平成30年7月豪雨時には、国からの緊急の要請に対応し、被災箇所上空撮、現地の被災状況の確認、復旧工事のための資料作成等迅速に対応した。

より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化

■排水機場・樋門・水門等の情報共有を行い、 大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施

災害対策用機械、排水機場訓練状況

旭川排水ポンプ車訓練(平成30年)



高梁川排水ポンプ車訓練(平成30年)



排水ポンプ車出動状況(平成30年7月豪雨)

倉敷市真備町(小田川)



干田川排水機場訓練(平成30年)



旭川照明車訓練(平成30年)



赤磐市和気町(吉井川)



各市町の取組結果の報告

防災教育や防災知識の普及

■要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会を開催

1. 避難確保計画策定の支援

➤ 計画作成支援のための講習会を計画

平成29年、水防法及び土砂災害防止法の改正により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。

岡山市の作成・提出率は全国平均よりも低いため、避難確保計画提出率の向上を図るべく、国土交通省の講習会プロジェクトを活用し、岡山県の協力を得て講習会を開催することにより、要配慮者利用施設避難確保計画の策定の促進を図ってまいります。

2. 講習会開催

➤ H31年3月13日 第1回講習会の開催

「第1回岡山市要配慮者利用施設の避難確保計画作成に係る講習会」を岡山市中区にある施設を対象に実施しました。

対象施設数：269施設

参加施設数：155施設

参加者数：131人

(施設管理者：117人、関係行政機関：114人)

岡山市内の全対象施設は約2,000施設に上りますが、「2021年度までに作成率100%、逃げ遅れによる人的被害ゼロ」の実現を目指し、今後も継続的に講習会を開催する予定です。



第1回 岡山市要配慮者利用施設の避難確保計画に係る講習会

■水防災に関する説明会の開催

倉敷市では、自主防災組織を対象に防災出前講座を実施しています。
また、外部講師による防災講演会や避難所対応演習を実施しています。

【防災出前講座】

地域の集会所や公民館まで防災危機管理室職員が出向き、地域の危険性や備えなど、具体的にお話しします。(平成30年度実績:22回、1,878人 ※平成30年12月末時点)

【防災講演会】

災害に備えて「自助・共助の重要性」というテーマで行なわれ、250名の住民が参加しました。

【避難所対応演習】

高梁川流域自治体8市町の自主防災組織・防災士等を対象に、避難所運営を円滑に行なうための演習を実施しました。平成30年度は7月豪雨災害での避難所運営について振り返り、今後の対応に活かすための内容で実施し、50人が参加しました。



防災講演会
(くらしき健康福祉プラザ)



避難所対応演習
(玉島支民交流センター)

■水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の実施

- ① 自主防災組織リーダー研修会の開催
平成30年7月豪雨で甚大な被害が発生した、下原及び昭和地区の自主防災組織の発災時並びに平時の取り組みの紹介。
避難所開設・運用マニュアルの説明。



■関係機関が連携した実働水防訓練の実施

② 水防訓練の実施

各種水防工法を習得し、水害対応力の強化を図るとともに、技術の継承を目的として消防本部、消防団及び自主防災組織を対象に実施した。



■出前講座を活用した講習会の開催

岡山県に講師派遣を依頼し、地域の公民館や団体施設等に出向き、防災研修会を実施した。

内容は、「災害への備え 県が提供する防災情報」と題した講演の中で、近年の雨の強さや降り方を理解し、備前市の過去の災害を振り返りながら、県が提供する防災情報の入手方法、自助・共助による防災行動の大切さや自主防災活動についてを学びます。



■小学生を対象とした防災教育の実施

地区の指定避難所となる中学校を拠点に、総合的な学習の時間を利用した防災教育の現場に参加し講話した。

毎年、地区内の認定こども園や小中学生の子ども・教職員、地区住民、警察、消防が参加し、大規模な災害を想定した合同避難訓練や防災に関する学習を実施している。



■H30年度瀬戸内市総合防災訓練(瀬戸内市)

・平成30年11月24日(土)

瀬戸内市立邑久中学校で瀬戸内市総合防災訓練を実施

・平成30年7月豪雨と同様の降雨を想定

・体育館にて避難所開設・運営訓練を行い、災害対応力の向上を図った。

・瀬戸内市防災リーダーの市民などとともに訓練を行った。



平成30年度赤磐市水防訓練

【目的】

7月豪雨を受けて、近年発生している豪雨災害への対応及び台風の襲来期にあたり、赤磐市地域防災計画に基づき、旭川水系一級河川砂川正崎地区において洪水を想定した水防訓練を実施する。

この訓練により、市職員が水防工法の基本を再認識することにより、水害発生時における迅速かつ的確な現場活動の実現を図り、水害即応の作業能力の向上に努め、防災体制の確立を図ることを目的とする。

【内容】

- 1 場所、日時 赤磐市正崎地内
正崎橋下流 砂川右岸堤防
平成30年9月6日(木)
- 2 訓練項目
木流し工法
シート張り工法
改良積土のう工法
土のう作り
- 3 訓練参加者
市職員 40名
建設課 3名
支所産業建設課 6名
訓練実施者 20名
くらし安全課 6名
赤磐市消防団 2名



7月豪雨被災状況 砂川(下市)
県道山口山陽線兼用護岸



7月豪雨砂川最高水位4.18m
(氾濫危険水位3.0m)



木流し工法



改良積土のう工法



シート張り工法



土のう作り

■防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布

・防災ラジオの配布

防災情報の伝達手段の多様化を推進するため、公共施設、学校、介護施設、自主防災組織等に配布している。

防災教育や防災知識の普及

■水防災に関する説明会の開催

・出前講座の実施

自主防災組織、町内会などに出向き、我がこととなるように地域の災害特性に合わせた内容で防災講話等を行い、防災意識の高揚を図っている。



防災出前講座

住民の避難行動に繋がる知識の普及

■マイタイムライン作成研修の開催

・台風接近3日前からのマイタイムライン作成

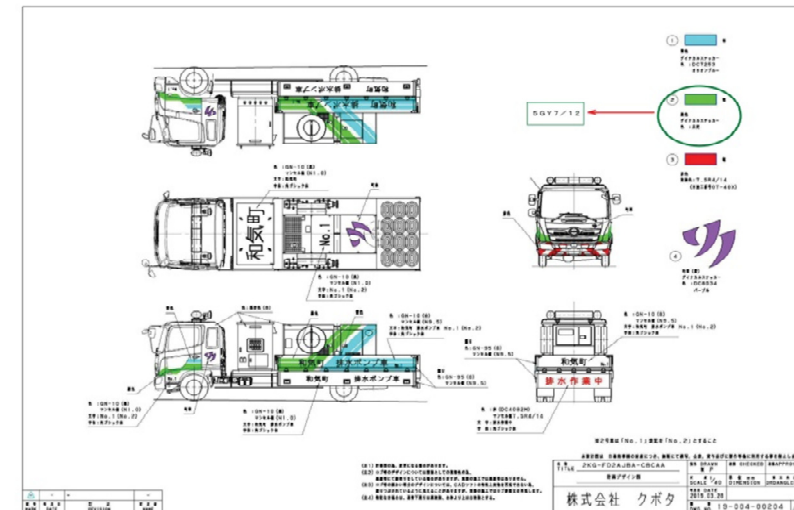
逃げ遅れゼロをめざして、自助(市民)、共助(自主防災組織)、公助(市職員)のグループ毎に対応を検討・発表するとともに相互に共有して自助・共助Gpのマイタイムラインを作成した。



マイタイムライン作成研修

■避難行動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備

- ・「和気町備蓄計画」に基づく水防資材の購入・配備
- ・排水ポンプ車の購入
(2019年8月配備予定)



■水防災に関する説明会の開催

11月23日開催の「和気町ふるさとまつり」に防災ブースを出展しました。(一財)防災教育推進協会のミニ防災検定や和気中学校の生徒による防災研究の発表を実施し、大勢の方にご参加いただきました。



防災教育や防災知識の普及

■教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の実施

早島町では、早島小学校において、5年生を対象とした出前講座を実施しました。

早島小学校では、5年生の総合教育として通年で防災教育を行っており、平成30年度は各地区ごとの防災計画を作成することを目標としました。

平成30年9月28日には、その一環として小学校の体育館を避難所として、1日目・3日目・7日目の避難生活を体験、また10月30日には、各地区の特徴、災害時の課題やその対策について、外部講師や町防災担当職員と質疑応答を行う形で出前講座を実施しました。

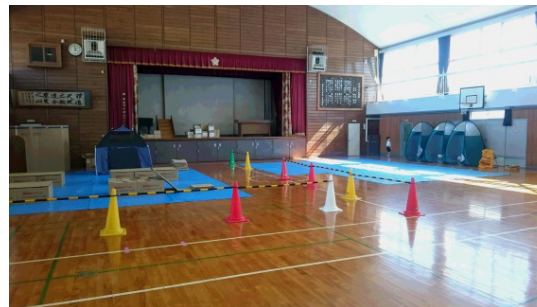
平成31年2月8日には、年間を通じて学んだ知識を基に作成した、各地区の防災計画を発表しました。

管内図



早島小学校
対象:5年生 計136人

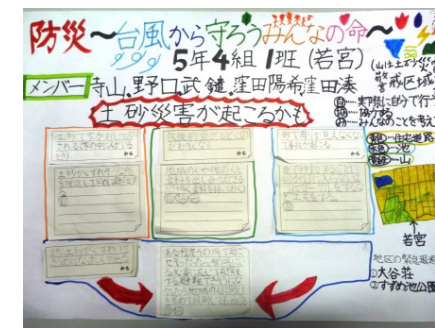
避難所での避難生活体験の様子



出前講座の様子



各地区の防災計画



項目	事項	内容	状況	中国地整		気象庁		岡山県		岡山市		備前市		瀬戸内市		赤磐市		和気町		
				実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	
1)ハード対策の主な取り組み																				
	■洪水氾濫を未然に防ぐ対策																			
	＜吉井川、金剛川＞ ・流下能力対策 ＜旭川＞ ・バイピング対策 ・流下能力対策	実施状況	＜旭川＞＜吉井川、金剛川＞ バイピング対策 流下能力対策	継続実施																
		今後の予定	＜旭川＞＜吉井川、金剛川＞ バイピング対策 流下能力対策	継続実施																
	■危機管理型ハード対策																			
	・天端の保護 ・裏法尻の補強	実施状況	＜吉井川＞ 天端の保護	H28年度																
		今後の予定	＜旭川＞ 天端の保護	継続実施																
	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																			
	・雨量・水等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	実施状況	公開用カメラの増設 事務所HP公開ライブカメラ数71箇所	H29年度																
		今後の予定	継続実施	継続実施																
	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	実施状況							実施済み	H28年度	デジタル防災行政無線（移動系）整備実施済み	H28年度	消防庁にアドバイザーの派遣を要請	H30年度	実施済み	H30年度	実施済み	H28年度		
		今後の予定							防災行政無線（アナログ）、防災行政無線（デジタル）の無線規則への適応 緊急告知ラジオの配備の促進 継続実施	H31年度（R1年度）～R2年度 継続実施	H31（R1）デジタル防災行政無線（同報系）の整備 実施設計 R2～ “ ” 整備工事	H31年度～R4年度	将来構想を策定 ○情報伝達手段の整理・改良 ○多様な情報取得手段の普及啓発	R1年度～	移動系代替整備としてIP無線、MCA無線などを検討	H29年度～	電波が不安定な地区に対して、IP電話などを配布する。	～R2年度		
	・避難行動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	実施状況	水防資機材等の確認、確保	H30年度					水防資機材の確認を行った	H30年度	実施済み	H30年度	実施済み 避難活動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	H28年度	実施済み	H29年度～	市の職員を中心に水防資機材の確認、資機材を使った水防訓練を行った	H30年度	「和気町備蓄計画」に基づき、水防資材の購入・配備	H30年度
		今後の予定	資材の確認及び不足した資材の確保	継続実施					資材の確認及び不足した資材の確保	～H32年度	実施予定	継続実施	不足した資材確保の継続実施	～R2年度	—	—	未定	～R2年度	目標数が揃うまで実施予定	継続実施
	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	実施状況	危機管理型水位計の設置検討（3水系で32箇所）	H30年度										実施済み	H30年度					
		今後の予定	—	—										—	—					
	・河川管理者と道路管理者が協力し、堤防を活用した避難階段を整備	実施状況	河川・道路管理者が連携し避難階段を整備	H29年度																
		今後の予定	—	—																
	・ダム再生の推進	実施状況	【吉田ダム】より洪水調節効果が期待できるよう操作規則を再検討する	H29年度～					操作規則等の再検討（近年洪水を追加し検討を行う）	H30年度										
		今後の予定	実施予定	～R2年度					見直しが必要な場合には、効果・悪影響を十分判断した上で対応する	～H32年度										
	2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																			
	■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等																			
	・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション（吉井川/金剛川、旭川/百間川、高梁川/小田川）の ・広域避難計画の策定	実施状況	想定最大規模洪水による浸水想定区域図を公表	H29年度																
		今後の予定	—	—																
	・広域避難計画の策定	実施状況	未実施 作成に必要な情報の提供および策定を支援	H30年度 ～R2年度	未実施 未定	H30年度 ～R2年度	検討中 未定	H30年度 ～H32年度	未実施 「岡山県災害時相互協定」と整合をとりながら策定、検討	H30年度 ～R2年度	未実施 未定	H30年度 ～R2年度	未実施 未定	H30年度 ～R2年度	未実施 未定	H30年度 ～R2年度	未実施 未定	H30年度 ～R2年度	未実施 未定	H30年度 ～R2年度
		今後の予定																		
	・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知、及びまことまちごとハザードマップ整備	実施状況							広域避難計画策定後、ハザードマップを作成、整備	H29年度～	未実施	H30年度	広域避難計画策定後、ハザードマップを作成、整備	H29年度～	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度
		今後の予定							広域避難計画策定後、ハザードマップを作成、整備 ○避難場所の現地確認を行い災害種別に応じた避難経路・場所を検討	～R2年度	広域避難計画策定後、ハザードマップを作成、整備	～R2年度	未定	～R2年度	未定	～R2年度	○要配慮者利用施設の避難計画の作成支援および訓練の促進	～R2年度		
	・要配慮者利用施設の避難計画の作成支援および訓練の促進	実施状況	自治体主催の講習会への支援	H30年度				H30年度	「避難計画作成の必要性について」講習会を実施（1回） 「避難確保計画の策定支援講習会」を実施（1回）	H30年度	要配慮者施設における土砂災害対応マニュアルを作成済み	H29年度	要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援	H29年度～	要配慮者利用施設における避難訓練を実施済み	H30年度	要配慮者施設において策定している避難計画の対象災害の中に水害も対象として位置づけ、避難訓練等を支援	H29年度～		
		今後の予定	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び避難情報の提供の実施支援	継続実施				～H33年度	「避難確保計画の策定支援講習会」を定期的に開催予定	～R3年度	全ての要配慮者施設において支援していく	～R2年度	県の災害リスク調査スケジュールに合わせ実施	～R2年度	引き続き実施	継続実施	未定	～R2年度		
	・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	実施状況	ハザードマップポータルサイトにて洪水や地震に係るリスク情報等を公開	継続実施				H28年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	実施済み	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度
		今後の予定	HIPの工夫、積極的な広報 ハザードマップポータルサイトにて洪水や地震に係るリスク情報等を公開	継続実施				～H32年度	実施 OHPでの避難所情報などを分かりやすく・見やすいものに改善	H30年度	未定	～R2年度	未定	～R2年度	未定	～R2年度	未定	～R2年度	○ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	～R2年度
	■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成																			
	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上	実施状況	各市町の避難勧告着目型タイムラインについて、実際の活用等を踏まえて検証し、改善・充実を図るための内容を確認	H29年度～	各自治体の作成支援	H29年度～	台風接近時には、気象台が発表する情報を説明会で確実に伝達し、市町村と協働でタイムラインを作成済	H30年度	運用に関する検討会やワークショップを実施済み	H29年度	タイムラインの精度向上	H30年度	タイムラインの精度向上	H30年度	台風接近時には、気象台が発表する情報を説明会で確認し、県と協同でタイムラインを作成している	H30年度	台風接近時には、気象台が発表する情報を説明会で確認し、県と協同でタイムラインを作成している	H30年度		
		今後の予定	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	水位が上昇した場合の通報先を現在よりも下流側に伝達するよう設定し、早めの避難勧告の発令に備える	～H32年度	H30年7月豪雨を受け、タイムラインの見直しが必要 ○市民に分かりやすい発令基準を検討	～R2年度	タイムラインの精度向上検討 ○客観的な判断基準等を定めた避難判断伝達のマニュアルの整備	～R2年度	○避難勧告等発令のガイドラインの見直し	～R2年度	早めの避難勧告などの発令に備える ○早期避難所の開設 ○河川巡視等の報告を災害対策会議で共有し、避難勧告等の発令の判断材料とする	～R2年度	○避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上	～R2年度		
	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	実施状況	自治体が実施した災害訓練に参加	H30年度	自治体訓練への参加や支援	H29年度～	市町村も参加して水害特別訓練を実施した	H30年度	旭川水害タイムラインを運用開始 旭川水害タイムラインシンポジウムを実施済み	H29年度～	デジタル防災行政無線（移動系）を活用した防災訓練の実施	H30年度	タイムラインの策定・精度向上検討	H29年度～	赤磐市総合防災訓練を実施し、時系列に沿った実動訓練を行った	H30年度	岡山県の実施する水害特別訓練へ参加	H30年度		
		今後の予定	自治体が実施する災害訓練、水防訓練に参加	継続実施	継続実施	継続実施	情報連絡員（リエゾン）の参加を含めた訓練の実施を検討する	～H32年度	継続実施	継続実施	タイムラインに基づく実践的な訓練の実施 ○現場状況の情報連携の強化	～R2年度	未実施	H30年度	令和2年度に総合防災訓練を実施予定	R2年度	○タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	～R2年度		
	・警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象となる可能性」の情報提供開始及びメッシュ情報の充実化（地域に迫る危険の把握をサポート）	実施状況				警報等における危険度の色分け表示 「警報級の現象になる可能性」の情報提供メッシュ情報の充実化	H29年度～													
		今後の予定				未定	～R2年度													

項目	事項	内容	状況	中国地整		気象庁		岡山県		岡山市		備前市		瀬戸内市		赤磐市		和気町		
				実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	
		■防災教育や防災知識の普及																		
		・水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催	実施状況	水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災協議会資料を岡山河川事務所HPに公表	継続実施	関係機関と連携し、効果的な対応を検討する	H29年度～	出前講座等を活用し、防災知識の普及や啓発活動を実施した	H30年度	実施済み	H30年度	水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催実施済み	H29年度～	吉井川水系に係る浸水想定区域の説明を実施済み 図上訓練の実施済み	H29年度	実施済み 非常食の体験試食を実施済み	H29年度	実施済み 町内イベントに防災ブースを出展	H29年度	
			今後の予定	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	引き続き、出前講座等を活用し、防災知識の普及や啓発活動を実施する	継続実施	実施予定	継続実施	水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催を継続 ○自主避難体制の強化	継続実施	実施予定	継続実施	引き続き出前講座などで啓発を行う	継続実施	実施予定	～R2年度	
		・教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の実施	実施状況	沿川小学校への防災に係る資料の提供	H30年度	教育委員会等と連携し、効果的な対応を検討する	H29年度～	小・中学生を対象に、防災教育カリキュラムを活用した防災教育の推進・普及	H30年度	市立学校への学校安全アドバイザー派遣を実施	R3年度	幼稚園、保育園、小学生、中学生を対象とした防災訓練への参加済み	H30年度	教職員を対象とした防災研修の実施、小学生を対象とした防災授業の実施	H29年度～	キラリ安全フェスティバルを開催し、気象台にも参加いただき、気象台ブースにて啓発を行っていた	H28年度～	小中学校で防災に関する授業を実施済み	H29年度	
			今後の予定	防災教育の実施に向けて関係機関と調整中	継続実施	継続実施	継続実施	引き続き実施	継続実施	130校実施予定	～R3年度	防災教育の実施	継続実施	実施予定	継続実施	引き続き実施	継続実施	引き続き実施	継続実施	
		・スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の発信	実施状況	スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信の実施	H30年度		登録制防災情報メールで、気象情報や水位情報、指定河川洪水予報を発信 (H31.4.1登録者数 65,453人)	H30年度	防災メールの普及を推進 LINEによる防災情報の配信を開始	H30年度	登録型防災メールの普及や啓発実施済み	H28年度～	実施済み	H28年度～	出前講座など、地区住民を対象に登録型防災メールの普及や啓発実施済み	H28年度～	実施済み	H29年度～		
			今後の予定	—	—		情報の確実な伝達を行うため、システム改修も含め検討を行う	～H32年度	防災メールの普及を推進 LINEへの登録を促進	継続実施	引き続き実施	継続実施	実施予定	～R2年度	引き続き実施	継続実施	○スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の配信	～R2年度		
		・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	実施状況	公開用カメラの増設 事務所HP公開ライブカメラ数71箇所	H29年度										実施済み	H28年度～				
			今後の予定	継続実施	継続実施										引き続き実施	継続実施				
				・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	実施状況	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知	継続実施	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知	H29年度～	HPや広報誌、ポスター、チラシ、ラジオ、新聞広告による災害情報の広報・周知を行った	H30年度	出前講座等を利用し、防災知識の普及や啓発活動を行う		HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知実施済み	H29年度～	出前講座等を利用し、防災知識の普及や啓発活動を行う	H29年度～	地区防災マップを作成済み	H29年度	出前講座等を利用し、防災知識の普及や啓発活動を行う
			今後の予定	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	広報の内容を検討するとともに、住民向け広報を強化する	～H32年度	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知	～R2年度	引き続き実施	継続実施	実施予定	～R2年度	引き続き実施	継続実施	実施予定	～R2年度	
2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間確保のための水防活動の取組																				
		■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																		
		・水防団等が参加する洪水に対するリスクが高い区間の共同点検	実施状況	水防団等を対象に重要水防箇所への周知、合同の河川巡視を実施	H30年度	河川事務所が実施する共同点検に参加	H29年度～		実施済み	H30年度	河川事務所が実施する共同点検に参加	H29年度～	河川事務所が実施する共同点検に参加	H29年度～	市の職員を中心に河川点検を実施	H30年度	河川事務所が実施する共同点検に参加	H29年度～		
			今後の予定	水防団等を対象に重要水防箇所への周知、合同の河川巡視を実施	～R2年度	未定	～R2年度		実施予定	継続実施	河川事務所が実施する共同点検に参加	～R2年度	未定	～R2年度	未定	～R2年度	河川事務所が実施する共同点検に参加	～R2年度		
		・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	実施状況	未実施	H30年度	関係機関等の要請に基づき、水防管理団体が行う訓練を支援	H29年度～	関係機関が行う水防訓練へ参加 定期的に水防訓練を実施	H29年度～	毎年度、6月に水防訓練を実施	H30年度	実施済み	H28年度～	実施済み	H28年度	市の職員を中心に資機材を使った水防訓練を行った	H30年度	実施済み	H28年度	
			今後の予定	各自自治体の訓練に積極的に参加	継続実施	未定	～R2年度	引き続き実施	継続実施	今後も継続して行う	継続実施	関係機関が行う水防訓練へ参加	継続実施	引き続き実施	継続実施	平成31年度岡山県水害特別防災訓練と合同で草生自主防災組織実動訓練	R1年度			
		・水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進	実施状況	岡山河川事務所HPに公表で水防団員の募集している旨の記事を掲載	継続実施				実施済み	H30年度	実施済み	H28年度～	実施済み	H28年度～	実施済み	H28年度～	実施済み	H28年度～		
			今後の予定	継続実施	継続実施				継続予定	継続実施	市ホームページや広報誌等、団員による勧誘で募集していく	継続実施	引き続き実施	継続実施	市ホームページや広報誌等で募集していく	H28年度～	今後もホームページや広報誌等で募集を継続する。	継続実施		
		・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実及び機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	実施状況	市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者に洪水時の対策に関する情報伝達および希望確保のための検討を依頼	H29年度～				未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	
			今後の予定	継続実施	継続実施				浸水想定区域内の庁舎や災害拠点病院等に関する情報を共有	～R2年度	市新庁舎建設に伴い実施する	R1年度	未定	～R2年度	未定	～R1年度	未定	～R2年度		
		・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	実施状況	災害発生時における応急対策活動の担当区域等を設定し相互協力ができる体制構築を依頼	H30年度				協定内容の確認を行い、内容に修正等が必要な場合は協議し修正する	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	赤磐市総合防災訓練を実施し、協定に基づき道路啓開訓練を実施	H30年度	未実施	H30年度	
	今後の予定	継続実施	継続実施				関係部局と内容について、確認し協定先と協議し必要があれば協定の修正を行う	～R2年度	未定	～R2年度	未定	～R2年度	未定	～R2年度	平成32年度に総合防災訓練を実施予定その中で実施予定	R2年度	未定	～R2年度		
2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組																				
		■排水計画(案)の作成および排水訓練の実施																		
		・排水機場・樋門・水門等の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施	実施状況	排水計画・訓練に係る基礎資料を作成 排水計画(案)の作成および排水訓練の実施	H30年度				国が作成する計画の情報を共有	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	
			今後の予定						国が作成する計画の情報を共有	継続実施	未定	～R2年度	未定	～R2年度	未定	～R2年度	未定	～R2年度		

項目	事項	内容	状況	中国地整		気象庁		岡山県		倉敷市		総社市		浅口市		早島町	
				実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
1)ハード対策の主な取り組み																	
	■洪水氾濫を未然に防ぐ対策																
	<高梁川> ・浸透対策 ・流下能力対策	実施状況	浸透対策、流下能力対策を実施中	継続実施													
		今後の予定	浸透対策、流下能力対策を実施中	継続実施													
	■危機管理型ハード対策																
	・天端の保護 ・裏法尻の補強	実施状況	天端の保護 裏法尻の補強	継続実施													
		今後の予定	裏法尻の補強	継続実施													
	■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備																
	・雨量・水等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	実施状況	公開用カメラの増設 事務所HP公開ライブカメラ数71箇所	H29年度													
		今後の予定	継続実施	継続実施					○雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	R2年度							
	・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	実施状況							拡声塔からの放送が聞こえない自主防災組織に緊急告知FMラジオを貸与 岡山県防災情報メール配信サービスを登録するよう周知 防災行政無線の改良、防災FMラジオ等の配布	H28年度	防災ラジオを配布	H29年度～	・防災ラジオを配布	H30年度	実施中 屋外スピーカーからの放送が聞こえにくい地域にスピーカーを増設	H30年度	
		今後の予定							防災行政無線の改良、防災FMラジオ等の配布 ○倉敷市緊急情報提供無線システムの整備・機能強化	R2年度	デジタル防災行政無線の整備	未定	H31年度以降も継続して実施予定	～R2年度	R1年度以降も継続して実施予定	R1年度	
	・避難行動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	実施状況	水防資機材等の確認、確保	H30年度				水防資機材の確認を行った	H30年度	実施中	H30年度	実施中	H30年度	実施済み	H28年度	実施中	H30年度
		今後の予定	資材の確認及び不足した資材の確保	継続実施				資材の確認及び不足した資材の確保	～H32年度	避難活動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	R2年度	H30年7月豪雨で使用した資機材等充当及び追加整備 ○備蓄品の選定、保管場所の確保	R2年度	R1年度以降も継続して実施予定 ○避難所の必要物資の見直し	～R2年度	避難活動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	R2年度
	・円滑な避難活動や水防活動を支援するため、簡易水位計や量水標、CCTVカメラの設置	実施状況	危機管理型水位計の設置検討(3水系で32箇所)	H30年度													
		今後の予定	—	—													
	・河川管理者と道路管理者が協力し、堤防を活用した避難階段を整備	実施状況	河川・道路管理者が連携し避難階段を整備	H29年度													
		今後の予定	—	—													
	・ダム再生の推進	実施状況						操作規則等の再検討(近年洪水を追加し検討を行う)	H30年度								
		今後の予定						見直しが可能な場合には、効果・悪影響を十分判断した上で対応する	～H32年度								
2)ソフト対策の主な取り組み ①逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取り組み																	
	■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等																
	・広域避難計画の策定	実施状況	未実施	H30年度	未実施	H30年度	検討中	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	検討中	H30年度	
		今後の予定	作成に必要な情報の提供および策定を支援	～R2年度	未定	～R2年度	未定	～H32年度	広域避難計画策定(未定) ○避難所として活用できる民間施設との協定締結へ向けた取り組み ○現地の情報収集と連絡体制の構築 ○自主防災組織の結成促進と連携強化による、届出避難所の増設への取り組み	～R2年度	広域避難計画策定(未定) ○避難所の見直し(民間施設も含めた安全な避難所の選定ベツト避難所の事前指定) ○広域避難体制の構築	～R2年度	策定未定	～R2年度	広域避難計画策定(未定)	～R2年度	
	・広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知、及びまるごとまちごとハザードマップ整備	実施状況							避難場所等の有効性の検証や広域避難を考慮したハザードマップ及び、まるごとまちごとハザードマップの整備の検討	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	検討中	H30年度	
		今後の予定							避難場所等の有効性の検証や広域避難を考慮したハザードマップ及び、まるごとまちごとハザードマップの整備の検討 ○浸水想定区域内にある3階建以上の鉄筋コンクリート建物など、一定の基準を満たす建物を一時的に水害から身を守るための「避難ビル」として指定する取り組み	～R2年度	県全体で広域避難のあり方について協議を要望していく	～R2年度	広域避難計画策定後、広域避難を考慮したハザードマップ作成の検討 ○ハザードマップを活用し、災害種別に対応した避難所の把握(新規指定を含む)や危険箇所の周知	～R2年度	時期未定	～R2年度	
	・要配慮者利用施設の避難計画の作成支援および訓練の促進	実施状況	未実施	H30年度			避難計画策定に向け、浸水深や土石堆積厚等の災害リスク調査を行った。	H30年度	要配慮者利用施設の避難計画の作成支援及び訓練の促進	H30年度	要配慮者利用施設の避難計画の作成支援及び訓練の促進	R1年度	要配慮者利用施設の避難計画作成支援に向け、県の説明会に参加	H30年度	1保育園実施済	H30年度	
		今後の予定	要配慮者利用施設の避難計画の作成及び避難情報の提供の実施支援	継続実施			H33年度までに、水害や土砂災害を避難計画の対象として位置づけ、避難訓練等を支援する	～H33年度	要配慮者利用施設の避難計画の作成支援及び訓練の促進	R1年度	要配慮者利用施設の避難計画の作成支援及び訓練の促進	R1年度	要配慮者利用施設の避難計画の作成支援及び訓練の促進	R1年度	要配慮者利用施設の避難計画の作成支援	R1年度	
	・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	実施状況	ハザードマップポータルサイトにて洪水や地震に係るリスク情報等を公開	継続実施			おかやま全県統合型GISにより、防災情報の周知に努めている	H28年度	出前講座等により、周知に努めている	H30年度	総社市HPを活用して周知に努めている	継続実施	おかやま全県統合型GISや岡山河川事務所HPの活用により、出前講座等において周知に努めている	H30年度	検討中	H30年度	
		今後の予定	HPの工夫、積極的な広報 ハザードマップポータルサイトにて洪水や地震に係るリスク情報等を公開	継続実施			防災情報の周知について、更なるHPの工夫や積極的な広報に努める	継続実施	○防災出前講座等活用し住民への周知	～R2年度	出前講座等を活用して市民へ周知する	継続実施	国交省、県のHPへのリンク設定	～R2年度	実施予定	R1年度	

項目	事項	内容	状況	中国地整		気象庁		岡山県		倉敷市		総社市		浅口市		早島町	
				実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期
	■避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成																
	・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上	実施状況	未実施	H30年度	各自治体の作成支援	H29年度～	台風接近時には、気象台が発表する情報を説明会で確実に伝達し、市町村と協働でタイムラインを作成済	H30年度	○避難勧告の発令に着目したタイムラインの精度向上	H28年度	実施済み	H29年度	避難勧告の発令に着目したタイムラインの精度向上	H29年度	実施済み	H30年度	
		今後の予定	各市町の避難勧告着目型タイムラインについて、実際の活用等を踏まえて検証し、改善・充実を図るための内容を確認	継続実施	継続実施	継続実施	水位が上昇した場合の通報先を現在よりも下流側に伝達するよう設定し、早めの避難勧告の発令に備える	～H32年度	○避難勧告の発令に着目したタイムラインの精度向上 ○住民の安全な避難行動につながるような、わかりやすい避難情報の発信	R1年度	避難勧告の発令に着目したタイムラインの精度向上 ○より分かりやすい表現で防災情報を発信する ○発令のタイミングの精度向上 ○避難情報の発令に関する精度向	R1年度	避難勧告の発令に着目したタイムラインの精度向上 ○避難情報の発令基準、タイミングの見直し改善 より分かりやすい表現で避難情報を発信	R1年度	避難勧告の発令に着目したタイムラインの精度向上	～R2年度	
	・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	実施状況	自治体が実施した災害訓練、水防訓練に参加	H30年度	自治体訓練への参加や支援	H29年度～	市町村も参加して水害特別訓練を実施した	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	検討中	H30年度	
		今後の予定	自治体が実施した災害訓練、水防訓練に参加	継続実施	継続実施	継続実施	情報連絡員(リエゾン)の参加を含めた訓練の実施を検討する	～H32年度	タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	R1年度	タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	R1年度	タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	R1年度	時期未定	～R2年度	
	・警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象となる可能性」の情報提供開始及びメッシュ情報の充実化(地域に迫る危険の把握をサポート)	実施状況			警報等における危険度の色分け表示 「警報級の現象になる可能性」の情報提供メッシュ情報の充実化	H29年度～			警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象となる可能性」の情報提供開始及びメッシュ情報の充実化(地域に迫る危険の把握をサポート)	H30年度							
		今後の予定			未定	～R2年度			警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象となる可能性」の情報提供開始及びメッシュ情報の充実化(地域に迫る危険の把握をサポート)	～R2年度							
	■防災教育や防災知識の普及																
	・水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催	実施状況	水防災意識社会再構築ビジョンに基づく減災協議会資料を岡山河川事務所HPIに公表	継続実施	関係機関と連携し、効果的な対応を検討する	H29年度～	出前講座等を利用し、防災知識の普及啓発活動を実施した	H30年度	防災出前講座、避難訓練を実施済み 水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催	H29年度	自主防災組織リーダー研修会を実施 7月豪雨災害を教訓に、防災意識の普及啓発活動を実施	H30年度	○出前講座を実施済み マイタイムライン作成研修を実施済み	H30年度	出前講座を実施済み	H29年度 H30年度	
		今後の予定	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	引き続き、出前講座等を活用し、防災知識の普及啓発活動を実施する	継続実施	水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催	～R2年度	水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催	～R2年度	R1年度以降も継続実施予定 水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催 ○自主防災組織の出前講座を通じた避難情報の周知 ○出前講座等を通じた防災教育の充実と避難情報等の普及、防災リーダー育成 避難行動に繋げるため、地区の特性に応じたマイタイムライン作成図上訓練等の実施	～R2年度	出前講座 ○出前講座等を通じた防災知識の普及	～R2年度	
	・教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の実施	実施状況	小学生を対象に防災教育を実施	H29年度	教育委員会等と連携し、効果的な対応を検討する	H29年度～	小・中学生を対象に、防災教育カリキュラムを活用した防災教育の推進・普及	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施	H30年度	小学生を対象とした防災教育(出前講座)を実施済み	H29年度	
		今後の予定	気象庁及び各教育委員会と連携し、防災知識の普及啓発活動	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の実施	～R2年度	教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の実施	R2年度	教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の実施	～R1年度	小学生を対象とした防災教育(出前講座)の実施	～R2年度	
	・スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の発信	実施状況	スマートフォン等によるプッシュ型の洪水情報発信の実施	H30年度			登録制防災情報メールで、気象情報や水位情報、指定河川洪水予報を発信 (H31.4.1登録者数 65,453人)	H30年度	スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の情報発信	H30年度	継続実施	継続実施	スマートフォンアプリ、登録型防災メールの普及啓発	H28年度	スマートフォンアプリ、防災メール、緊急速報メール等を活用し、プッシュ型で情報伝達	H30年度	
		今後の予定	—	—			情報の確実な伝達を行うため、システム改修も含め検討を行う	～H32年度	○情報発信の多様化	継続実施	○情報発信の多様化	継続実施	継続実施	～R2年度	継続実施	継続実施	
	・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	実施状況	公開用カメラの増設 事務所HP公開ライブカメラ数71箇所	H29年度													
		今後の予定	継続実施	継続実施													
	・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	実施状況	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知	継続実施	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知	H29年度～	HPや広報誌、ポスター、チラシ、ラジオ、新聞広告による災害情報の広報・周知を行った	H30年度	効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	H30年度	効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	H30年度	広報誌へ災害に関する情報の掲載、ハザードマップの公表	H30年度	実施中	H30年度	
		今後の予定	継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	広報の内容を検討するとともに、住民向け広報を強化する	～H32年度	効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	～R2年度	効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	～R2年度	H31年度以降も継続して実施予定	～R2年度	HPや広報誌、ポスター、チラシによる災害情報の広報・周知	～R2年度	

項目	事項	内容	状況	中国地整		気象庁		岡山県		倉敷市		総社市		浅口市		早島町				
				実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期	実施内容	時期			
2)ソフト対策の主な取り組み ②洪水氾濫による被害の軽減、避難時間確保のための水防活動の取組																				
		■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化																		
		・水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	実施状況	水防団等を対象に重要水防箇所の周知、合同の河川巡視を実施	H30年度	関係機関等の要請に基づき、水防管理団体が行う訓練を支援	H28年度～			継続実施	継続実施	継続実施	継続実施	検討実施		H30年度	検討中	H30年度		
			今後の予定	水防団等を対象に重要水防箇所の周知、合同の河川巡視を実施	～R2年度	未定	～R2年度			水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	～R2年度	水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	R2年度	未定	～R2年度	未定	～R2年度			
		・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	実施状況	未実施	H30年度	関係機関等の要請に基づき、水防管理団体が行う訓練を支援	H29年度～	岡山県水害特別防災訓練を実施し、関係機関へ水位情報を伝達する訓練を実施した	H30年度	水防団等への連絡体制の再確認、水防団同士の連絡体制の確保と伝達訓練の実施 関係機関が連携した実働水防訓練の実施	H30年度	総社市水防訓練を実施し、水防団の技術向上に努めた	H30年度	土のう積み訓練を実施済み	H29年度	検討中		H30年度		
			今後の予定	各自治体の訓練に積極的に参加	～R2年度	未定	～R2年度	関係機関が行う水防訓練へ参加定期的に水防訓練を実施	～H32年度	水防団等への連絡体制の再確認、水防団同士の連絡体制の確保と伝達訓練の実施 関係機関が連携した実働水防訓練の実施	～R2年度	水防団等への連絡体制の再確認、水防団同士の連絡体制の確保と伝達訓練の実施 関係機関が連携した実働水防訓練の実施	H30年度	関係機関が連携した実働水防訓練の実施を検討	～R2年度	時期未定		～R2年度		
		・水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進	実施状況	岡山河川事務所HPに公表で水防団員を募集している旨の記事を掲載	継続実施					水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進	H30年度	水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進	H30年度	消防団協力事業所表示制度を導入し、消防団員募集を促進	H29年度	実施中		H30年度		
			今後の予定	継続実施	継続実施					水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進	～R2年度	水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進	R2年度	水防活動の担い手となる消防団員の募集を広報誌や協力事業所と連携し実施予定	～R2年度	水防活動の担い手となる水防団員の募集を促進		R2年度		
		・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実及び機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	実施状況	各施設の浸水深(L1,L2)情報を各構成員に提供し、立地状況を取りまとめ、共有を図る 市町村庁舎や災害拠点病院等の施設管理者に洪水時の対策に関する情報伝達および機能確保のための検討を依頼	H30年度					未実施	H30年度	未実施	H30年度	検討実施		H30年度	検討中		H30年度	
			今後の予定	継続実施	継続実施					市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実及び機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)(未定)	～R2年度	庁舎建て替え計画と平行して協議をしていく予定	～R2年度	非常用発電機の整備の検討	～R2年度	時期未定		～R2年度		
		・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	実施状況	建設業協会及び地元建設業者と協定を結び、災害時には被災者の救出及び社会基盤の応急復旧を行う災害発生時における応急対策活動の担当区域等を設定し相互協力ができる体制構築を依頼	H30年度					実施済み	H30年度	実施済み	H30年度	実施済み		H29年度	実施済み		H29年度	
			今後の予定	継続実施	継続実施					地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	～R2年度	時期未定	～R2年度	H31年度以降も継続実施予定	～R2年度	時期未定		～R2年度		
		2)ソフト対策の主な取り組み ③一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための排水活動の取組																		
				■排水計画(案)の作成および排水訓練の実施																
				・排水機場、樋門・水門等の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施	実施状況	排水計画・訓練に係る基礎資料を作成	H30年度					未実施	H30年度	未実施	H30年度	未実施		H30年度	検討中	H30年度
今後の予定	排水計画(案)の作成および排水訓練の実施				継続実施					未定	～R2年度	未定	～R2年度	未定	～R2年度	未定		～R2年度		

吉井川・旭川・高梁川水系大規模氾濫時の 減災対策に係る取組方針の見直し

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

・平成30年7月豪雨をはじめ近年各地で大水害が発生していることを受け、大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会で、新たな課題に対する対応策等が検討され、緊急対策がまとめられた答申が公表された。答申を受け国土交通省では「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を改訂した。

H27. 09 平成27年9月 関東・東北豪雨

H27. 12 「水防災意識社会再構築ビジョン」策定

H28. 08 中小河川に拡大することを決定

H28. 08 北海道・東北地方を襲った一連の台風

水防災意識社会の再構築に向けた取組を制度化、行動計画を作成
※H29. 05 水防法等の一部を改正する法律公布
※H29. 06 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を公表

H29. 07 平成29年7月 九州北部豪雨

H29. 12 土砂・流木対策を追加
※「中小河川緊急治水対策プロジェクト」発表

H30. 07 平成30年7月豪雨

H30. 09 「社会資本整備審議会 河川分科会 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」を設置
⇒新たな課題に対する対応策の検討・推進

H30. 12 「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について～複合的な災害にも多層的に備える緊急対策～ 答申」を公表

※H31. 1 「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画を改訂

【平成30年7月豪雨の特徴】

- 長時間の豪雨かつ土砂・洪水氾濫など複合的な要因により面的に広い範囲で甚大な人的被害や社会経済被害が発生
- 切迫感を感じられない等の理由から避難を決断できず逃げ遅れた住民
- ライフラインや交通インフラが被災したことで地域の防災機能や社会経済機能などに影響が発生

【対策方針】

- 関係機関の連携によるハード対策の強化
- 多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化

PDCAサイクルにより、
取組を充実し加速

平成30年7月豪雨を踏まえた減災対策に係る取組方針の見直し

「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画の改定

平成30年7月豪雨をはじめ近年各地で大水害が発生していることを受け、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築する取組をさらに充実し加速するため2020年度目途に取り組むべき緊急行動計画を改定。

(1) 関係機関の連携体制

- ・国及び都道府県管理河川の全ての対象河川において、水防法に基づく協議会を設置
- ・協議会に利水ダム管理者やメディア関係者など多様な関係機関の参画
- ・土砂災害への防災体制、防災意識の啓発などに関する先進的な取り組みを共有するための連絡会を設置

(2) 円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・要配慮者利用施設における避難確保：避難確保計画の作成を進めるとともにそれに基づく避難訓練を実施
- ・多機関連携タイムライン：多くの関係機関が防災行動を連携して実施することが必要となる都市部等の地域ブロックで作成
- ・防災施設の機能に関する情報提供：ダムや堤防等の施設の効果や機能、避難の必要性等に関して住民等へ周知 等

② 平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

- ・防災教育の促進：防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- ・共助の仕組みの強化：地区防災計画等の作成促進、地域の防災リーダー育成を推進
- ・住民一人一人の適切な避難確保：マイ・タイムラインの作成等を推進
- ・リスク情報の空白地帯の解消：ダム下流部の浸水想定図の作成・公表、土砂災害警戒区域等の指定の前提となる基礎調査の早期完了 等

③ 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

- ・危機管理型ハード対策：決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫を実施する箇所の拡充
- ・危機管理型水位計：災害時に危険性を確認できるよう、機能を限定した低コストの水位計を設置
- ・円滑な避難の確保：代替性のない避難所や避難路を保全する砂防堰堤等の整備
- ・簡易型河川監視カメラ：災害時に画像・映像によるリアルタイムのある災害情報を配信できるよう、機能を限定した低コストの河川監視カメラを設置 等

(6) 減災・防災に関する国の支援

- ・計画的・集中的な事前防災対策の推進：事前防災対策として地方公共団体が実施する「他事業と連携した対策」「抜本的対策（大規模事業）」を支援する個別補助事業を創設
- ・TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化：大規模自然災害の発生に備えた初動対応能力の向上 等

(3) 被害軽減の取組

① 水防体制に関する事項

- ・重要水防箇所の共同点検：毎年、出水期前に重要水防箇所や水防資機材等について河川管理者と水防活動に関わる関係者（建設業者を含む）が共同して点検
- ・水防に関する広報の充実：水防活動に関する住民等の理解を深めるための具体的な広報を検討・実施 等

② 多様な主体による被害軽減対策に関する事項

- ・市町村庁舎等の施設関係者への情報伝達：各施設管理者等に対する洪水時の情報伝達体制・方法について検討
- ・洪水時の庁舎等の機能確保のための対策の充実：耐水化、非常用電源等の必要な対策については各施設管理者において順次実施のうえ、実施状況については協議会で共有
- ・民間企業における水害対応版BCPの策定を推進 等

(4) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組

- ・排水施設等の運用改善：国管理河川における長期間、浸水が継続する地区等において排水作業準備計画を作成
- ・排水設備の耐水性の強化：下水道施設、河川の排水機場について、排水機能停止リスク低減策を実施 等

(5) 防災施設の整備等

- ・堤防等河川管理施設の整備：国管理河川において、洪水氾濫を未然に防ぐ対策を実施
- ・土砂・洪水氾濫への対策：人命への著しい被害を防止する砂防堰堤・遊砂地、河道断面の拡大等の整備
- ・多数の家屋や重要施設等の保全対策：樹木伐採、河道掘削等を実施
- ・本川と支川の合流部等の対策：堤防強化、かさ上げ等を実施
- ・ダム等の洪水調節機能の向上・確保：ダム再生を推進、ダム下流河道の改修、土砂の抑制対策
- ・重要インフラの機能確保：インフラ・ライフラインへの著しい被害を防止する砂防堰堤、海岸堤防等の整備 等

(参考) 大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について

平成30年12月「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について答申」にて大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策の基本的な考え方がとりまとめられた。

【水災害対策の基本的な考え方】

関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図る。



要配慮者利用施設における避難確保計画作成に対する支援策

計画作成の手引きの充実

- H29水防法改正を踏まえ、ひな方等を備えた手引きを作成
- 災害種別毎に別々に作成されていた手引きを統合(H31)
- 多様な種別の施設が利用者の属性等に適した計画を作成できるよう様々な施設における計画作成の課題を抽出(H31)

計画作成
の手引き

手引き(別冊)

計画ひな形

簡易な入力フォーム

実効性の高い計画作成の支援

● 計画点検用マニュアルを作成

厚生労働省と連携し、施設を所管する自治体が水防法・土砂災害防止法の観点から避難確保計画を点検できるよう点検用マニュアルを作成

点検用マニュアル

● 計画作成の事例集を作成

関係行政機関と施設職員等が水害リスク情報を共有し、実効性のある避難確保計画を連携して作成する取組をモデル地域で実施し、事例集としてその知見を全国に展開

施設管理者
施設職員

有識者

国土交通省
関係機関

事例集

効果的・効率的な計画作成に向けた「講習会プロジェクト」の展開

- 市町村毎に対象となる要配慮者利用施設の管理者を集め、河川事務所、市町村担当者等の参画のもと講習会形式で計画作成について解説を実施。その後各施設の管理者に計画を提出してもらうことで、効果的・効率的な計画作成を推進。

A市にて企画を立案

A市B川流域の
対象施設管理者の招集計画作成に関する
講習会の実施(講習会後)
避難確保計画の提出

H29 ➤ 三重県津市において試行的に実施
➤ 講習会の企画調整・運営に係るマニュアルを作成

H30 ➤ 全国12市町(※)で先行的取組として展開

※北海道帯広市、青森県五所川原市、岩手県花巻市、秋田県能代市、秋田県由利本荘市、埼玉県川越市、新潟県新潟市、岐阜県安八町、和歌山県紀の川市、岡山県岡山市、香川県三豊市、宮崎県延岡市

○要配慮者利用施設の「避難確保計画の作成」及び「訓練」が義務化されました。

- ・水防法及び土砂災害防止法の改正（H29.6）により、洪水による浸水が想定される区域や土砂災害(特別)警戒区域内の要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成及び訓練の実施が義務化されました。

H30.3.31時点

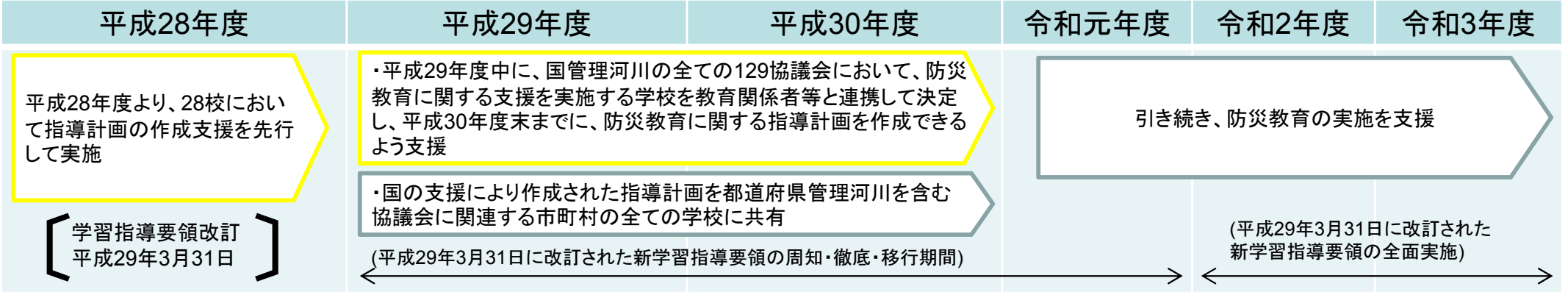
水防法	避難行動の策定	計画に基づく避難訓練の実施
改正前	努力義務	努力義務
改正後	義務	義務

都道府県	要配慮者利用施設数	避難確保計画作成済み施設数	作成率
全国	50,481	8,948	17.7%
中国地方	4,117	737	17.9%
岡山県	1,440	36	2.5%

○国土交通省では、2021年（令和3年）までに作成率を100%とし、逃げ遅れによる人的被害ゼロの実現を目指しています。

「水防法等の一部を改正する法律」の施行説明会資料
URL:http://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizukokudo02_tk_000001.html

- 平成29年度に国管理河川の全ての129協議会において、防災教育に関する支援を実施する学校を教育関係者等と連携して決定し、指導計画の作成支援に着手
- 平成30年度末までに、国の支援により作成した指導計画を、都道府県管理河川を含む協議会に関連する市町村の全ての学校に共有



防災教育ポータルにて学校で授業を行う先生方をはじめ、皆様に防災教育に取り組んでいただく際に役立つ情報・コンテンツとして、国土交通省の最新の取組内容や授業で使用する教材例・防災教育の事例など8機関75サイトを紹介しています。

防災教育ポータル
<http://www.mlit.go.jp/river/bousai/education/index.html>

 国土交通省

防災教育ポータル

最新の取組

！トピックス

すぐに使える教材パッケージ

教材

伝わりやすい写真やイラスト

素材

これから始める際の進め方

手引き

学年別・分野別の事例

事例

手引き

防災教育の進め方等を知りたい方はこちら

これから始める際の進め方

防災教育の進め方等に関する、右図のような手引き・ガイドライン等を紹介しています。

学校関係者向け

水災害からの避難訓練ガイドブック



 国土交通省

水管理・国土保全局

学校関係者向け

みずかわまな 水と川学びのススメ

学校の教室内外での河川教育及び防災教育の実践を支援いたします



 国土交通省

本プロジェクトのような全国的な連携とは別に、地方におけるメディア連携協議会を、例えば、地域に既に設置されている大規模氾濫減災協議会の下部組織に設置し、地方毎のメディア関係者（地方紙、地域CATV、地域ラジオ、NHK地方局、地域民放等）の参加の下、関係者の連携策と情報共有方策の具体化を検討する。また、メディアも連携した防災訓練を実施し、地域の取組を強化する。



メディア分科会において連携策と情報共有方策を検討



メディア連携防災訓練を検討・実施

大規模氾濫減災協議会

メディア連携分科会

メンバー:

国、県、市町村、
地方紙、地域CATV、地域
ラジオ、NHK地方局、地域
民放等

警戒レベルを追記した指定河川洪水予報の例（岡山河川事務所）

○岡山河川事務所、岡山県と岡山地方気象台は、令和元年5月29日から指定河川洪水予報及び土砂災害警戒情報と警戒レベルの関連を明確化し、住民の自主的な避難判断を支援するため、参考となる警戒レベルを追記して発表します。

〇〇川氾濫危険情報

〇〇川洪水予報第〇号
洪水警報（発表）
令和元年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分
〇〇河川事務所 〇〇地方気象台 共同発表

（見出し）

【警戒レベル4相当情報【洪水】】〇〇川では、氾濫危険水位に到達し、氾濫のおそれあり

（主 文）

【警戒レベル4相当】〇〇川の〇〇水位観測所（〇〇町）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、避難勧告等の発令の目安となる「氾濫危険水位」に到達しました。〇〇町では、〇〇川の堤防決壊等による氾濫により、浸水するおそれがあります。市町村からの避難情報を確認するとともに、各自安全確保を図るなど、適切な防災行動をとって下さい。

（雨量）

多いところで、1時間に〇〇ミリの雨が降っています。
今後次第に弱まるでしょう

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
〇〇川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

（水位）

〇〇川の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
〇〇 水位観測所 （〇〇町）	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	〇.〇〇-				
	〇〇日〇〇時〇〇分の予測	〇.〇〇-				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。
水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

（注意事項）

吉井川・旭川・高梁川水系大規模氾濫時の減災対策に係る取組方針の見直し

高梁川・吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策に係る取組方針を見直す。

【取組方針見直しに関する主な内容】

- 国・県の減災協議会統合に伴う規約の改正
- 緊急行動計画(改訂版)等を踏まえた取組項目の追加

【岡山三川の減災に係る取組方針見直しの特徴】

- 下流から上流まで水系一体を対象に流域関連自治体を構成委員とした協議会であること
- 河川管理者や自治体のみならず、流域の減災対策に係るダム管理者を協会構成委員に追加し、ダムに係る取組を検討すること等

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

- 国・県それぞれにおいて組織している減災対策協議会を水系全体として統合（下流から上流までの市町村が協議会構成委員となる）
- ダム管理者等を構成機関に加え、関係機関が連携・協力を図りつつ、取組をさらに加速する

真備部会

- 倉敷市、岡山県、岡山河川事務所が連携して、ハード・ソフト対策を一体とした「真備緊急対策プロジェクト」を検討し、着実に推進する

防災行動計画検討部会

- 水系内のダム操作の検証を踏まえた操作方法の見直しの検討や、水系一貫の様々な関係機関が連携・協力して「防災・減災対策」にあたるために「多機関連携型タイムライン」を検討し運用する
- タイムラインの検討・運用は自治体、交通事業者、ライフライン事業者、報道、国、県等で実施

「真備緊急治水対策プロジェクト」の行動計画(アクションプラン)の概要

「真備緊急治水対策プロジェクト」は、平成30年7月豪雨災害により明らかとなった様々な課題に対し、社会資本整備審議会がとりまとめた答申等を踏まえ「水防災意識社会」の再構築に向け改定された「緊急行動計画」に基づき、国、岡山県、倉敷市の3者が策定したものであり、このたび決定した具体的な行動計画に基づき、倉敷市真備地区における防災・減災の取組を、さらに加速していきます。

真備緊急治水対策プロジェクト

ハード対策の行動計画							
取組内容	実施主体	年度					
		2018	2019	2020	2021	2022	2023
【洪水氾濫を未然に防ぐ対策】							
<小田川>	国	新川への 通水開始 					
小田川合流点付替え事業							
・仮設工事							
・掘削・築堤							
・貯水池河道整正							
・締切堤撤去							
・橋梁架設							
<小田川>							
堤防強化（浸透対策）	国						
堤防強化（堤防拡幅）	国・市						
<末政川・高馬川・真谷川>	県						
堤防強化							
堤防嵩上げ							
<小田川、末政川・高馬川・真谷川、大武谷川、背谷川、内山谷川>	国・県・市						
河道掘削、樹木伐採による適切な河川の維持管理							
【避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備】							
国・倉敷市が連携・協力し、災害時の応急活動・緊急復旧を迅速に行うための防災拠点の整備	国・市						
危機管理型水位計設置	国	 設置完了（6基）					
	県	 設置完了（3基）					

ソフト対策の行動計画								
取組内容	実施主体	年度						
		2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024
【広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知】								
河川管理施設への既往浸水深の表示	国							
指定緊急避難場所を追加したハザードマップの作成	市	2019年度出水期までに作成・全戸配付						
まるごとまちごとハザードマップの取組の推進	市							
【避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成】								
関係機関と連携した多機関連携型タイムラインの作成	国・県・市	2019年度出水期までに作成・運用開始						
タイムラインに基づいた首長等も参加した実践的な訓練	国・県・市	継続的に実施						
【防災教育や防災知識の普及】								
ハザードマップ等の活用など地域に即した防災に関する出前講座の実施	国・県・市	継続的に実施						
「マイ・ハザードマップ」や「マイ・タイムライン」、地域住民等で作成する「地区防災計画」の作成など住民の早期避難を促す避難体制づくりを推進	市	継続的に実施						
教員を対象とした講習会の実施、小学生等を対象とした防災教育の実施	国・県・市	継続的に実施						
危機管理型水位計を活用した関係機関等への水位情報のメール配信や、情報入手方法を記載したカード配付	国・県・市	2018年度より危機管理型水位計を活用した水位情報の配信開始						
【より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化】								
河川管理者・水防団等による合同巡視を出水期までに実施	国・県・市	継続的に実施						
【排水計画（案）の作成および排水訓練の実施】								
要排水箇所への排水ポンプ車の配備や、仮設ポンプ等の導入による排水能力の向上について検討	国・市	継続的に実施						

※行動計画(アクションプラン)とは、「真備緊急治水対策プロジェクト」の取組を「いつ」、「だれが」、「なにを」実施するかを定めたものです。

高梁川上流ダム群の効果と事前放流について

- ① 上流ダム群の効果の検証:平成30年7月豪雨時には上流5ダム(千屋、高瀬川、河本、三室川、新成羽川)の洪水調節等により、高梁地点で約60cm、日羽地点で約60cm、酒津地点で約30cmの水位を低下。
- ② 事前放流の検討:各ダム管理者において、事前放流の実施等、さらなる運用の改善を検討。その結果、今年の出水期に事前放流を実施するのは、岡山県管理4ダム(河本ダム等)に加え、新たに新成羽川ダム(中国電力)で実施予定。さらに、小阪部川ダム(中国四国農政局)では運用水位を低下させ、洪水期の空き容量を増加。
- ③ 事前放流の効果:平成30年7月豪雨時に、各ダムで事前放流を実施した場合、更に日羽地点で約20cm、酒津地点で約10cmの水位を低下可能と推計。

① 上流ダム群の効果(平成30年7月豪雨時)

■各地点(水位観測所)の水位(m)、効果

	ダム調節後(実績) (千屋、高瀬川、河本、 三室川、新成羽川)	ダムが なかった場合 (推計)	水位低下効果
高梁	62.4	63.0	約60cm低下
日羽	35.3	35.9	約60cm低下
酒津	11.1	11.4	約30cm低下

※ 高梁、日羽地点の水位は岡山県により推計、酒津地点は国交省により推計(精査中)

■事前放流等 運用改善の
可能性のあるダム位置図



② 各ダム管理者による事前放流等の検討状況

- 平成30年7月豪雨を受け、各ダム管理者においてダムの運用改善について検討。
- 今年の出水期から実施する方向で調整中。

ダム管理者	事前放流等の実施内容
中国電力株 【事前放流】 (新成羽川)	- 新成羽川ダム上流域における予測雨量(気象庁配信39時間先まで)と実績累積雨量の合計が110mm※を超えることを2回確認(3時間毎)した際、事前放流を実施 ※ ダム下流で洪水による被害の発生が推定される雨量 - 渇水リスクを考慮し設定した目標水位(EL225.0m)まで低下させる - 仮に平成30年7月豪雨で事前放流を実施した場合、ダム貯水位を約3.9m低下させ、約1,100万m3(河本ダムの貯水容量に相当)の空き容量を確保可能
岡山県 【事前放流】 (千屋、高瀬川、河本、 三室川)	- 河本ダムにおいては、大きな洪水が予想される場合、予め例年より低い水位に下げしておくことにより、空き容量を増加(7~9月で3m程度) - その他のダムについても、引き続き事前放流を検討
中国四国農政局 【水位運用見直し】 (小阪部川)	例年より低い水位に下げしておくことにより、洪水期において空き容量を増加(7~9月で平均7m低下)

③ 事前放流による効果(平成30年7月豪雨時)

■各地点(水位観測所)の水位(m)、効果

	ダム調節後(実績) (千屋、高瀬川、河本、 三室川、新成羽川)	事前放流した場合(推計) (千屋、高瀬川、河本、 三室川、新成羽川)
日羽	35.3	35.1 約20cm低下
酒津	11.1	11.0 約10cm低下

※ 岡山県、中国電力の各ダムの放流データを元に、国交省により推計(精査中)

- ◆平成30年7月豪雨を受け、高梁川水系全体で風水害に備えたタイムラインを検討することを目的に、防災行動計画検討部会を平成30年12月27日に設置。
- ◆河川の水位やダム放流等の情報を共有し、関係機関（ダム管理者を含む）の的確な防災行動を支援する、高梁川水害タイムラインを2019年出水期までに策定・運用する予定。

タイムライン検討会の開催概要

- ◆日時：3月11日 ◆場所：サンロード吉備路（総社市）
- ◆出席者・検討会 構成メンバー
- <沿川自治体>
倉敷市・井原市・総社市・高梁市・新見市・浅口市・早島町・矢掛町
- <ライフライン>
(一社)岡山県LPガス協会・西日本電信電話(株)岡山支店
- <公共交通機関>
西日本旅客鉄道(株)岡山支社・井原鉄道(株)・水島臨海鉄道(株)・(公社)岡山県バス協会
- <報道機関>
日本放送協会岡山放送局・西日本放送(株)・(株)瀬戸内海放送・山陽放送(株)・テレビせとうち(株)・岡山放送(株)・井原放送(株)・(株)倉敷ケーブルテレビ(株)吉備ケーブルテレビ・玉島テレビ放送(株)・岡山エフエム放送(株)・(株)エフエムくらしき・エフエムゆめウェーブ(株)
- <住民代表>
NPO法人まちづくり推進機構岡山
- <河川管理者、道路管理者、ダム管理者>
中国電力(株)岡山支社・岡山県・高梁川用土土地改良区・農林水産省 中国四国農政局・中国地方整備局 岡山河川事務所 岡山国道事務所
- <その他>
岡山県警察本部・陸上自衛隊日本原駐屯地・気象庁 岡山地方気象台
- ◆検討・確認内容
- ・多機関連携型タイムラインの具体的イメージ
- ・検討スケジュール

今後のスケジュール

2019. 5. 10	防災行動計画検討部会 (高梁川水害タイムライン検討会) 第2回検討会
2019. 6. 11	防災行動計画検討部会 (高梁川水害タイムライン検討会) 第3回検討会 ◆「高梁川水害タイムライン《2019年度版》」の完成

以降、定期的にPDCAによる振り返り、改善、運用を継続的に実施する。

「高梁川水害タイムライン」イメージ

■タイムラインは、台風上陸3日前頃から災害発生までの間、関係機関がとるべき行動項目を行動手順・内容までの詳細な対応について各機関・部署毎に時系列に整理するもので、検討会構成メンバーが共有。水害時は対応のチェックリストとして活用する。

旭川水害タイムライン《平成28年度版》【詳細版】

「いつ」「何を」「誰が」

◆タイムライン(TL)レベルごとに「目標」、「時間の目安」、「情報・状況」を整理

◆対応行動 行動項目を3階層に分けて整理

◆関係機関 機関ごとの役割◎/○で表示

TLレベル	目標	情報の目安	情報・状況	行動項目(第1階層)	行動細目(第2階層)	行動手順・内容(第3階層)	備考
意思決定1	7-20	7-20	7-20	気象情報(気象庁発表)の収集	気象情報(気象庁発表)の収集	気象情報(気象庁発表)の収集	
意思決定2	7-20	7-20	7-20	気象情報(気象庁発表)の収集	気象情報(気象庁発表)の収集	気象情報(気象庁発表)の収集	
情報収集1	7-20	7-20	7-20	気象情報(気象庁発表)の収集	気象情報(気象庁発表)の収集	気象情報(気象庁発表)の収集	
情報収集2	7-20	7-20	7-20	気象情報(気象庁発表)の収集	気象情報(気象庁発表)の収集	気象情報(気象庁発表)の収集	



- ダム放流等情報の共有
- 高梁川水系上流ダム合同管理連絡会議の開催
 - ・情報伝達について意見交換や訓練を実施。
(出席者：国、県、市、警察、消防、ダム管理者、河川管理者)
 - ・ダム放流通知様式の改善
関係機関への通知様式を重要度が伝わるように改善を行う。
 - 新成羽川ダムのダム諸量について、「川の防災情報」で公開

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

吉井川の減災に係る取組方針（案）

【第4版】

令和元年 5 月 29 日

吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

岡山市・津山市・備前市・瀬戸内市・美作市・和気町・鏡野町・勝央町・奈義町
西栗倉村・〔赤磐市〕・〔美咲町〕・岡山県・岡山地方気象台・国土交通省中国地方整備局

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	平成28年10月27日	初版作成
第2版	平成30年2月2日	P2 文修正、P10 現状と課題追加、P15、P18 取組追加、P18 文追加
第3版	平成30年5月16日	P1 文追加、P15 取組項目修正
第4版	令和元年5月29日	吉井川水系（県管理区間）に係る市町村を協議会構成員に追加 岡山県管理河川に関する減災に向けた地域の取組方針（平成30年3月）における取組等を追加 緊急行動計画（平成31年1月29日改定）等における取組を追加

目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	4
3. 吉井川の概要と主な課題	5
3.1. 吉井川の概要	7
3.2. 主な課題	8
4. 現在の取組状況	9
5. 減災のための目標	14
6. 概ね5年で実施する取組	15
6.1. ハード対策の主な取組	15
6.2. ソフト対策の主な取組	17
7. フォローアップ	21

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」と言う。）により、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、委員会の答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての国河川とその氾濫により浸水の恐れのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的に・計画的に推進することとした。

吉井川の国管理区間では、この「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全・安心を担う沿川の岡山市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町・岡山県・岡山地方気象台・中国地方整備局で構成される「吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成 28 年 8 月 4 日に設立した。

このような中、平成 28 年 8 月に発生した、台風 10 号等の一連の台風による甚大な被害を受け、委員会より答申された「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させることとされ、平成 29 年 6 月に水防法等の一部改正を行うなどの各種取組が国において進められている。

さらに、同年 6 月 20 日には、両答申において実施すべきとされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめられた。

また、平成 29 年 1 月に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に対して、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開するべきであると提言された。

このような状況に鑑み、岡山県管理河川においても、気候変動により施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との共通認識のもと、関係機関が連携・協力し、次の基本方針に則り、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を推進し、さらに加速させていく必要がある。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- ②治水対策の重点化・集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること
- ③逃げ遅れによる人的被害をなくすとともに、地域社会機能の継続性を確保するため、関係機関が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応すること

以上のことから、県管理河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行い、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目指して、「岡山県大規模氾濫減災協議会」を平成 29 年 5 月 22 日に設立した。

協議会において、岡山県の氾濫特性を踏まえた洪水被害に対する減災対策について各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を平成 30 年 3 月に取りまとめ、各種取組を進めている。

しかしながら、平成 30 年 7 月豪雨災害では記録的な長時間の豪雨によって、西日本を中心に広域的かつ同時多発的に水害・土砂災害が発生し、死者・行方不明者は約 200 名、家屋の全半壊等は約 10,000 棟、家屋浸水は約 36,000 棟となる等、極めて甚大な被害が広範囲で発生した。

これを踏まえ、平成 30 年 8 月に国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方」が諮問され、「社会資本整備審議会 河川分科会大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」が平成 30 年 9 月に設置された。

その後、平成 30 年 12 月に大規模広域豪雨に対する対応について、基本的な考え方を示

すとともに、緊急的に実施すべき対策を具体的に提示した「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申された。

そして、この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされていることを踏まえ、取り組むべき施策について、具体的な進め方、国土交通省の支援等の充実を図ることを目的として平成 31 年 1 月に緊急行動計画を改定した。

平成 30 年 7 月豪雨では、長期間の豪雨により施設能力を超過した水災害が発生したことに加え、支川合流部の氾濫や土砂・洪水氾濫など複合的な要因による水災害の発生で広範囲で浸水したことにより人的被害や電気に上下水道のライフラインや道路や鉄道等の交通インフラなどの社会経済被害が発生した。そのため、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え社会全体で防止・軽減させることが必要である。

このことを踏まえ、現在まで国土交通省と岡山県がそれぞれで設置していた大規模氾濫時の減災対策協議会について、令和元年 5 月 29 日に岡山県大規模氾濫減災協議会を解散し、同日に国管理区間と県管理区間を統合し、流域の関係自治体を含めた吉井川水系大規模氾濫時の減災対策協議会とする。

今後、本協議会は、水防法等の一部改正や緊急行動計画を踏まえ、関係機関と緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力に推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。また、今後、本協議会を、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組について訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 3 条に基づき作成した。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは、以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
岡山市	市長
津山市	市長 (R1.5.29 加入)
備前市	市長
瀬戸内市	市長
美作市	市長 (R1.5.29 加入)
和気町	町長
鏡野町	町長 (R1.5.29 加入)
勝央町	町長 (R1.5.29 加入)
奈義町	町長 (R1.5.29 加入)
西粟倉村	村長 (R1.5.29 加入)
岡山県	危機管理監
〃	土木部長
気象庁	岡山地方気象台長
中国地方整備局	岡山国道事務所長
〃	岡山河川事務所長
〃	苫田ダム管理所長
オブザーバー	
赤磐市	(R1.5.29 加入)
美咲町	(R1.5.29 加入)
中国地方整備局 河川部	(R1.5.29 加入)

3. 吉井川の概要と主な課題（ただし、国管理区間に限る。）

吉井川は流域内の下流部で早くから文化が開け、奈良時代から平安時代にかけて旺盛な開拓が展開され、また、津山と岡山を結ぶ高瀬舟の利用とあいまって地方有数の河港として繁栄する等、地域の文化、経済の発展を支えてきた。明治以降は陸上交通の発達に伴い山陰と近畿を結ぶ交通の要路が発達し、山陽自動車道、中国自動車道、国道 2 号、国道 374 号、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、JR 津山線、JR 姫新線、JR 因美線等が整備され交通の要衝となっている。児島湾周辺は、江戸時代からの干拓地が広がり、古くから農業が盛んな地域であるとともに、岡山県南新産業都市の指定を受け、繊維工業等を中心に発展してきた。

流域の地形は、扇状地性低地からなる和気低地、三角州性低地や干拓等により形成された岡山平野、児島湾干拓地等の低平地が広がっている。

吉井川の干拓の大部分は、新田開発のため、江戸時代に津田永忠によって行われたものである。岡山市街地はその低平地に発達しており、ゼロメートル地帯が広がっている。このような場所では河川からの氾濫により広範囲に浸水域が広がるだけでなく、内水や高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生することになる。

吉井川水系の過去の主な洪水としては、昭和 51 年 9 月洪水（台風 17 号）、昭和 54 年 10 月洪水（台風 19 号）、平成 2 年 9 月洪水（台風 19 号）及び平成 10 年 10 月洪水（台風 10 号）に激甚な洪水被害が発生している。これらの洪水に対して、激甚災害対策特別緊急事業を採択し、河道掘削、築堤、排水機場の整備等を実施した。また、昭和 38 年 7 月洪水（梅雨前線）、昭和 40 年 7 月洪水（梅雨前線）及び昭和 47 年 7 月洪水（梅雨前線）を契機に、昭和 56 年に苫田ダムの建設に着手し、平成 17 年に完成した。また、低平地の広がる河口付近では、平成 16 年 8 月の台風 16 号により、高潮被害等浸水被害が発生している。

公表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定は、これまでの実績洪水より、さらに浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、その被害はより甚大なものになることが予想されている。

本協議会では、近年吉井川流域に甚大な洪水・土砂災害を引き起こした平成 10 年 10 月台風第 10 号など、過去の災害の教訓から課題を抽出するとともに、概ね 5 年後の防災・減災対策の目標を『氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。』と定めた。

この目標に対して、各課題から派生する取り組み方針とその具体的な内容を抽出した。抽出にあたっては、これまでに本協議会を構成する各機関が既に防災・減災対策に着手していることを鑑み、施策に配慮した取組方針を提示している。

主な取組の具体的な内容としては、以下のとおりとりまとめた。

- ・岡山県における社会、経済、文化に対して重要な役割を担う岡山平野とその周辺が、広範囲かつ長期間浸水が継続するという水害リスクを住民など広く一般に周知するため、平成 28 年度より気象庁及び各自治体教育委員会と連携し、小中学校における水害（防災）教育を実施するとともに、自主的な避難を確実に実施するため、住民の水防災意識の向上に資する説明会や出前講座等を活用した防災知識の普及を図る。
- ・社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響の最小限化を図るため、氾濫水位を早期に低下させ、速やかに氾濫水を排水するための排水計画の検討及び訓練の実施。
- ・ハード対策では、洪水氾濫を未然に防ぐ対策として堤防整備などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤、危機管理型ハード整備等を実施する。
- ・ソフト対策では、住民・協議会構成機関が、「水防災意識社会の再構築」に向け、継続的な取組に加えて、新たな防災・減災対策を実施する。なお、主体となる機関だけではなく、関係機関の相互支援を前提とする。

3.1. 吉井川の概要

吉井川の想定氾濫域には人口、資産の集中する岡山市、瀬戸内市が存在し、サービス業を中心とした第三次産業が増加。社会・経済・文化の基盤をなしている。

一方で、吉井川下流部は、江戸時代以降の干潟の干拓や埋め立てによってゼロメートル地帯が拡大し、一度氾濫すれば、広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生することになる。以下に過去の洪水による被害状況を示す。

○昭和 20 年 9 月洪水

9 月 17 日夜半より 18 日早朝にかけ台風通過に伴い、吉井川流域内も、17 日の日雨量は山間部で 100mm～340mm に達し、岩戸地点の最大流量は 7,600m³/s と、既往最高を記録した。また、各河川の堤防は決壊し、未曾有の大洪水となり甚大な被害が発生した。

9 月 17 日 17 時 30 分、岩戸観測所において、避難判断水位 3.00m を突破し、18 日午前 5 時に計画高水位 7.40m と同水位を記録した。

和気郡和気町において日雨量 127mm を記録し、昭和 9 年の最高水位を 0.64m 超えた。岡山市瀬戸町における左岸堤防決壊は、被災家屋 78 戸、田畑浸水約 80 町歩におよんだ。

また御休付近の堤防が一部決壊し、被災家屋 1,245 戸、田畑浸水約 676 町歩の被害が発生した。特に被害激甚なる地方は瀬戸内市で、左岸瀬戸内市長船町地内の堤防一部決壊により、瀬戸内市長船町、同邑久町および岡山市西大寺の一部に、はん濫をもたらし、被災家屋 4,529 戸、田畑浸水 2,975 町歩の甚大な被害が生じた。

○平成 10 年 10 月洪水

10 月 17 日～18 日の台風 10 号豪雨は、吉井川流域に流域平均雨量 174mm(岩戸上流域 2 日雨量)、津山地点上流域に同 190mm をもたらした。津山雨量観測所(岡山県)の 17 日 21 時から 18 日 1 時までの 4 時間雨量は 157mm に達し、記録的な集中豪雨となった。今回の出水は、吉井川水系において戦後最大洪水であった昭和 20 年 9 月 18 日(枕崎台風)を上回る規模であり、津山市、久米郡美咲町、赤磐市吉井町、および和気郡和気町をはじめ各地で大きな被害が発生した。台風 10 号による集中豪雨は、吉井川沿川の各地に大きな被害をもたらし、赤磐市吉井町などで死者 2 名、行方不明者 1 名という惨事を招いた。さらに、吉井川のはん濫などにより、床上浸水 3,229 戸、床下浸水 2,661 戸の浸水被害が発生するとともに、多くの道路が通行不能となり、地域住民は大きな被害を被った。

○平成 30 年 7 月洪水

7 月 5 日(木)から 7 日(土)にかけて、梅雨前線が本州付近に停滞し、この前線へ向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活発な活動が続いたため、吉井川流域でも断続的に非常に激しい雨が降り、多いところでは降り始めからの累加雨量※が 450mm を超えた。

この雨により吉井川の津瀬水位観測所では、7 日 1 時 40 分に最高水位 10.53m、金剛川の尺所水位観測所では、7 日 2 時 20 分に最高水位 3.64m に達し、このうち津瀬水位観測所では、観測史上最高水位を記録した。この記録的な豪雨により、吉井川水系吉井川では、内水による家屋等の浸水被害や堤防の居住地側で法崩れや漏水が発生した。

3.2. 主な課題

吉井川国管理区間の河川改修事業は、昭和 20 年 9 月(枕崎台風)の被害を契機に本格的に実施され、主に、築堤、護岸、掘削工事を行ってきた。この結果、戦後最大洪水となった平成 10 年 10 月洪水時は、上流の県管理区間では甚大な被害が発生したが、国管理区間では、一部の区間で H.W.L を上回ったが、堤防からの氾濫による被害はなく、洪水を流下させている。さらに、平成 17 年 4 月には苦田ダムが完成し、平成 10 年 10 月洪水時以上に治水安全度は向上している。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

○近年、当該流域内で浸水被害が生じていないことにより、地域が洪水に対する安心感を持ってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。

○岡山平野がゼロメートル地帯であるという特徴から、一度氾濫が発生した場合には、沿川における広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生するといった水害リスクが、住民には十分に認知されていない。そのため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、当該河川の特徴を踏まえ、浸水を一日も早く解消するための排水計画の作成と効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

以上を踏まえ、過去の水害におけるソフト面の各事項に対する課題（①河川特性に関する事項、②情報伝達、避難計画等に関する事項、③水防に関する活動、④河川管理施設の整備に関する事項、⑤氾濫水の排水、施設運用等に関する事項）が抽出された。

4. 現在の取組状況

本協議会では、このような認識のもと、参加機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、令和 2 年度までに達成すべき目標を掲げて、参加機関が連携して取り組んでいく内容を以下のとおりにとりまとめた。

協議会構成機関が現在実施している主な減災に係る現状と課題は、以下のとおりである（国管理区間に限る）。

① 河川特性に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
河川特性について	○吉井川の下流部には岡山市街地が存在し、広がる岡山平野にはゼロメートル地帯や地盤高が洪水水位よりも低い箇所がある。 ○吉井川上流は山に挟まれた狭窄部になっている。	
	●長期間かつ広範囲で浸水被害が発生し、経済、社会に与える影響が甚大である。	A
	●吉井川上流では、急激に浸水深が大きくなり、被害が深刻になる恐れがある。	B
	●河川の上・下流や本・支川間では、ダムの放流状況や流域に降る降雨の状況により、河川水位の上昇・下降に時間差が生じる。	R

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
避難勧告等の発令 基準等について	○地域防災計画に避難勧告等の発令基準が記載されている。	
	●地域防災計画に、より具体的に避難勧告の発令のタイミングや対象範囲の目安を記載したり、国（河川事務所、気象台）、県、市町と共同し、避難勧告等に着眼したタイムラインを作成する必要がある。 ●降雨や河川の水位変動状況、ダムの放流状況等を踏まえ避難指示等の防災情報の提供に係る水系全体の様々な機関が連携・協力したタイムラインに拡充する必要がある。	C
避難場所・避難経 路について	○各市町・県の地域防災計画において避難場所を設定している。 ○洪水・土砂災害被害の可能性がある避難所を明らかにしている。 ○ゼロメートル地帯で、津波や最大浸水想定等では、避難箇所として活用できる施設が少ない。	
	●現状の避難場所、避難経路について大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。	D
	●市町内の広範囲が浸水する場合等を想定し、市町内だけでなく隣接自治体の避難場所への広域避難や避難経路についても事前に検討・調整しておく必要がある。	E
	●浸水深が深く、避難箇所の少ない河口部では、既存施設を活用した避難場所、経路確保が必要。	Q

項 目	○現状 と ●課題	
住民等への情報伝達の体制や方法について	○河川水位、洪水予報、CCTV映像の情報をウェブサイトやテレビ等を通じて伝達している。 ○浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等の地域で発生し得る災害リスクについて公表している。	
	●情報の入手のしやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。	F
	●情報伝達手段が多様化し、情報伝達作業の煩雑化が懸念される。	G
	●平成30年7月豪雨を受けて、情報を発信する関係者や情報を伝達する関係者およびネットメディア・SNSの関係者等が連携し、災害情報の発信の内容や仕方、伝達の手段等を検討することが必要。	S

③ 水防に関する活動

項 目	○現状 と ●課題	
河川水位等に係る 情報提供について	○現在、吉井川水位観測所の御休、熊山橋、金剛川の大田原に設置しているカメラについて、CCTV映像（静止画・約3分更新）を水防警報発表状況と合わせてウェブサイトで公開している。 ○苫田ダムに関してはリアルタイムの動画配信を行っている。 ○平成30年7月豪雨では、情報があっても切迫感を感じられない等の理由から避難を判断できず逃げ遅れた住民が多く存在した。	
	●沿川住民に対し迫り来る危機を認識させるには、避難の目安となり得るカメラを選定し、リアルタイムでの画像配信を検討する必要がある。 ●災害の種類が異なっても危険性を理解しやすい災害情報の表現方法の統一化、重複する情報の集約、表現内容の単純化を図る必要がある。	H
河川の巡視区間について	○出水時には水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	
	●現状の巡視ルート・区間について、大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。	I
	●堤防決壊の恐れのある箇所での土のう積み等の水防活動が的確に行われるよう、河川巡視で得られた堤防や河川水位の情報を河川管理者と消防団員と兼任する水防団員で共有する必要がある。	J
	●水防団構成員の高齢化により、巡視が困難である。	K
水防資機材の整備 状況について	○水防資機材については、河川管理者と水防管理団体が各々水防倉庫等に備蓄している。	
	●消防団員と兼任する水防団員と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、資機材にかかる情報を共有し、適切な配置について検討する必要がある。	L

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○吉井川水系河川整備計画を平成 29 年 12 月に策定。 ○過去の被災状況、上下流の治水バランス、事業効果の早期発現等を踏まえた整備順序に従い事業を推進。	
	●治水対策メニューの決定、メニューに基づいた河川整備を行う必要がある。	M
	●人口、資産の集中する下流部の堤防整備を継続する必要がある。	N
	●洪水氾濫を未然に防ぐ対策及び被害軽減を図るための堤防構造の工夫を行う必要がある。	O

⑤ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○排水ポンプ車に関して事前に配備しており、実働実績がある。	
	●大規模水害に適応するため、既存施設や排水資機材を活用した効果的な排水対策計画を検討する必要がある。	P

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び氾濫水の排水等の対策を実施することで、参加機関が連携して令和2年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

【目標達成に向けた3本柱の取組】

上記目標の達成に向け、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、吉井川水系において以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

1. 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
2. 氾濫特性に応じた効果的な水防活動
3. 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む施策内容を次のとおり設定した。

なお、各機関が取り組む施策内容について、現状実施している施策や実施予定の施策については、今後も継続的に実施していくものとして位置付けた。

6.1. ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。なお、下表の「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」および「危機管理型ハード対策」については、令和2年度以降についても、河川整備計画等で位置づけられている対策を対象に、20～30年かけて引き続き対策を実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
＜吉井川＞ ・流下能力対策	ABMNO	令和2年度	中国地方整備局
・堤防や拡幅等の整備 ・流下能力を阻害する堆積土の掘削や樹木の伐採 ・変状などが確認された箇所速やかな修繕	—	平成29年度～	岡山県
■危機管理型ハード対策			
＜吉井川、金剛川＞ ・天端の保護	ABMNO	平成28年度	中国地方整備局
・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	—	平成29年度～	岡山県

()：支援機関、オブザーバーを示す。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	FGH	平成 29 年度～	西粟倉村、岡山県、中国地方整備局
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	F	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
		平成 29 年度～	津山市、美作市、勝央町、奈義町、西粟倉村
・重要水防箇所の見直し	—	平成 29 年度～	岡山県
・避難活動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	L	平成 29 年度～	岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、美作市、和気町、勝央町、岡山県、中国地方整備局
・円滑な避難行動や水防活動を支援するため、危機管理型水位計や量水標、CCTV カメラの設置	F	平成 28 年度～ 平成 29 年度～	中国地方整備局 瀬戸内市、美作市、勝央町、奈義町、岡山県
・河川管理者と道路管理者が協力し、堤防を活用した避難階段を整備	Q	平成 29 年度～	中国地方整備局
・ダム再生の推進（操作規則の再検討、治水機能の増強の検討）	ABR	平成 29 年度～	岡山県、中国地方整備局
・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保（樋門や水門等の無動力化）	—	平成 29 年度～	岡山県
・河川管理の高度化の検討（陸上・水中ドローンや全天候型ドローン）	—	平成 29 年度～	岡山県
・内水の排水活用に資する基盤等の整備	—	平成 29 年度～	岡山市、（岡山県）

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

6.2. ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等			
・ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定 区域図、氾濫シミュレーション（吉井 川/金剛川）	ABD	平成 28 年度	中国地方整備局
・ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定 区域図の作成・公表	—	平成 29 年度～	岡山県
・ 広域避難計画の策定 ・ 広域避難体制の構築等	ABE	平成 29 年度～	岡山市、津山市、備前 市、瀬戸内市、和気町、 勝央町、(岡山県)、(気 象庁)、(中国地方整備 局)
・ 避難場所等の有効性の検証や広域避難 を考慮したハザードマップの作成・周 知、及びまるごとまちごとハザードマ ップ整備	ABDE	平成 29 年度～	岡山市、津山市、備前 市、瀬戸内市、和気町、 勝央町、(岡山県)
・ 要配慮者利用施設の避難計画の作成支 援及び訓練の促進	CDE	平成 29 年度～	岡山市、備前市、瀬戸 内市、和気町、(中国 地方整備局)
・ ハザードマップポータルサイトを活用 した周知サポート、地図情報の活用	FGH	平成 29 年度～	岡山市、津山市、備前 市、瀬戸内市、和気町、 勝央町、奈義町、岡山 県、中国地方整備局
・ 内水の排水活動に資するソフト対策	—	平成 29 年度～	岡山市、勝央町

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報の伝達・発信			
- 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上 - 多機関連携型タイムラインの拡充	CD CDER	平成 28 年度～ 令和元年度出水期前まで	岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、(岡山県)、気象庁、中国地方整備局
タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	CD	平成 29 年度～	岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、美作市、和気町、勝央町、岡山県、(気象庁)、(中国地方整備局)
- 警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象となる可能性」の情報提供開始及びメッシュ情報の充実化(地域に迫る危険の把握をサポート)等水害危険性の周知促進 - 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理、洪水予警報や水位周知情報の発表形式の見直し等を行う	F	平成 29 年度～ 令和元年度～	岡山県、気象庁、中国地方整備局
洪水時における河川管理者からの情報提供(ホットラインの構築)	—	平成 30 年度出水期	岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、岡山県、中国地方整備局
- メディア連携分科会を設置する、メディア連携施策のフォローアップ - ネット環境からの情報発信	FGS	令和元年度～	岡山県、気象庁、中国地方整備局

() : 支援機関、オブザーバーを示す。 緊急行動計画(改訂版)等を踏まえ追加した取組項目

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■防災教育や防災知識の普及			
・水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催	IJL	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、和気町、岡山県、気象庁、中国地方整備局
		平成 29 年度～	津山市、美作市、鏡野町、勝央町
・教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の実施	IJL	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、和気町、岡山県、気象庁、中国地方整備局
		平成 29 年度～	津山市、美作市、鏡野町、勝央町
・指導内容に合わせた教材等の作成支援	—	令和元年度～	中国地方整備局
・スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の情報発信	EFGH	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、和気町、岡山県、中国地方整備局
		平成 29 年度～	津山市、美作市、鏡野町、勝央町
・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	EH	平成 28 年度～	中国地方整備局
		平成 29 年度～	瀬戸内市、美作市、鏡野町、勝央町、岡山県
・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	CDE	平成 29 年度～	岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、美作市、和気町、勝央町、西栗倉村、岡山県、気象庁、中国地方整備局
・災害を風化させないために河川に関するイベントや防災訓練等を実施して、住民が河川や堤防に関心を持つ取組を積極的に行う	—	令和元年度～	岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、美作市、和気町、鏡野町、勝央町、奈義町、西栗倉村、岡山県

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

緊急行動計画(改訂版)等を踏まえ追加した取組項目

②氾濫特性に応じた効果的な水防活動

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化			
・水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	IJKL	平成 29 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、和気町、(気象庁)、中国地方整備局
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	IJKL	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、和気町、岡山県、(気象庁)、(中国地方整備局)
		平成 29 年度～	津山市、美作市、勝央町、奈義町
・水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進 ・水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	IJKL	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、和気町、(中国地方整備局)
	—	平成 29 年度～	津山市、美作市、勝央町、奈義町
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実及び機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	ABCDE	平成 29 年度～	岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、和気町、勝央町、(岡山県) 中国地方整備局
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	IJKL	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、和気町、中国地方整備局
		平成 29 年度～	津山市、美作市、鏡野町、勝央町、奈義町

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水計画（案）の作成および排水訓練の実施			
・排水機場・樋門・水門等の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施	P	平成 29 年度～	岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、美作市、和気町、勝央町、岡山県、中国地整

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

7. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、改めて検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

旭川の減災に係る取組方針（案）

【第4版】

令和元年 5 月 29 日

旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

岡山市・玉野市・赤磐市・真庭市・新庄村・久米南町・美咲町・吉備中央町・〔鏡野町〕

岡山県・岡山地方気象台・国土交通省中国地方整備局

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	平成28年10月27日	初版作成
第2版	平成30年2月2日	P2 文修正、P10 現状と課題追加、P15、P18 取組追加、P18 文追加
第3版	平成30年5月16日	P1 文追加、P15 取組項目修正
第4版	令和元年5月29日	旭川水系（県管理区間）に係る市町村を協議会構成員に追加 岡山県管理河川に関する減災に向けた地域の取組方針（平成30年3月）における取組等を追加 緊急行動計画（平成31年1月29日改定）等における取組を追加

目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	4
3. 旭川の概要と主な課題	5
3.1. 旭川の概要	6
3.2. 主な課題	8
4. 現在の取組状況	9
5. 減災のための目標	14
6. 概ね5年で実施する取組	15
6.1. ハード対策の主な取組	15
6.2. ソフト対策の主な取組	17
7. フォローアップ	22

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」と言う。）により、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、委員会の答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての国河川とその氾濫により浸水の恐れのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的に・計画的に推進することとした。

旭川の国管理区間では、この「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全・安心を担う沿川の岡山市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町・岡山県・岡山地方気象台・中国地方整備局で構成される「吉井川・旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成 28 年 8 月 4 日に設立した。

このような中、平成 28 年 8 月に発生した、台風 10 号等の一連の台風による甚大な被害を受け、委員会より答申された「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させることとされ、平成 29 年 6 月に水防法等の一部改正を行うなどの各種取組が国において進められている。

さらに、同年 6 月 20 日には、両答申において実施すべきとされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめられた。

また、平成 29 年 1 月に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に対して、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開するべきであると提言された。

このような状況に鑑み、岡山県管理河川においても、気候変動により施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との共通認識のもと、関係機関が連携・協力し、次の基本方針に則り、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を推進し、さらに加速させていく必要がある。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- ②治水対策の重点化・集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること
- ③逃げ遅れによる人的被害をなくすとともに、地域社会機能の継続性を確保するため、関係機関が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応すること

以上のことから、県管理河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行い、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目指して、「岡山県大規模氾濫減災協議会」を平成 29 年 5 月 22 日に設立した。

協議会において、岡山県の氾濫特性を踏まえた洪水被害に対する減災対策について各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を平成 30 年 3 月に取りまとめ、各種取組を進めている。

しかしながら、平成 30 年 7 月豪雨災害では記録的な長時間の豪雨によって、西日本を中心に広域的かつ同時多発的に水害・土砂災害が発生し、死者・行方不明者は約 200 名、家屋の全半壊等は約 10,000 棟、家屋浸水は約 36,000 棟となる等、極めて甚大な被害が広範囲で発生した。

これを踏まえ、平成 30 年 8 月に国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方」が諮問され、「社会資本整備審議会 河川分科会大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」が平成 30 年 9 月に設置された。

その後、平成 30 年 12 月に大規模広域豪雨に対する対応について、基本的な考え方を示

すとともに、緊急的に実施すべき対策を具体的に提示した「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申された。

そして、この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされていることを踏まえ、取り組むべき施策について、具体的な進め方、国土交通省の支援等の充実を図ることを目的として平成 31 年 1 月に緊急行動計画を改定した。

平成 30 年 7 月豪雨では、長期間の豪雨により施設能力を超過した水災害が発生したことに加え、支川合流部の氾濫や土砂・洪水氾濫など複合的な要因による水災害の発生で広範囲で浸水したことにより人的被害や電気に上下水道のライフラインや道路や鉄道等の交通インフラなどの社会経済被害が発生した。そのため、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え社会全体で防止・軽減させることが必要である。

このことを踏まえ、現在まで国土交通省と岡山県がそれぞれで設置していた大規模氾濫時の減災対策協議会について、令和元年 5 月 29 日に岡山県大規模氾濫減災協議会を解散し、同日に国管理区間と県管理区間を統合し、流域の関係自治体を含めた旭川水系大規模氾濫時の減災対策協議会とする。

今後、本協議会は、水防法等の一部改正や緊急行動計画を踏まえ、関係機関と緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力に推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。今後、本協議会を、毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて取組方針を見直していく。また、実施した取組について訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第 3 条に基づき作成した。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは、以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
岡山市	市長
玉野市	市長 (R1.5.29 加入)
赤磐市	市長
真庭市	市長 (R1.5.29 加入)
新庄村	村長 (R1.5.29 加入)
久米南町	町長 (R1.5.29 加入)
美咲町	町長 (R1.5.29 加入)
吉備中央町	町長 (R1.5.29 加入)
岡山県	危機管理監
〃	土木部長
気象庁	岡山地方気象台長
中国地方整備局	岡山国道事務所長
〃	岡山河川事務所長
オブザーバー	
鏡野町	(R1.5.29 加入)
中国地方整備局 河川部	(R1.5.29 加入)

3. 旭川の概要と主な課題（ただし、国管理区間に限る。）

旭川沿川には、山陽自動車道、国道 2 号、JR 山陽新幹線、JR 山陽本線、国道 53 号、JR 津山線等が整備された交通の要衝となっている。また、江戸時代以降に干拓等により形成された広大な岡山平野が広がり、古くから農業が盛んな地域である。

流域の地形は、岡山市中原付近より下流では、旭川の流送土砂により形成された地域と干拓等により形成された地域とが合わさり、広大な岡山平野が広がっている。

旭川の干拓の大部分は、新田開発のため、江戸時代に津田永忠によって行われたものである。岡山市街地はその低平地に発達しており、ゼロメートル地帯が広がっている。このような場所では河川からの氾濫により広範囲に浸水域が広がるだけでなく、内水や高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生することになる。

旭川水系の過去の主な水害としては、旭川国改修工事の契機となった明治 26 年 10 月洪水、既往最大洪水である昭和 9 年 9 月洪水(室戸台風)、昭和 20 年 9 月洪水(枕崎台風)、昭和 47 年 7 月洪水のほか、近年では平成 10 年 10 月洪水、平成 23 年 9 月洪水（台風 12 号）の出水において浸水被害が発生している。また、内水氾濫を生じた代表的な洪水は、昭和 51 年 9 月洪水であり、平成 16 年 8 月の台風 16 号による洪水では、既往最高潮位を記録し高潮による浸水被害を受けた。

公表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定は、これまでの実績洪水より、さらに浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、その被害はより甚大なものになることが予想されている。

本協議会では、近年旭川流域に甚大な洪水・土砂災害を引き起こした平成 10 年 10 月台風第 10 号など、過去の災害の教訓から課題を抽出するとともに、概ね 5 年後の防災・減災対策の目標を『氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。』と定めた。

この目標に対して、各課題から派生する取り組み方針とその具体的な内容を抽出した。抽出にあたっては、これまでに本協議会を構成する各機関が既に防災・減災対策に着手していることを鑑み、施策に配慮した取組方針を提示している。

主な取組の具体的な内容としては、以下のとおりとりまとめた。

- ・岡山県における社会、経済、文化に対して重要な役割を担う岡山平野とその周辺が、広範囲かつ長期間浸水が継続するという水害リスクを住民など広く一般に周知するため、平成 28 年度より気象庁及び各自治体教育委員会と連携し、小中学校における水害（防災）教育を実施するとともに、自主的な避難を確実に実施するため、住民の水防災意識の向上に資する説明会や出前講座等を活用した防災知識の普及を図る。
- ・氾濫域に国道 2 号等の主要幹線道路網や、鉄道、バスをはじめとする交通事業者、電気、ガス、通信などの公共インフラ設備、人口が集まる地域に地下街が発達していることから、防災行動に関する情報を関係者で共有することで、住民の命を守り、経済被害を最小化することを目的に、関係機関と連携したタイムラインの作成（平成 29 年度）及び継続的な精度向上を実施。
- ・社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響の最小限化を図るため、氾濫水位を早期に低下させ、速やかに氾濫水を排水するための排水計画の検討及び訓練の実施。
- ・ハード対策では、洪水氾濫を未然に防ぐ対策として堤防整備などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤、危機管理型ハード整備等を実施する。
- ・ソフト対策では、住民・協議会構成機関が、「水防災意識社会の再構築」に向け、継続的な取組に加えて、新たな防災・減災対策を実施する。なお、主体となる機関だけではなく、関係機関の相互支援を前提とする。

3.1. 旭川の概要

旭川の想定氾濫域は吉井川同様、人口・資産の集中する岡山市である。河口に港をもち、多くの工場が立ち並んでいる。

一方で、旭川下流部は、江戸時代以降の干潟の干拓や埋め立てによってゼロメートル地帯が拡大し、一度氾濫すれば、広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生することになる。以下に過去の洪水による被害状況を示す。

○昭和 47 年 7 月洪水

7 月に入り、梅雨前線の活動が非常に活発になり、九州南部・東北地方に豪雨を降らせたが、9 日になってこの前線は、中国地方に停滞するに至った。また、台風 6、8 号が南方海

上にあり、いっそう前線が刺激され、北九州から中国地方にかけて雷を伴った継続的な大雨を降らせた。7月9日から12日までの総雨量は、181mm～500mmを記録した。このため、下牧観測所では、11日7時に警戒水位を越えた。その後、水位は下降したが、12日2時に再び警戒水位を越え、12日7時25分、最高水位9.00mを記録した。一方、三野観測所においても、11日7時に警戒水位を越えると同時に百間川への流入が始まった。12日8時には、8.42mの最高水位を記録した。

○平成10年10月洪水

平成10年10月14日から18日にかけて襲来した台風10号は岡山県全域に大雨をもたらし、この間、2日雨量で180mmの降雨を観測し、各地で河川のはん濫による浸水が発生した(下牧地点水位9.16m)。中原地区では旭川の濁流が支川に逆流し、23戸の家屋が浸水、東西中島地区周辺は、床上浸水14戸、床下浸水43戸の浸水被害が生じた。

岡山後樂園の県立博物館地階の収蔵庫では、貴重な資料が浸水するなど、大きな被害が生じた。

○平成16年8月洪水

平成16年8月30～31日(台風16号)では、旭川および百間川河口で高潮被害が発生した。

台風16号による降雨は、平成16年8月30日4時～8月31日15時までの間に、旭川流域平均で72mmの降雨を観測した。

台風の上陸が1年で1番潮位が高い時期の満潮時刻と重なったため、百間川河口部の沖元潮位観測所では、8月31日23時00分に観測史上最高水位の2.84m(零点高TP.0.0m)を記録した。

旭川河口部左岸0k000～1k400付近の江並地先では、波浪による浸水(16戸)や、百間川河口左岸の岡山県管理の海岸堤防において法崩れが発生した。

○平成30年7月洪水

7月5日(木)から7日(土)にかけて、梅雨前線が本州付近に停滞し、この前線へ向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活発な活動が続いたため、旭川流域でも断続的に非常に激しい雨が降り、多いところでは降り始めからの累加雨量が400mmを超えた。

この雨により旭川の下牧水位観測所では、7日3時50分に最高水位9.61m、三野水位観測所では、7日3時50分に最高水位7.91m、百間川原尾島橋水位観測所では7日3時20分に最高水位6.94mに達し、このうち下牧水位観測所、原尾島橋水位観測所では、観測史上最高水位を記録した。

この記録的な豪雨により、旭川水系旭川下流部では、内水による家屋等の浸水被害や堤防の居住地側で法崩れ等が発生した。また、旭川上流部の県管理区間においても堤防が決壊するなど、家屋等の浸水被害が発生した。

3.2. 主な課題

旭川国管理区間の河川改修事業は、明治 26 年 10 月洪水を契機に旭川改修計画が策定され、大正 15 年から国事業として着手した。以降、旭川・百間川ともに河川改修を実施しており、平成 26 年に百間川河口水門を増設した。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

○近年、当該流域内で浸水被害が生じていないことにより、地域が洪水に対する安心感を持ってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。

○岡山平野がゼロメートル地帯であるという特徴から、一度氾濫が発生した場合には、沿川における広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生するといった水害リスクが、住民には十分に認知されていない。そのため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、当該河川の特徴を踏まえ、浸水を一日も早く解消するための排水計画の作成と効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

以上を踏まえ、過去の水害におけるソフト面の各事項に対する課題（①河川特性に関する事項、②情報伝達、避難計画等に関する事項、③水防に関する活動、④河川管理施設の整備に関する事項、⑤氾濫水の排水、施設運用等に関する事項）が抽出された。

4. 現在の取組状況

本協議会では、このような認識のもと、参加機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状及び課題を抽出し、令和 2 年度までに達成すべき目標を掲げて、参加機関が連携して取り組んでいく内容を以下のとおりにとりまとめた。

協議会構成機関が現在実施している主な減災に係る現状と課題は、以下のとおりである（国管理区間に限る）。

① 河川特性に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
河川特性について	○旭川の下流部には岡山市街地が存在し、広がる岡山平野にはゼロメートル地帯や地盤高が洪水水位よりも低い箇所がある。	
	●長期間かつ広範囲で浸水被害が発生し、経済、社会に与える影響が甚大である。	A
	●河川の上・下流や本・支川間では、ダムの放流状況や流域に降る降雨の状況により、河川水位の上昇・下降に時間差が生じる。	P

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
避難勧告等の発令基準等について	○地域防災計画に避難勧告等の発令基準が記載されている。 ○旭川では、旭川水害タイムライン（岡山市版）を策定し、検討会を通じた振り返りも合わせて運用している。	
	●地域防災計画に、より具体的に避難勧告の発令のタイミングや対象範囲の目安を記載したり、国（河川事務所、気象台）、県、市町と共同し、避難勧告等に着目したタイムラインを作成する必要がある。 ●降雨や河川の水位変動状況、ダムの放流状況等を踏まえ避難指示等の防災情報の提供に係る水系全体の様々な機関が連携・協力したタイムラインに拡充する必要がある。	B
避難場所・避難経路について	○各市町・県の地域防災計画において避難場所を設定している。 ○洪水・土砂災害被害の可能性がある避難所を明らかにしている。 ○ゼロメートル地帯で、津波や最大浸水想定等では、避難箇所として活用できる施設が少ない。	
	●現状の避難場所、避難経路について大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。	C
	●市町内の広範囲が浸水する場合等を想定し、市町内だけでなく隣接自治体の避難場所への広域避難や避難経路についても事前に検討・調整しておく必要がある。	D
	●浸水深が深く、避難箇所の少ない河口部では、既存施設を活用した避難場所、経路確保が必要。	O

項 目	○現状 と ●課題	
住民等への情報伝達の体制や方法について	○河川水位、洪水予報、ＣＣＴＶ映像の情報をウェブサイトやテレビ等を通じて伝達している。 ○浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等の地域で発生し得る災害リスクについて公表している。	
	●情報の入手のしやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。	E
	●情報伝達手段が多様化し、情報伝達作業の煩雑化が懸念される。	F
	●平成 30 年 7 月豪雨を受けて、情報を発信する関係者や情報を伝達する関係者およびネットメディア・SNS の関係者等が連携し、災害情報の発信の内容や仕方、伝達の手段等を検討することが必要。	Q

③ 水防に関する活動

項 目	○現状 と ●課題	
河川水位等に係る 情報提供について	○現在、旭川では江並、中ノ原に設置しているカメラについて、CCTV映像（静止画・約3分更新）を水防警報発表状況と合わせて、ウェブサイトで公開している。 ○平成30年7月豪雨では、情報があっても切迫感を感じられない等の理由から避難を判断できず逃げ遅れた住民が多く存在した。	
	●沿川住民に対し迫り来る危機を認識させるには、避難の目安となり得るカメラを選定し、リアルタイムでの画像配信を検討する必要がある。 ●災害の種類が異なっても危険性を理解しやすい災害情報の表現方法の統一化、重複する情報の集約、表現内容の単純化を図る必要がある。	G
河川の巡視区間について	○出水時には水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	
	●現状の巡視ルート・区間について、大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。	H
	●堤防決壊の恐れのある箇所での土のう積み等の水防活動が的確に行われるよう、河川巡視で得られた堤防や河川水位の情報を河川管理者と消防団員と兼任する水防団員で共有する必要がある。	I
	●水防団構成員の高齢化により、巡視が困難である。	J
水防資機材の整備 状況について	○水防資機材については、河川管理者と水防管理団体が各々水防倉庫等に備蓄している。	
	●消防団員と兼任する水防団員と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、資機材にかかる情報を共有し、適切な配置について検討する必要がある。	K

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○旭川水系河川整備計画を平成 25 年 3 月に策定。 ○築堤、河道掘削を河道整備のメインにし、過去の被災状況、上下流の治水バランス、事業効果の早期発現等を踏まえた整備順序に従い事業を推進。	
	●旭川下流地区の高潮対策や市街地の堤防整備を継続する必要がある。	L
	●洪水氾濫を未然に防ぐ対策及び被害軽減を図るための堤防構造の工夫を行う必要がある。	M

⑤ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○排水ポンプ車に関して事前に配備しており、実働実績がある。	
	●大規模水害に適応するため、既存施設や排水資機材を活用した効果的な排水対策計画を検討する必要がある。	N

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び氾濫水の排水等の対策を実施することで、参加機関が連携して令和2年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

【目標達成に向けた3本柱の取組】

上記目標の達成に向け、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、旭川水系において以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

1. 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
2. 氾濫特性に応じた効果的な水防活動
3. 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成員参加機関が取り組む施策内容を次のとおり設定した。

なお、各機関が取り組む施策内容について、現状実施している施策や実施予定の施策については、今後も継続的に実施していくものとして位置付けた。

6.1. ハード対策の主な取組

各参加機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。なお、下表の「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」および「危機管理型ハード対策」については、令和2年度以降についても、河川整備計画等で位置づけられている対策を対象に、20～30年かけて引き続き対策を実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
＜旭川＞ ・パイピング対策 ・流下能力対策	ALM	令和2年度	中国地方整備局
・堤防や拡幅等の整備 ・流下能力を阻害する堆積土の掘削や樹木の伐採 ・変状などが確認された箇所の速やかな修繕	—	平成29年度～	岡山県
■危機管理型ハード対策			
＜旭川、百間川＞ ・堤防天端の保護	ALM	平成28年度	中国地方整備局
・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	—	平成29年度～	岡山県

()：支援機関、オブザーバーを示す。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
・雨量・水位等の観測データ及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	EFG	平成 29 年度～	真庭市、岡山県、中国地方整備局
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	E	平成 28 年度～	岡山市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、和気町
		平成 29 年度～	玉野市、真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町
・重要水防箇所の見直し	—	平成 29 年度～	岡山県
・避難活動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	K	平成 29 年度～	岡山市、玉野市、赤磐市、真庭市、新庄村、久米南町、吉備中央町、岡山県、中国地方整備局
・円滑な避難行動や水防活動を支援するため、危機管理型水位計や量水標、CCTV カメラの設置	F	平成 28 年度～	中国地方整備局
		平成 29 年度～	新庄村、久米南町、美咲町、岡山県
・河川管理者と道路管理者が協力し、堤防を活用した避難階段を整備	O	平成 29 年度～	中国地方整備局
・ダム再生の推進（操作規則の再検討、治水機能の増強の検討）	AP	平成 29 年度～	岡山県、中国地方整備局
・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保（樋門や水門等の無動力化）	—	平成 29 年度～	岡山県
・河川管理の高度化の検討（陸上・水中ドローンや全天候型ドローン）	—	平成 29 年度～	岡山県
・内水の排水活用に資する基盤等の整備	—	平成 29 年度～	岡山市、美咲町、吉備中央町、（岡山県）

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

6.2. ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等			
・ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定 区域図、氾濫シミュレーション（旭川/ 百間川における国管理区間）	AC	平成 28 年度	中国地方整備局
・ 想定最大規模降雨による洪水浸水想定 区域図の作成・公表（岡山県管理区間）	—	平成 29 年度～	岡山県
・ 広域避難計画の策定 ・ 広域避難体制の構築等	AD	平成 29 年度～	岡山市、玉野市、赤磐市、 新庄村、久米南町、美咲 町、吉備中央町、（岡山 県）、（気象庁）、（中国地 方整備局）
・ 避難場所等の有効性の検証や広域避難 を考慮したハザードマップの作成・周 知、及びまるごとまちごとハザードマ ップ整備	ACD	平成 29 年度～	岡山市、玉野市、赤磐市、 新庄村、久米南町、美咲 町、吉備中央町、（岡山 県）
・ 要配慮者利用施設の避難計画の作成支 援及び訓練の促進	BCD	平成 29 年度～	岡山市、赤磐市、（中国 地方整備局）
・ ハザードマップポータルサイトを活用 した周知サポート、地図情報の活用	EFG	平成 29 年度～	岡山市、赤磐市、真庭市、 新庄村、久米南町、美咲 町、吉備中央町、岡山県、 中国地方整備局
・ 浸水被害軽減地区の指定（水防法第 15 条の 6）	—	平成 29 年度～	美咲町、吉備中央町、（岡 山県）
・ 内水の排水活動に資するソフト対策	—	平成 29 年度～	岡山市、美咲町、吉備中 央町

（ ）：支援機関、オブザーバーを示す。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報の伝達・発信			
- 避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上 - 多機関連携型タイムラインの拡充	BCD BCDP	平成 28 年度～ 令和元年度出水期前まで	岡山市、玉野市、赤磐市、真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町、(岡山県)、気象庁、中国地方整備局
タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	BC	平成 29 年度～	岡山市、玉野市、赤磐市、真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町、岡山県、(気象庁)、(中国地方整備局)
- 警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象となる可能性」の情報提供開始及びメッシュ情報の充実化(地域に迫る危険の把握をサポート)等水害危険性の周知促進 - 危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理、洪水予警報や水位周知情報の発表形式の見直し等を行う	F Q	平成 29 年度～ 令和元年度～	岡山県、気象庁、中国地方整備局
洪水時における河川管理者からの情報提供(ホットラインの構築)	—	平成 30 年度出水期	岡山市、玉野市、赤磐市、真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町、岡山県、中国地方整備局
- メディア連携分科会を設置する、メディア連携施策のフォローアップ - ネット環境からの情報発信	EFQ	令和元年度～	岡山県、気象庁、中国地方整備局

() : 支援機関、オブザーバーを示す。 緊急行動計画(改訂版)等を踏まえ追加した取組項目

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■防災教育や防災知識の普及			
・水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催	HIJ	平成 28 年度～	岡山市、赤磐市、岡山県、気象庁、中国地方整備局
		平成 29 年度～	玉野市、真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町
・教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の実施	HIJ	平成 28 年度～	岡山市、赤磐市、岡山県、気象庁、中国地方整備局
		平成 29 年度～	玉野市、真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町
・指導内容に合わせた教材等の作成支援	—	令和元年度～	中国地方整備局
・スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の情報発信	DEFG	平成 28 年度～	岡山市、赤磐市、岡山県、中国地方整備局
		平成 29 年度～	玉野市、真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町
・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	EH	平成 28 年度～	中国地方整備局
		平成 29 年度～	真庭市、久米南町、岡山県
・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	DG	平成 29 年度～	岡山市、玉野市、赤磐市、真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町、岡山県、気象庁、中国地方整備局
・災害を風化させないために河川に関するイベントや防災訓練等を実施して、住民が河川や堤防に関心を持つ取組を積極的に行う	—	令和元年度～	岡山市、玉野市、赤磐市、真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町、岡山県

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

緊急行動計画(改訂版)等を踏まえ追加した取組項目

②氾濫特性に応じた効果的な水防活動

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化			
・水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	IJKL	平成 29 年度～	岡山市、赤磐市、(気象庁)、中国地方整備局
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	IJKL	平成 28 年度～	岡山市、赤磐市、岡山県、(気象庁)、(中国地方整備局)
		平成 29 年度～	真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町
・水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進 ・水防に関する広報の充実（水防団確保に係る取組）	IJKL	平成 28 年度～	岡山市、赤磐市、(中国地方整備局)
	—	平成 29 年度～	真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実及び機能確保のための対策の充実（耐水化、非常用発電等の整備）	ABCD E	平成 29 年度～	岡山市、赤磐市、新庄村、美咲町、吉備中央町、(岡山県) 中国地方整備局
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	IJKL	平成 28 年度～	岡山市、赤磐市、中国地方整備局
		平成 29 年度～	玉野市、真庭市、新庄村、久米南町、美咲町、吉備中央町

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水計画（案）の作成および排水訓練の実施			
・排水機場・樋門・水門等の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施	R	平成 29 年度～	岡山市、 玉野市 、赤磐市、 新庄村 、 久米南町 、 美咲町 、 吉備中央町 、岡山県、中国地方整備局

()：支援機関、オブザーバーを示す。

7. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、改めて検討を行い、取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

高梁川の減災に係る取組方針（案）

【第4版】

令和元年 5 月 29 日

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

倉敷市・笠岡市・井原市・総社市・高梁市・新見市・浅口市
早島町・里庄町・矢掛町・中国電力・農林水産省中国四国農政局
岡山県・岡山地方気象台・国土交通省中国地方整備局

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第1版	平成28年10月27日	初版作成
第2版	平成30年2月2日	P1～P3 文修正、P11～P15 取組追加、P15 文追加
第3版	平成30年5月16日	P1 文追加、P11 取組項目修正
第4版	令和元年5月29日	高梁川水系（県管理区間）に係る市町村等を協議会構成員に追加 岡山県管理河川に関する減災に向けた地域の取組方針（平成30年3月）における取組等を追加 緊急行動計画（平成31年1月29日改定）等における取組を追加

目次

1. はじめに	1
2. 本協議会の構成員	4
3. 高梁川の概要と主な課題	5
3.1. 高梁川の概要	6
3.2. 主な課題	7
4. 現在の取組状況	9
5. 減災のための目標	13
6. 概ね5年で実施する取組	14
6.1. ハード対策の主な取組	14
6.2. ソフト対策の主な取組	16
7. フォローアップ	20

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」と言う。）により、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、委員会の答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての国河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進することとした。

高梁川の国管理区間では、この「水防災意識社会再構築ビジョン」を踏まえ、地域住民の安全・安心を担う沿川の倉敷市、総社市、早島町、岡山県、岡山地方気象台、中国地方整備局で構成される「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」を平成 28 年 8 月 4 日に設立した。その後、平成 29 年 4 月に公表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定を踏まえ、同年 5 月 22 日より浅口市が加入している。

このような中、平成 28 年 8 月に発生した、台風 10 号等の一連の台風による甚大な被害を受け、委員会より答申された「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させることとされ、平成 29 年 6 月に水防法等の一部改正を行うなどの各種取組が国において進められている。

さらに、同年 6 月 20 日には、両答申において実施すべきとされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめられた。

また、平成 29 年 1 月に社会資本整備審議会長から国土交通大臣に対して、「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」が答申され、ただちに水防災意識社会再構築の取組を加速し、都道府県が管理する中小河川においても本格展開するべきであると提言された。

このような状況に鑑み、岡山県管理河川においても、気候変動により施設の能力を上回る洪水の発生頻度が高まることが予想されるため、「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生する」との共通認識のもと、関係機関が連携・協力し、次の基本方針に則り、水害から命を守る「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を推進し、さらに加速させていく必要がある。

- ①水害リスク情報等を地域と共有することにより、要配慮者利用施設等を含めて命を守るための確実な避難を実現すること
- ②治水対策の重点化・集中化を進めるとともに、既存ストックの活用等、効率的・効果的な事業を推進し、被災すると社会経済に大きな影響を与える施設や基盤の保全を図ること
- ③逃げ遅れによる人的被害をなくすとともに、地域社会機能の継続性を確保するため、関係機関が相互に連携・支援し、総力を挙げて一体的に対応すること

以上のことから、県管理河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を総合的かつ一体的に推進するために必要な協議を行い、減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」の再構築を目指して、「岡山県大規模氾濫減災協議会」を平成 29 年 5 月 22 日に設立した。

協議会において、岡山県の氾濫特性を踏まえた洪水被害に対する減災対策について各機関がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた「地域の取組方針」を平成 30 年 3 月に取りまとめ、各種取組を進めている。

平成 30 年 7 月豪雨災害では日本付近に停滞する梅雨前線と南海上に発生した台風第 7 号によって、西日本を中心に全国的に広い範囲で記録的豪雨が発生した。その結果、広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流等が発生し、200 名を超える死者・行方不明者と 3 万棟近い家屋被害に加え、都市中心部での電気や上下水道等のライフラインや交通インフラ等の被災によって、甚大な社会経済被害が発生した。

これを踏まえ、平成 30 年 12 月に大規模広域豪雨に対する対応について、基本的な考え方を示すとともに、緊急的に実施すべき対策を具体的に提示した「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申された。

この答申で、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、大規模氾濫減災協議会等を活用し、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させる対策の強化を緊急的に図るべきである、とされていることを踏まえ、取り組むべき施策について、具体的な進め方、国土交通省の支援等の充実を図ることを目的として平成 31 年 1 月に緊急行動計画を改定した。

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会は各課題から派生する取り組み方針をとりまとめ推進してきたところであるが、倉敷市真備地区において、平成 30 年 7 月豪雨による小田川の堤防決壊や内水氾濫により 2,000 名を超える逃げ遅れが発生するとともに、甚大な人的被害や社会経済被害が発生した。このため、国土交通省及び岡山県では、平成 30 年 9 月に再度災害防止を目的とした緊急的なハード対策として「真備緊急治水対策」を公表した。

更に、施設規模を超える洪水が発生することを認識し、的確な避難行動や防災に対する住民意識の向上を図るため、国土交通省、岡山県、倉敷市により具体的なソフト対策を検討・推進していくため、平成 30 年 10 月に「真備部会」を新設した。

また、12 月に国土交通省と岡山県がそれぞれの管理区間ごとに設立していた減災対策協議会を高梁川水系全体として統合するとともに、ダム管理者等を新たな構成機関として加え、拡大再編した。

平成 31 年 1 月に改定された緊急行動計画に基づき、倉敷市、岡山県、国土交通省の 3 者により、真備町におけるハード対策とソフト対策を一体とした「真備緊急治水対策プロジェクト」を平成 31 年 2 月に策定した。

令和元年 5 月 29 日に岡山県大規模氾濫減災協議会を解散し、平成 30 年 12 月に拡大再編した高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会に新たな構成市町を加えた。

平成 30 年 7 月豪雨では、長期間の豪雨により施設能力を超過した水災害が発生したことに加え、支川合流部の氾濫や土砂・洪水氾濫など複合的な要因による水災害の発生で広範囲で浸水したことにより人的被害や電気に上下水道のライフラインや道路や鉄道等の交通インフラなどの社会経済被害が発生した。そのため、関係機関の連携によるハード対策の強化に加え、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え社会全体で防止・軽減させることが必要である。

今後、本協議会は、水防法等の一部改正や緊急行動計画を踏まえ、関係機関と緊密に連携し各種取組を緊急的かつ強力に推進することで「水防災意識社会」の一刻も早い再構築を目指すこととする。また、本協議会を毎年出水期前に開催して、取組の進捗状況を確認

するとともに、必要に応じて取組方針を見直す。また、実施した取組について訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本取組方針は、本協議会規約第3条に基づき作成した。

2. 本協議会の構成員

本協議会の参加機関及び構成メンバーは、以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
倉敷市	市長
笠岡市	市長 (R1.5.29 加入)
井原市	市長 (H30.12.27 加入)
総社市	市長
高梁市	市長 (H30.12.27 加入)
新見市	市長 (H30.12.27 加入)
浅口市	市長 (H29.5.22 加入)
早島町	町長
里庄町	町長 (R1.5.29 加入)
矢掛町	町長 (H30.12.27 加入)
中国電力	電源事業本部部長 (再生可能エネルギー) (H30.12.27 加入)
中国四国農政局	地方参事官 (H30.12.27 加入)
岡山県	危機管理監
〃	土木部長
気象庁	岡山地方気象台長
中国地方整備局	岡山国道事務所長
〃	岡山河川事務所長
〃	高梁川・小田川緊急治水対策河川事務所長 (R1.5.29 加入)
オブザーバー	
広島県	(H30.12.27 加入)
中国地方整備局 河川部	(R1.5.29 加入)

3. 高梁川の概要と主な課題（ただし、国管理区間に限る。）

高梁川沿川には、山陽自動車道、中国縦貫自動車道、国道 2 号、国道 180 号、JR 山陽新幹線、JR 伯備線、第 3 セクター鉄道井原線等の基幹交通路が整備されている。氾濫域である下流部には、岡山県第 2 の都市である倉敷市が存在し、水島地区には全国屈指の規模の石油・鉄鋼等大型コンビナートが形成され、岡山県西部から広島県北東部における社会・経済・文化の基盤を成している。このことから、本水系の治水・利水・環境についての意義はきわめて大きい。

高梁川水系の過去の主な水害としては、高梁川の本格的な改修工事の契機となった明治 26 年 10 月の大洪水、中上流部で大きな被害を生じた昭和 9 年 9 月洪水、昭和 20 年 9 月洪水、下流部で大きな被害を生じた昭和 47 年 7 月洪水、小田川で大きな内水氾濫を生じた昭和 51 年 9 月洪水等が知られているほか、近年では平成 10 年 10 月洪水、平成 18 年 7 月洪水において浸水被害が発生している。また、平成 16 年 8 月台風 16 号では高潮の被害を受け、既往最高潮位を記録している。

公表された想定最大規模降雨による洪水浸水想定は、これまでの実績洪水より、さらに浸水面積や浸水深が大きく洪水継続時間が長いことから、その被害はより甚大なものになることが予想されている。

本協議会では洪水被害が発生するという視点に立ち、過去の災害の教訓から課題を抽出し、概ね 5 か年の防災・減災対策の目標を『氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。』と定めた。

この目標に対して、各課題から派生する取り組み方針とその具体的な内容を抽出した。抽出にあたっては、これまでに本協議会を構成する各機関が既に防災・減災対策に着手していることを鑑み、施策に配慮した取組方針を提示している。

主な取組の具体的な内容としては、以下のとおりまとめた。

- ・岡山県における社会、経済、文化に対して重要な役割を担う岡山平野とその周辺が、広範囲かつ長期間浸水が継続するという水害リスクを住民など広く一般に周知するため、平成 28 年度より気象庁及び各自治体教育委員会と連携し、小中学校における水害（防災）教育を実施するとともに、自主的な避難を確実に実施するため、住民の水防災意識の向上に資する説明会や出前講座等を活用した防災知識の普及を図る。

- ・社会経済活動の早期再開、国道や鉄道網途絶の影響の最小限化を図るため、氾濫水位を早期に低下させ、速やかに氾濫水を排水するための排水計画の検討及び訓練の実施。
- ・ハード対策では、洪水氾濫を未然に防ぐ対策として堤防整備などの実施に加え、避難行動、水防活動に資する基盤、危機管理型ハード整備等を実施する。
- ・ソフト対策では、住民・協議会構成機関が、「水防災意識社会の再構築」に向け、継続的な取組に加えて、新たな防災・減災対策を実施する。なお、主体となる機関だけではなく、関係機関の相互支援を前提とする。

3.1. 高梁川の概要

高梁川の氾濫域には、岡山県第2の都市である倉敷市が存在し、水島地区には全国屈指の規模の石油・鉄鋼等大型コンビナートが形成され、岡山県西部から広島県北東部における社会・経済・文化の基盤を成している。

一方で、高梁川下流部は、江戸時代以降の干潟の干拓や埋め立てによってゼロメートル地帯が拡大し、一度氾濫すれば、広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生することになる。また、断層沿いに流れる小田川は河床勾配が緩やかで本川の背水の影響を大きく受けるため、沿川は内水被害の危険性が高い。以下に過去の洪水による被害状況を示す。

○昭和9年9月洪水

室戸台風は、9月20日の夜半に日向灘沖から、21日未明5時に室戸岬付近を通過し、3時間後には大阪付近に上陸した。高梁川流域では、19日午後より雨が降りはじめ、20日の夜半には南東の強風を交えてさらに激しくなり、上房郡下砦部の同日の雨量は248mmに達し、県内の床下・床上浸水は60,334戸、全半壊は6,789戸に及んだ。

この記録的な豪雨により流域内の各河川は急激に出水し、高梁川の中上流において、人畜の死傷、家屋および橋梁の流出、田畑の荒廃、道路の損壊等が発生し、大きな被害が生じた。

○昭和47年7月洪水

日本海中部まで北上していた梅雨前線は、9日夕方から10日の朝にかけて西日本に南下し停滞を続け、13日の朝方まで断続的に強い雨を降らせました。9日～13日までの総雨量は、100～450mmを記録した。このため、日羽地点（高梁川27k600m）では、11日18時すぎ警戒水位を越え、12日6時に最高水位8.38m（堤防天端より1.5m下）を記録し、床下浸水は5203戸、床上浸水は2144戸、全半壊は227戸に及んだ。

支川小田川の矢形橋地点（1k200m）においても、11日7時に警戒水位を越え、11日11時に最高水位 7.38m（堤防天端より 2.0m 下）を記録した。

○平成 16 年 8 月洪水

岡山県においては、平成 16 年 8 月 30～31 日台風 16 号によって 1 年中最も潮位が高い満潮時と台風の通過が重なり県沿岸地域に大きな高潮被害をもたらした。水島港の検潮所では 8 月 30 日 23 時に既往最高 4.95m の潮位を記録し、高梁川河口部においても高潮による堤防法崩れ、護岸損傷が発生した。

○平成 30 年 7 月洪水

平成 30 年 7 月 5 日(木)から 7 日(土)にかけて、梅雨前線が本州付近に停滞し、この前線へ向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活発な活動が続いたため、高梁川流域でも断続的に非常に激しい雨が降り、多いところでは降り始めからの累加雨量が 400mm を超えた。この雨により高梁川の日羽水位観測所では、7 日 0 時 30 分に最高水位 13.12m、酒津水位観測所では、7 日 2 時 10 分に最高水位 12.36m、小田川の矢掛水位観測所では、7 日 1 時 50 分に最高水位 5.67m に達し、いずれも観測史上最高水位を記録した。この記録的な豪雨により、倉敷市真備町において、小田川や支川の高馬川などで堤防の決壊や越水が多数発生し、浸水面積は約 1,200ha（7/7AM 時点）、浸水戸数は約 4,600 棟、避難者数は 3,675 名（倉敷市全体）に及んだ。

3.2. 主な課題

高梁川の本格的な改修工事の契機となった明治 26 年 10 月の大洪水以降、築堤、掘削、護岸等を施工している。

こうした治水事業の現状と過去の水害を踏まえた主な課題は、以下のとおりである。

○近年、当該流域内で浸水被害が生じていないことにより、地域が洪水に対する安心感を持ってしまうことが問題であり、現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防があり、現在の整備水準を上回る洪水に対して、浸水被害が懸念されることから、想定される浸水リスクを住民に周知する必要がある。

○岡山平野がゼロメートル地帯であるという特徴から、一度氾濫が発生した場合には、沿川における広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によっても浸水するため、重大な被害が発生するといった水害リスクが、住民には十分に認知されていない。そのため、的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、当該河川の特徴を踏まえ、浸水を一日も早

く解消するための排水計画の作成と効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

以上を踏まえ、過去の水害におけるソフト面の各事項に対する課題（①河川特性に関する事項、②情報伝達、避難計画等に関する事項、③水防に関する活動、④河川管理施設の整備に関する事項、⑤氾濫水の排水、施設運用等に関する事項）が抽出された。

4. 現在の取組状況

本協議会では、協議会構成機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について現状の取組を踏まえた更なる課題を抽出し、令和2年度までに達成すべき目標を掲げて、参加機関が連携して取り組む内容を以下のとおりにとりまとめた。

協議会構成機関が現在実施している主な減災に係る現状と課題は、以下のとおりである（国管理区間に限る）。

① 河川特性に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
河川特性について	○氾濫域に干潟の干拓や埋め立てによって形成されたゼロメートル地帯を含み、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅といった重要な公共施設が集中している。	
	○上流部では山に挟まれた狭窄部が存在する。	
	○洪水時に高梁川への合流点水位が高いことから、小田川の水位が高くなる特性（背水影響）を持っている。また、小田川の河床勾配は、高梁川に比べても緩く、水位が高くなる影響が広範囲に及ぶ。	
	●長期間かつ広範囲で浸水被害が発生し、経済、社会に与える影響が甚大である。	A
	●上流では急激に浸水深が大きくなり、被害が深刻になる恐れがある。	B
	●小田川合流点の水位上昇により、緩勾配の小田川は背水影響を強く受け、破堤リスクの増大・内水の助長といった危険な状態となる。	C
	●河川の上・下流や本・支川間では、ダムの放流状況や流域に降る降雨の状況により、河川水位の上昇・下降に時間差が生じる。	Q

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
避難勧告等の発令基準等について	○地域防災計画に避難勧告等の発令基準が記載されている。	
	●地域防災計画に、より具体的に避難勧告の発令のタイミングや対象範囲の目安を記載したり、国（河川事務所、気象台）、県、市町と共同し、避難勧告等に着目したタイムラインを作成する必要がある。 ●降雨や河川の水位変動状況、ダムの放流状況等を踏まえ避難指示等の防災情報の提供に係る水系全体の様々な機関が連携・協力したタイムラインに拡充する必要がある。	D
避難場所・避難経路について	○各市町・県の地域防災計画において避難場所を設定している。	
	●現状の避難場所、避難経路について大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。	E
	●市町内の広範囲が浸水する場合等を想定し、市町内だけでなく隣接自治体の避難場所への広域避難や避難経路についても事前に検討・調整しておく必要がある。	F
住民等への情報伝達の体制や方法について	○河川水位、洪水予報、CCTV映像の情報をウェブサイトやテレビ等を通じて伝達している。	
	○浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等の地域で発生し得る災害リスクについて公表している。	
	●情報の入手のしやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。	G
	●情報伝達手段が多様化し、情報伝達作業の煩雑化が懸念される。	H
	●平成 30 年 7 月豪雨を受けて、情報を発信する関係者や情報を伝達する関係者およびネットメディア・SNS の関係者等が連携し、災害情報の発信の内容や仕方、伝達の手段等を検討することが必要。	R

③ 水防に関する活動

項 目	○現状 と ●課題	
河川水位等に係る 情報提供について	○現在、高梁川では総社、酒津、船穂に設置しているカメラについて、 CCTV映像（静止画・約 3 分更新）を水防警報発表状況と合わせて ウェブサイトで公開している。 ○平成 30 年 7 月豪雨では、情報があっても切迫感を感じられない等の理 由から避難を判断できず逃げ遅れた住民が多く存在した。	
	●沿川住民に対し迫り来る危機を認識させるには、避難の目安と なり得るカメラを選定し、リアルタイムでの画像配信を検討 する必要がある。 ●災害の種類が異なっても危険性を理解しやすい災害情報の表 現方法の統一化、重複する情報の集約、表現内容の単純化を 図る必要がある。	I
河川の巡視区間 について	○出水時には水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施してい る。	
	●現状の巡視ルート・区間について、大規模氾濫時の有効性を検 証する必要がある。	J
	●堤防決壊の恐れのある箇所での土のう積み等の水防活動が的確 に行われるよう、河川巡視で得られた堤防や 河川水位の情報 を河川管理者と消防団員と兼任する水防団員で共有する必要 がある。	K
	●水防団構成員の高齢化により、巡視が困難である。	L
水防資機材の整備 状況について	○水防資機材については、河川管理者と水防管理団体が各々水防倉庫等 に備蓄している。	
	●消防団員と兼任する水防団員と河川管理者が連携して的確な 水防活動を推進するため、資機材にかかる情報を共有し、適切 な配置について検討する必要がある。	M

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○高梁川水系河川整備計画を平成 22 年 10 月に作成し、平成 29 年 6 月に高梁川水系河川整備計画（変更）を策定。 ○過去の被災状況、上下流の治水バランス、事業効果の早期発現等を踏まえた整備順序に従い事業を推進。 ○河川整備計画策定以降、高潮堤防の暫定整備と浸透対策を実施している。	
	●洪水氾濫を未然に防ぐ対策及び被害軽減を図るための堤防構造の工夫を行う必要がある。	N
	●堤防の整備を推進する必要がある。	O

⑤ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○排水ポンプ車に関して事前に配備しており、実働実績がある。	
	●大規模水害に適応するため、既存施設や排水資機材を活用した効果的な排水対策計画を検討する必要がある。	P

5. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び氾濫水の排水等の対策を実施することで、協議会構成機関が連携して令和2年度までに達成すべき目標は以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

【目標達成に向けた3本柱の取組】

上記目標の達成に向け、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、高梁川水系において以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

1. 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
2. 氾濫特性に応じた効果的な水防活動
3. 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

6. 概ね5年で実施する取組

氾濫が発生することを前提として、社会全体で常にこれに備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、協議会構成機関が取り組む取組項目を次のとおり設定した。

なお、主な取組項目については、各協議会構成機関が連携して行っていくものとし、現状実施している施策や実施予定の施策については、今後も継続的に実施していくものとして位置付けた。

6.1. ハード対策の主な取組

協議会構成機関が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。なお、下表の「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」および「危機管理型ハード対策」については、令和2年度以降についても、河川整備計画等で位置づけられている対策を対象に、20～30年かけて引き続き対策を実施する。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
・浸透対策 ・流下能力対策	ABCNO	令和2年度	中国地方整備局
・堤防や拡幅等の整備 ・流下能力を阻害する堆積土の掘削や樹木の伐採 ・変状などが確認された箇所ので速やかな修繕	—	平成29年度～	岡山県
■危機管理型ハード対策			
・堤防天端の保護 ・堤防裏法尻の補強	ABCNO	平成29年度～	岡山県、中国地方整備局

()：支援機関、オブザーバーを示す。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備			
・雨量・水位等の観測データ・ダムの事前放流情報及び洪水時の状況を把握・伝達するための基盤の整備	GHI	平成 29 年度～	岡山県、中国地方整備局
・防災行政無線の改良、防災ラジオ等の配布	G	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、浅口市、早島町
		平成 29 年度～	笠岡市、井原市、高梁市、里庄町、矢掛町
・重要水防箇所の見直し	—	平成 29 年度～	岡山県
・避難活動や水防活動を支援するための水防資機材等の配備	M	平成 29 年度～	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、岡山県、中国地方整備局
・円滑な避難行動や水防活動を支援するため、危機管理型水位計や量水標、CCTV カメラの設置	G	平成 28 年度～	中国地方整備局
		平成 29 年度～	高梁市、新見市、岡山県
・ダム再生の推進（操作規則の再検討、治水機能の増強の検討、利水ダムの治水活用）	AB	平成 29 年度～	岡山県、中国地方整備局、中国電力、中国地方農政局
・樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保（樋門や水門等の無動力化）	—	平成 29 年度～	岡山県
・河川管理の高度化の検討（陸上・水中ドローンや全天候型ドローン）	—	平成 29 年度～	岡山県
・内水の排水活用に資する基盤等の整備	—	平成 29 年度～	井原市、高梁市、早島町、（岡山県）

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

6.2. ソフト対策の主な取組

各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■ 広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等			
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図、氾濫シミュレーション（高梁川/小田川における国管理区間）	ABCE F	平成 28 年度	中国地方整備局
・想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図の作成・公表（岡山県管理区間）	ABEF	平成 29 年度～	岡山県
・広域避難計画の策定 ・広域避難体制の構築等	ABCF	平成 29 年度～	倉敷市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、（岡山県）、（気象庁）、（中国地方整備局）
・避難場所等の有効性の検証や広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知、及びまるごとまちごとハザードマップ整備	ABCEF	平成 29 年度～	倉敷市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、（岡山県）
・要配慮者利用施設の避難計画の作成支援及び訓練の促進	DEF	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、浅口市、早島町、（中国地方整備局）
・ハザードマップポータルサイトを活用した周知サポート、地図情報の活用	GHI	平成 29 年度～	倉敷市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、岡山県、中国地方整備局
・内水の排水活動に資するソフト対策	—	平成 29 年度～	井原市

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■情報の伝達・発信			
・避難勧告の発令に着目したタイムラインの作成及び精度向上 ・ダムの事前放流情報等を考慮した多機関連携型タイムラインの拡充	DEF DEFQ	平成 28 年度～ 令和元年度出水期前まで	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、岡山県、中国電力、農林水産省中国四国農政局、気象庁、中国地方整備局
・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	DE	平成 29 年度～	倉敷市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、岡山県、（気象庁）、（中国地方整備局）
・警報等に関連して「危険度を色分けした時系列」や「警報級の現象となる可能性」の情報提供開始及びメッシュ情報の充実化（地域に迫る危険の把握をサポート）等水害危険性の周知促進 ・危険レベルの統一化等による災害情報の充実と整理、洪水予警報や水位周知情報の発表形式の見直し等を行う	G I	平成 29 年度～ 令和元年度～	岡山県、気象庁、中国地方整備局
・洪水時における河川管理者からの情報提供（ホットラインの構築）	—	平成 30 年度出水期	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、岡山県
・メディア連携分科会を設置し、メディア連携施策のフォローアップを行なう ・ネット環境からの情報・発信	GHR	令和元年度～	岡山県、気象庁、中国地方整備局

() : 支援機関、オブザーバーを示す。 緊急行動計画(改訂版)等を踏まえ追加した取組項目

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■防災教育や防災知識の普及			
・水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催	JKM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、浅口市、早島町、岡山県、気象庁、中国地方整備局
		平成 29 年度～	笠岡市、井原市、新見市、里庄町、矢掛町
・住民一人一人の避難計画・情報マップの作成促進	—	平成 30 年度～	倉敷市、中国地方整備局
・教員を対象とした講習会の実施、小学生を対象とした防災教育の実施	JKM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、浅口市、早島町、岡山県、気象庁、中国地方整備局
		平成 29 年度～	笠岡市、井原市、里庄町、矢掛町
・指導内容に合わせた教材等の作成支援	—	令和元年度～	中国地方整備局
・スマートフォン等へのプッシュ型洪水情報等の情報発信	FGHI	平成 29 年度～	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、岡山県、中国地方整備局
・水位計やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	FI	平成 28 年度～	中国地方整備局
		平成 29 年度～	高梁市、新見市、岡山県
・効果的な「水防災意識社会」再構築に役立つ広報や資料の作成	DEF	平成 29 年度～	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、岡山県、気象庁、中国地方整備局
・災害を風化させないために河川に関するイベントや防災訓練等を実施して、住民が河川や堤防に関心を持つ取組を積極的に行う	—	令和元年度～	倉敷市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、浅口市、早島町、里庄町、矢掛町、岡山県

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

緊急行動計画(改訂版)等を踏まえ追加した取組項目

②氾濫特性に応じた効果的な水防活動

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化			
・水防団等への連絡体制の再確認、水防団同士の連絡体制の確保と伝達訓練の実施	JKLM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、浅口市、早島町、(中国地方整備局)
・水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	JKLM	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、浅口市、(気象庁)、中国地方整備局
・関係機関が連携した実働水防訓練の実施	JKLM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、浅口市、早島町、岡山県、(気象庁)、(中国地方整備局)
		平成 29 年度～	笠岡市、井原市、高梁市、新見市、里庄町、矢掛町
・水防活動の担い手となる水防団員の募集及び水防協力団体の募集・指定を促進 ・水防に関する広報の充実(水防団確保に係る取組)	JKLM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、浅口市、早島町、中国地方整備局
	—	平成 29 年度～	井原市、新見市、里庄町、矢掛町
・市町村庁舎や災害拠点病院等の施設関係者への情報伝達の充実及び機能確保のための対策の充実(耐水化、非常用発電等の整備)	ABCDE	平成 29 年度～	倉敷市、総社市、浅口市、新見市、早島町、里庄町、中国地方整備局、(岡山県)
・地域の建設業者による水防支援体制の検討・構築	JKLM	平成 28 年度～	倉敷市、総社市、浅口市、早島町、中国地方整備局
		平成 29 年度～	笠岡市、井原市、新見市、里庄町、矢掛町

() : 支援機関、オブザーバーを示す。

③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水計画（案）の作成および排水訓練の実施			
・排水機場・樋門・水門等の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施	P	平成 29 年度～	倉敷市、 井原市 、総社市、浅口市、早島町、 里庄町 、 矢掛町 、岡山県、中国地方整備局

()：支援機関、オブザーバーを示す。

7. フォローアップ

今後、想定最大規模の洪水に対する取組方針については、改めて検討を行い、必要に応じて取組方針の見直しを実施する。

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映することによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、本協議会は、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、取組方針を見直すこととする。

「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく

倉敷市真備地区に関する地域の取組方針（案）

令和元年 5 月 2 9 日

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会

真備部会

倉敷市・岡山県・国土交通省中国地方整備局

改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴	改訂契機
第 1 版	令和元年 5 月 29 日	初版作成	平成 30 年 7 月豪雨を受け、水防災意識 社会の再構築に向けた取組みの更なる 推進および再度災害の防止に向けて、真 備緊急治水対策（真備部会）に係る取組 を策定。

目次

1. はじめに	1
2. 本部会の構成員	3
3. 高梁川の概要	4
3.1. 高梁川の概要	4
3.2. 高梁川における主な水害	4
4. 高梁川における課題	6
4.1. 平成 30 年 7 月豪雨発生以前の課題	6
4.2. 平成 30 年 7 月豪雨発生後の新たな課題	6
5. 現在の取組状況	8
6. 減災のための目標	12
7. 実施する取組	13
7.1. ハード対策の主な取組	14
7.2. ソフト対策の主な取組	15
8. フォローアップ	17

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害により、鬼怒川の下流部では堤防が決壊するなど、氾濫流による家屋の倒壊・流失や広範囲かつ長時間の浸水が発生した。また、これらに住民の避難の遅れも加わり、近年の水害では類を見ないほどの多数の孤立者が発生した。

このようなことから、国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について」が諮問され、設置された「社会資本整備審議会河川分科会大規模氾濫に対する減災のための治水対策検討小委員会」（以下、「委員会」と言う。）により、平成 27 年 12 月 10 日に「大規模氾濫に対する減災のための治水対策のあり方について～社会意識の変革による「水防災意識社会」の再構築に向けて～」が答申された。

国土交通省では、委員会の答申を踏まえ、新たに「水防災意識社会再構築ビジョン」として、全ての直轄河川とその氾濫により浸水のおそれのある市町村（109 水系、730 市町村）において、水防災意識社会を再構築する協議会を新たに設置して減災のための目標を共有し、令和 2 年度を目処にハード・ソフト対策を一体的・計画的に推進している。

このような中、平成 28 年 8 月に発生した、台風 10 号等の一連の台風による甚大な被害を受け、委員会より答申された「中小河川等における水防災意識社会の再構築のあり方について」を踏まえ、「水防災意識社会」の再構築に向けた取組を中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させることとされ、平成 29 年 6 月に水防法等の一部改正を行うなどの各種取組が国において進められている。

さらに、同年 6 月 20 日には、両答申において実施すべきとされた事項のうち、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、国土交通大臣指示に基づき、概ね 5 年で取り組むべき各種取組に関する方向性、具体的な進め方や支援等について、「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画（以下、「緊急行動計画」という。）としてとりまとめられた。

しかしながら、平成 30 年 7 月豪雨災害では記録的な長時間の豪雨によって、西日本を中心に広域的かつ同時多発的に水害・土砂災害が発生し、死者・行方不明者は約 200 名、家屋の全半壊等は約 10,000 棟、家屋浸水は約 36,000 となる等、極めて甚大な被害が広範囲で発生した。

これを踏まえ、平成 30 年 8 月に国土交通大臣から社会資本整備審議会会長に対して「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方」が諮問され、「社会資本整備審議会 河川分科会大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策検討小委員会」が平成 30 年 9 月に設置された。

その後、平成 30 年 12 月に大規模広域豪雨に対する対応について、基本的な考え方を示すとともに、緊急的に実施すべき対策を具体的に提示した「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、この答申を踏まえて、平成 31 年 1 月に取り組むべき施策について具体的な進め方、国土交通省の支援等の充実を図る緊急行動計画が改定された。

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会は平成 28 年 8 月 4 日に設置され、これまでに、洪水被害が発生するという視点に立ち、過去の災害の教訓から課題を抽出し、概ね 5 か年の防災・減災対策の目標を『氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。』と定めた。この目標に対して、各課題から派生する取り組み方針をとりまとめ推進してきたところであるが、倉敷市真備地区において、平成 30 年 7 月豪雨による小田川の堤防決壊や内水氾濫により 2,000 名を超える逃げ遅れが発生するとともに、甚大な人的被害や社会経済被害が発生した。このため、国土交通省及び岡山県では、平成 30 年 9 月に再度災害防止を目的とした緊急的なハード対策として「真備緊急治水対策」を公表した。

更に、施設規模を超える洪水が発生することを認識し、的確な避難行動や防災に対する住民意識の向上を図るため、国土交通省、岡山県、倉敷市により具体的なソフト対策を検討・推進していくため、平成 30 年 10 月に「真備部会」を新設した。平成 31 年 1 月に改定された緊急行動計画に基づき、倉敷市、岡山県、国土交通省の 3 者により、真備町におけるハード対策とソフト対策を一体とした「真備緊急治水対策プロジェクト」を平成 31 年 2 月に策定した。

今後本部会は、この取組方針をもとに関係機関が連携・協力して真備地区で早急に実施すべき対策を進め、「水防災意識社会」の再構築に取り組む。

2. 本部会の構成員

本部会の参加機関及び構成メンバーは、以下のとおりである。

参加機関	構成メンバー
倉敷市	総務局参与
〃	建設局長
岡山県	危機管理課長
〃	土木部 河川課長
〃	土木部 防災砂防課長
中国地方整備局	総括保全対策官

3. 高梁川の概要

3.1. 高梁川の概要

高梁川の氾濫域には、岡山県第 2 の都市である倉敷市が存在し、水島地区には全国屈指の規模の石油・鉄鋼等大型コンビナートが形成され、岡山県西部から広島県北東部における社会・経済・文化の基盤を成している。

一方で、高梁川下流部は、江戸時代以降の干潟の干拓や埋め立てによってゼロメートル地帯が拡大し、一度氾濫すれば、広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、洪水の氾濫や高潮による浸水が一度発生すると、重大な被害が発生することになる。また、断層沿いに流れる小田川は河床勾配が緩やかで本川の背水の影響を大きく受けるため、沿川は内水被害の危険性が高い。以下に過去の洪水による被害状況を示す。

3.2. 高梁川における主な水害

○昭和 9 年 9 月洪水

室戸台風は、9 月 20 日の夜半に日向灘沖から、21 日未明 5 時に室戸岬付近を通過し、3 時間後には大阪付近に上陸した。高梁川流域では、19 日午後より雨が降りはじめ、20 日の夜半には南東の強風を交えてさらに激しくなり、上房郡下砦部の同日の雨量は 248mm に達し、県内の床下・床上浸水は 60,334 戸、全半壊は 6,789 戸に及んだ。

この記録的な豪雨により流域内の各河川は急激に出水し、高梁川の中上流において、家屋および橋梁の流出、田畑の荒廃、道路の損壊等が発生し、大きな被害が生じた。

○昭和 47 年 7 月洪水

日本海中部まで北上していた梅雨前線は、9 日夕方から 10 日の朝にかけて西日本に南下し停滞を続け、13 日の朝方まで断続的に強い雨を降らせ、9 日～13 日までの総雨量は、100～450mm を記録した。このため、日羽地点（高梁川 27k600m）では、11 日 18 時すぎ警戒水位を越え、12 日 6 時に最高水位 8.38m（堤防天端より 1.5m 下）を記録し、床下浸水は 5203 戸、床上浸水は 2144 戸、全半壊は 227 戸に及んだ。

支川小田川の矢形橋地点（1k200m）においても、11 日 7 時に警戒水位を越え、11 日 11 時に最高水位 7.38m（堤防天端より 2.0m 下）を記録した。

○昭和 51 年 9 月洪水

岡山県において、昭和 51 年 9 月 8 日に大型で強い台風 17 号の接近により、前線の活動が活発になり、昼頃から降り始めた雨は断続的に降り続き、総雨量は高梁地点で 454mm、

新成羽川ダムで 436mm、倉敷地点で 466.5mm、時安地点で 393mm、井原地点で 487mm を記録した。この雨により高梁川の日羽地点では、13 日 15 時に最高水位 7.86m、小田川井原地点では、12 日 4 時に最高水位 5.71m に達し、水系全体の床下浸水は 1,461 戸、床上浸水は 1,185 戸、全半壊は 14 戸に及んだ。

○平成 30 年 7 月洪水

平成 30 年 7 月 5 日(木)から 7 日(土)にかけて、梅雨前線が本州付近に停滞し、この前線へ向かって暖かく湿った空気が流れ込み、前線の活発な活動が続いたため、高梁川流域でも断続的に非常に激しい雨が降り、多いところでは降り始めからの累加雨量が 400mm を超えた。この雨により高梁川の日羽水位観測所では、7 日 0 時 30 分に最高水位 13.12m、酒津水位観測所では、7 日 2 時 10 分に最高水位 12.36m、小田川の矢掛水位観測所では、7 日 1 時 50 分に最高水位 5.67m に達し、いずれも観測史上最高水位を記録した。この記録的な豪雨により、倉敷市真備町において、小田川や支川の高馬川などで堤防の決壊や越水が多数発生し、浸水面積は約 1,200ha (7/7AM 時点)、浸水戸数は約 4,600 棟、避難者数は 3,675 名（倉敷市全体）に及んだ。

4. 高梁川における課題

4.1. 平成 30 年 7 月豪雨発生以前の課題

当該流域内に関わらず、近年大規模な浸水被害が生じていないことにより、地域が洪水に対する安心感を持ってしまうことが課題の 1 つとして挙げられる。現状は計画堤防高に満たない堤防や質的整備が完了していない堤防があり、現在の整備水準を上回る洪水に対しては、浸水被害が懸念される。

岡山平野はゼロメートル地帯であるという特徴から、洪水により氾濫が発生した場合には、沿川における広範囲に浸水域が広がるだけでなく、水はけが悪く長時間浸水することとなるほか、高潮によって浸水した場合も同様のことが想定される。

このような浸水が発生した場合、ゼロメートル地帯が広がる下流部の氾濫原には多くの人口・資産、行政・医療機関、駅といった重要な公共施設が集中しているため、経済、社会に重大な影響・被害の発生が懸念される。

そのため、想定される浸水リスクや的確な避難行動のために必要な情報の提供・周知が必要であるとともに、当該河川の特徴を踏まえ、浸水を一日も早く解消するための排水計画の作成と効果的な水防活動を実施するための訓練等が必要である。

以上を踏まえ、過去の水害におけるソフト面の各事項に対する課題（①河川特性に関する事項、②情報伝達、避難計画等に関する事項、③水防に関する活動、④河川管理施設の整備に関する事項、⑤氾濫水の排水、施設運用等に関する事項）が抽出された。

4.2. 平成 30 年 7 月豪雨発生後の新たな課題

高梁川の水位の上昇に伴い、小田川では背水の影響を受けて流れにくい状況となり、さらに小田川の支川でも長時間水位の高い状況となったと推定される。高い水位が長時間継続し、更には越水等により堤防決壊が発生したものと推定される。このため、小田川合流点の付替え、および河道掘削等による洪水時の水位低下や浸透対策として断面拡大等の堤防強化を行なう必要がある。

また、流下断面の確保を目的として河道内掘削や支障木の伐採を実施し、計画的かつ定期的に管理する必要がある。

行政等の関係機関から発信される避難指示・勧告、各種災害情報が住民の危機感に結びつかず、様々な情報があっても全ての住民が避難を決断できるとは限らない。また、避難が夜間に差し掛かったことも避難を躊躇った理由と考えられることから、住民の避難行動に直結する分かりやすく、住民が切迫感を認識できる避難情報の発信が必要となる。

今回の豪雨では、開設した指定避難所へ想定以上の避難者が殺到したこと等を踏まえて、想定される大規模洪水やその他災害に対応した避難所の設置、広範囲の浸水を想定した隣接自治体の避難所や民間施設との協定による避難所の設置が必要である。

洪水時には河川の水位が時々刻々と変化し、それに応じたダムของ放流状況、避難指示等の防災情報が様々発信される。提供される情報を公共交通機関の運行や道路の交通規制、住民の的確な避難行動に繋げるため、あらかじめ水系全体で様々な機関が連携・協力した行動計画を定めておく必要がある。

また、公助としての行政の取組だけでなく、共助として住民や企業等が互いに助け合い、防災・減災に取り組むとともに、地域に根付いた継続的な取組を行なう必要がある。

さらに、自助として住民一人一人が防災行動をあらかじめ定めておく等、災害時に的確なタイミングで適切な避難が決断できることも必要である。

以上の課題を踏まえ、大規模水害に備え、具体的な取組を実施することにより「水防災意識社会」の再構築を目指すものである。

5. 現在の取組状況

高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会では、平成 28 年度に構成機関における洪水時の情報伝達や水防に関する事項等について、現状の取組を踏まえた更なる課題を抽出し、平成 32 年度までに達成すべき目標を掲げて、各機関が連携して取り組む内容を取りまとめた。

そのうち、本部会は平成 30 年 7 月豪雨において特に真備地区で新たに顕在化した課題を以下のとおり整理した。

① 河川特性に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
河川特性について	○氾濫域に干潟の干拓や埋め立てによって形成されたゼロメートル地帯を含み、多くの人口・資産、行政・医療機関、駅といった重要な公共施設が集中している。	
	○高梁川上流では山に挟まれた狭窄部が存在する。	
	○洪水時に高梁川の水位が高くなると、その影響で小田川の水位が高くなる特性（背水影響）を持っている。また、小田川の河床勾配は、高梁川に比べても緩く、水位が高くなる影響が広範囲に及ぶ。	
	●長期間かつ広範囲で浸水被害が発生し、経済、社会に与える影響が甚大である。	A
	●高梁川上流では急激に浸水深が大きくなり、被害が深刻になる恐れがある。	B
	●越水や水位が高い状況が続くと、破堤リスクの増大・内水の助長といった危険な状態となる。	C

② 情報伝達、避難計画等に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
避難勧告等の発令基準等について	○地域防災計画に避難勧告等の発令基準が記載されている。	
	●地域防災計画に、より具体的に避難勧告の発令のタイミングや対象範囲の目安を記載したり、国（河川事務所、気象台）、県、市町と連携する必要がある。	D
災害時の円滑な防災対応について	○各市町・県、関係機関は、それぞれの防災計画に従って防災対応を実施している。	
	●災害時には、各機関が個々で対応するのみではなく、的確な情報伝達や連携した対応を実施する必要がある。	Q
避難場所・避難経路について	○各市町・県の地域防災計画において避難場所を設定している。	
	●現状の避難場所、避難経路について、平成 30 年 7 月豪雨での経験や大規模氾濫時の浸水リスクを考慮した見直しを行う必要がある。	E
	●市町内の広範囲が浸水する場合等を想定し、市町内だけでなく隣接自治体の避難場所への広域避難や避難経路についても事前に検討・調整しておく必要がある。	F
	●民間施設と協定を結ぶなど、広く避難所としての指定を検討する。	R
住民等への情報伝達の体制や方法について	○河川水位、洪水予報、CCTV映像の情報をウェブサイトやテレビ等を通じて伝達している。	
	●情報の入手のしやすさや切迫感の伝わりやすさを向上させる必要がある。	G
	●情報伝達手段が多様化し、情報伝達作業の煩雑化が懸念される。	H
	●住民が伝達された情報の意味合いや切迫度を理解し、避難行動につなげる必要がある。	S
	●住民一人一人が防災行動をあらかじめ定め、災害時に的確なタイミングで適切に避難を決断できることが必要である。	T

③ 水防に関する活動

項 目	○現状 と ●課題	
河川水位等に係る 情報提供について	○現在、高梁川では総社、酒津、船穂に設置しているカメラについて、CCTV映像（静止画・約3分更新）を水防警報発表状況と合わせてウェブサイトで公開している。	
	●沿川住民に対し迫り来る危機を認識させるには、避難の目安となり得るカメラを選定し、リアルタイムでの画像配信を検討する必要がある。	I
	●河川の水位観測データを地域住民に分かりやすく、リアルタイムで提供する危機管理型水位計の設置および関係機関への情報発信が必要である。	U

項 目	○現状 と ●課題	
河川の巡視区間について	○出水時には水防団等と河川管理者がそれぞれ河川巡視を実施している。	
	●現状の巡視ルート・区間について、大規模氾濫時の有効性を検証する必要がある。	J
	●堤防決壊の恐れのある箇所ですのう積み等の水防活動が的確に行われるよう、河川巡視で得られた堤防や河川水位の情報を河川管理者と水防団員で共有する必要がある。	K
	●水防団構成員の高齢化により、巡視が困難である。	L
水防資機材の整備 状況について	○水防資機材については、河川管理者と水防管理団体が各々水防倉庫等に備蓄している。	
	●消防団員と兼任する水防団員と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、資機材の情報を共有し、適切な配置について検討する必要がある。	M

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
堤防等河川管理施設の現状の整備状況	○高梁川水系河川整備計画を平成 22 年 10 月に作成。 ○過去の被災状況、上下流の治水バランス、事業効果の早期発現等を踏まえた整備順序に従い事業を推進。 ○河川整備計画策定以降、高潮堤防の暫定整備と浸透対策を実施している。	
	●洪水氾濫を未然に防ぐ対策及び被害軽減を図るための堤防構造の工夫を行う必要がある。	N
	●堤防の整備を推進する必要がある。	O
	●流下断面の確保を目的として河道内掘削や樹木の伐採を実施し計画的かつ定期的に管理する必要がある。	V

⑤ 氾濫水の排水、施設運用等に関する事項

項 目	○現状 と ●課題	
排水施設、排水資機材の操作・運用について	○排水ポンプ車に関して事前に配備しており、実働実績がある。	
	●大規模水害に適応するため、既存施設や排水資機材を活用した効果的な排水対策計画を検討する必要がある。	P

6. 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や的確な水防活動の実施、及び氾濫水の効果的な排水等に向けて、達成すべき目標と各機関が連携して行う取組を以下のとおりとした。

【5年間で達成すべき目標】

氾濫水が貯留する上流域や、ゼロメートル地帯を抱え、広範囲に広がる下流域の岡山平野における氾濫特性などをふまえた実効性のある防災・減災対策を推進し、「逃げ遅れゼロ」「社会経済被害の最小化」を目指す。

【目標達成に向けた3本柱の取組】

上記目標の達成に向け、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、高梁川において以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

1. 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組
2. 氾濫特性に応じた効果的な水防活動
3. 長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

7. 実施する取組

国土交通省と岡山県及び倉敷市では、平成 30 年 7 月豪雨により被災した倉敷市真備町において再度災害防止のための「真備緊急治水対策(ハード対策)」を連携し実施している。

また、「高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会真備部会」の枠組みを活用して、倉敷市、岡山県、国の 3 者により真備町におけるソフト対策の内容を本章で述べる。

この「真備緊急治水対策(ハード対策)」と、新たなソフト対策が一体となった「真備緊急治水対策プロジェクト」に基づき、関係機関が連携・協力して水防災意識社会の再構築に向けた取組を加速する。

なお、高梁川水系大規模氾濫時の減災対策協議会において、水系として実施している施策や実施予定の施策については、今後も継続的に実施していく。

7.1. ハード対策の主な取組

国土交通省、岡山県、倉敷市が実施するハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策			
<小田川、末政川、高馬川、真谷川、 大武谷川、背谷川、内山谷川> ・小田川合流点付替え ・堤防強化 ・堤防嵩上げ ・河道掘削、樹木伐採	ABCNOV	～2023 年度	中国地方整備局 岡山県 倉敷市
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備 ・応急的な避難場所等の防災拠点整備	EF	～2023 年度	倉敷市、中国地方整備局
・円滑な避難行動や水防活動を支援するため、危機管理型水位計や量水標、CCTV カメラの設置	GI	2018 年度	中国地方整備局 岡山県

() : 支援機関を示す。

7.2. ソフト対策の主な取組

国土交通省、岡山県、倉敷市の各参加機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおりである。

① 迫り来る危機を認識した的確な避難行動のための取組

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知等			
・避難場所等の有効性の検証や広域避難を考慮したハザードマップの作成・周知、及びまるごとまちごとハザードマップ整備	ABCEFR	2018 年度～	倉敷市、中国地方整備局
■情報の伝達・発信			
・タイムラインに基づく首長等も参加した実践的な訓練	DE	2019 年度～	倉敷市、岡山県、中国地方整備局
・ダムの事前放流情報等を考慮した多機能型タイムラインの作成	DEQ	～2019 年出水期	倉敷市、岡山県、中国地方整備局

()：支援機関を示す。

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■防災教育や防災知識の普及			
・水防災に関する説明会、出前講座を活用した講習会の開催	JKM	2019 年度～	倉敷市、岡山県、中国地方整備局
・住民一人一人の避難計画・情報マップ（マイハザードマップ）の作成促進	ST	2018 年度～	倉敷市、中国地方整備局
・教員を対象とした講習会の実施、小中学生等を対象とした防災教育の実施	JKMST	2019 年度～	倉敷市、岡山県、中国地方整備局
・水位やライブカメラの情報をリアルタイムで提供	GHU	2018 年度～	倉敷市、岡山県、中国地方整備局

()：支援機関を示す。

②氾濫特性に応じた効果的な水防活動

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化			
・水防団等が参加する洪水に対しリスクが高い区間の共同点検	JKLM	2019 年度～	倉敷市、岡山県、中国地方整備局

③長期化する浸水を一日も早く解消するための排水対策

主な取組項目	課題の 対応	目標時期	取組機関
■排水計画（案）の作成および排水訓練の実施 ・排水機場・樋門・水門等の情報共有を行い、大規模水害を想定した排水計画を検討及び訓練の実施	P	2018 年度～	倉敷市、中国地方整備局

()：支援機関を示す。

8. フォローアップ

今回の取組方針は、平成 30 年 7 月豪雨を踏まえ明らかとなった新たな課題を踏まえ、平成 30 年 10 月に新設した「真備部会」における国土交通省、岡山県、倉敷市の 3 機関で連携、協力しながら対策を検討、実施していくことを目的としとりまとめたものである。

本取組方針は、必要に応じて真備部会を開催し、部会の中で実施状況や取組の進捗状況を確認し、必要に応じて取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行い、そして真備部会の取組状況については、高梁川水系大規模時の減災対策協議会にて報告する。

今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集したうえで、随時、取組方針を見直すこととする。